桶川市第六次総合計画

令和5年3月

桶川市

「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」の実現を目指して

日本は、過去経験のない人口減少と少子高齢化に直面し、社会保障経費の増大、国内市場の縮小、昨今の激甚化、頻発化する自然災害など、多くの課題を抱えています。また、グローバル化により、地球をひとつの単位として価値を共有する時代となり、2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標となる SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済成長、社会的包摂、環境保護の調和を掲げ、目標の達成に向け、各々の国や地域で様々な取り組みが進められております。

そして、2020 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、働き方やライフスタイルが変化し、日々の生活や様々な産業分野におけるデジタル化の進展など、社会環境は、価値観も含め大きく変容しました。

このような中、本市では、東京都心から 40 キロ圏に位置する住宅都市として、また、圏央道 IC や上尾道路など広域交通網の要衝として、今日まで、都市基盤整備をはじめ、安心・安全、子育て、高齢者福祉、産業基盤づくりなど、ハード、ソフト両面にわたり、様々な事業に取り組んでまいりました。

この度、策定いたしました、本市の行政運営の指針となる第六次総合計画では、将来像に「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」を掲げております。不確実性の高い変化の時代にあって、先人が築き上げた歴史や文化を守り、多様な価値観を尊重しながら、市民の皆様が、それぞれの幸せを実感できるまちづくりを推進してまいりますので、引き続き、御理解、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、この第六次総合計画は、コロナ禍により、策定期間を 2 か年延長することとなりました。審議会をはじめ、公募市民によるワールドカフェや、高校生・大学生によるワークショップ、市民意識調査など、多くの市民や関係者の皆様の長期間にわたる御尽力により、計画の策定に至ることができました。

御協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

桶川市長　小野克典

市民憲章

中山道の宿場町として、永い歴史と文化に培われてきた自然豊かな桶川市、わたくしたちは、ここに住むことをほこりとし、より明るい豊かな郷土を築くため、この憲章を定めます。

1　わたくしたちは、おもいやりと助け合いの心を大切にし、明るい桶川を築きます。
1　わたくしたちは、からだを鍛え教養を高め文化を大切にし、うるおいのある桶川を築きます。
1　わたくしたちは、平和を愛し勤労を尊び家庭を大切にし、豊かな桶川を築きます。
1　わたくしたちは、約束を守り責任をはたし礼儀を大切にし、心のふれ合う桶川を築きます。
1　わたくしたちは、緑を守り育て自然を大切にし、美しい桶川を築きます。

（昭和 55 年 11 月 1 日　告示第 49 号）

桶川市都市宣言

- 平和都市宣言（昭和 60 年 1 月 1 日）
- スポーツ都市宣言（平成 3 年 6 月 1 日）
- 人権尊重都市宣言（平成 6 年 12 月 10 日）
- 環境自治体宣言（平成 8 年 6 月 5 日）
- 男女共同参画都市宣言（平成 10 年 12 月 18 日）
- 友好都市宣言（平成 29 年 2 月 25 日　山形県飯豊町）
- ゼロカーボンシティ宣言（令和 3 年 10 月 30 日）

各種制定・指定事項等

市章

市の花
つつじ

市の木
けやき

桶川市マスコットキャラクター
オケちゃん

目　　次

■序論

第１章　計画の概要 …… 6

1　策定の目的 …… 6
2　計画の構成と期間 …… 7

第２章　計画策定の背景 …… 8

1　時代の潮流 …… 8
2　桶川市の概況 …… 10
3　市民意向 …… 26

■基本構想

第１章　目的と期間 …… 40

第２章　基本理念 …… 40

第３章　将来像 …… 41

第４章　まちづくりの方向性 …… 42

1　政策 …… 42
2　土地利用の考え方 …… 44

第５章　計画推進のために …… 49

■前期５か年基本計画

第１　基本計画の概要 …… 53

1　計画の目的と体系 …… 53
2　計画期間 …… 53

第２ 計画推進のために …… 54

1　人口ビジョン…… 54
2　ＳＤＧｓの推進 …… 58
3　みんなが主役になるまち …… 59
4　計画的な行財政運営 …… 60

第３ 分野別の施策…… 62

1　政策（教育・文化に関する分野）…… 65
2　政策（健康・福祉に関する分野）…… 79
3　政策（安心安全・都市基盤に関する分野）…… 93
4　政策（環境・みどりに関する分野）…… 111
5　政策（産業・経済に関する分野）…… 123

■資料編

1　策定体制…… 136
2　桶川市振興計画審議会…… 137
3　桶川市総合振興計画（基本構想・前期基本計画）
　策定要綱…… 141
4　策定経過…… 143
5　指標一覧…… 145
6　桶川市第六次総合計画
　前期５か年基本計画における施策等一覧…… 147

序論

第１章 計画の概要

１ 策定の目的

本市は、昭和 47 年（1972 年）に「桶川市総合振興計画基本構想」を策定して以来、これまで５次にわたり総合振興計画を策定しています。この中で、直近の第五次では、将来像に「みんなで つくり 育む 活気あふれる交流拠点都市 おけがわ」を掲げ、都心から 40 キロ圏に位置する住宅都市としての特性と、広域幹線道路の要衝としての地の利をいかし、様々な施策に取り組んできました。

現在、首都圏中央連絡自動車道（以下、圏央道）のインターチェンジや上尾道路が開通し、鉄道では上野東京ラインが運行を開始するなど、都心や地方へのアクセスが飛躍的に向上しています。

その一方、グローバル化により、世界レベルで価値が共有される中、日本は、人口減少、少子高齢化に直面し、首都圏に位置する本市の人口も、緩やかな減少局面を迎えています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活スタイルや働き方など、これまでの価値観が大きく変化し、この変化にあわせ社会のデジタル化が大きく進展しました。

このような変革の時代の中、先人が築き上げた歴史や文化を守り、変化を力に変え、魅力的で豊かな桶川を未来に引き継ぐことができるまちづくりを推進するため、今後 10 年間の行政運営の指針となる「桶川市第六次総合計画（以下、総合計画）」を策定しました。

なお、社会は成熟期となり、本市においても質的な豊かさを志向する観点から、この度、計画の名称を総合計画に改めます。

2 計画の構成と期間

長期計画となる「基本構想」と、中期計画となる「基本計画」により構成します。また、関連諸計画や個別事業などにより、総合計画の推進を図ります。

(1) 基本構想

本市におけるまちづくりの基本理念や将来像を掲げ、その実現に向けた政策や土地利用の方向性を定めるものです。

基本構想の計画期間は、令和 5 年度（2023 年）から令和 14 年度（2032 年）までの 10 年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に掲げた政策と土地利用の計画的な推進に必要となる諸施策を総合的、体系的に定めたものです。計画期間を前期・後期の各 5 年間とし、前期 5 か年基本計画は令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）まで、後期 5 か年基本計画は令和 10 年度（2028 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までとします。

(3) 関連諸計画・個別事業

総合計画に掲げる諸施策に基づき策定する関連諸計画や個別事業は、総合計画との整合・調整を図ります。

第２章 計画策定の背景

1 時代の潮流

(1) 縮小する社会

戦後、増加を続けた日本の総人口は、少子高齢化の進展により、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2808 万人をピークに減少に転じています。

この中で、労働力といわれる生産年齢人口（15 歳～ 64 歳）は、総人口に先立ち、平成 7 年（1995 年）にピークを迎え、減少に転じる一方、老年人口（65 歳以上）は、一貫して増加を続けています。また、少子化について、令和 3 年（2021 年）の合計特殊出生率は、人口置換水準となる 2.07 を大きく下回る 1.33、直近の令和 4 年（2022 年）の国内の出生数は、過去最少となる 80 万人を割り込む結果となっています。

少子高齢化による人口減少は、労働人口の減少や国内市場の縮小、社会保障経費の増大、都市の空洞化、地域社会における担い手不足など、多くの課題を浮き彫りにしています。実効性のある少子化対策をはじめ、未来技術を用いた生産性の向上、地域福祉の推進、コンパクト・プラス・ネットワークの形成など、厳しさを増す行財政運営の中、縮小する社会を見据えた持続可能なまちづくりを着実に進めることが求められています。

(2) 価値観の多様化

我が国は、戦後から 1990 年代の初頭にかけ、生活の豊かさを追求し、大量生産、大量消費の経済モデルのもと、モノの豊かさを実感できる社会を形成してきました。そして、現在では、世界有数の長寿国となり、人生 100 年時代を迎える中、生活水準の向上や余暇時間の増大、インターネットなど高度通信技術の普及により、個人の価値観や生活スタイルは多様化し、一人ひとりの個性や価値観を互いに尊重する、誰もが自分らしく幸せに暮らし続けることを目指す社会へと変化しています。また、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、働き方や生活スタイルなど、長年培われてきた慣習や価値観は大きく変化しています。

限られた行政資源の中、多様化、複雑化する行政需要への対応が求められています。

(3) 地球温暖化

社会経済活動に伴う温室効果ガスの排出量の増加や、森林伐採などによる自然環境の破壊により、地球温暖化や生物多様性の喪失など、世界各地において、様々な環境問題が顕在化しています。また、激甚化・頻発化する集中豪雨や台風の大型化など、地球温暖化の影響とみられる異常気象が、近年、国内各地で発生しており、農作物への被害や土砂崩れ、洪水、サプライチェーンの断絶など、日本の社会経済基盤に大きな影響を及ぼしています。

このような中、2015 年（平成 27 年）9 月に国連で採択された持続可能な開発目標となるＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）では、経済、社会、環境の調和による 17 のゴールを掲げ、これからも人類が地球に住み続けることができるよう、世界各地で様々な取り組みが進められています。

地球環境問題への関心は、その必要性も含め、年々高まっています。国や地方自治体、産業界など多様な主体が連携・協働し、住民と一丸となって、環境意識の醸成をはじめ、脱炭素や循環型社会の形成、自然環境の保全・再生などに継続して、取り組むことが求められています。

(4) 激甚化・頻発化する自然災害

近年、数十年に一度といわれる大規模自然災害が、毎年のように発生しており、各地で甚大な被害を及ぼしています。また、発生が予期される首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模自然災害に備える為、国は平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」を制定し、強靱な国土の形成に向け、地方自治体と共に取り組むこととしています。

災害から人命や財産を保護し、建物の崩壊やインフラの機能停止、経済活動の停滞など、様々な被害を最小化し、その被害を迅速に回復することができる、強靱性を備えたまちづくりの推進や、地域の特性に応じた自助、共助、公助における総合的な地域防災体制の構築が求められています。

(5) ポスト・コロナ時代

この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、働き方や生活スタイルなどが変化し、テレワークやキャッシュレス決済、宅配など非接触型といわれるサービスが、デジタル化とともに急速に普及しました。

その一方、対面のみによる行政サービスの限界、医療現場や支援金給付時における混乱など、社会基盤としてのデジタル化の遅れや、世界的な生産活動や物流網の停滞に起因する国内における事業活動の停滞など、新たな課題も浮き彫りとなりました。

このような中、国は、令和 4 年（2022 年）6 月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定し、デジタル技術を活用して「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととしています。

社会基盤となるマイナンバーカードとＡＩやＩｏＴなどデジタル技術を活用した社会課題の解決や、生産拠点の国内回帰といったサプライチェーンの強靱化など、ポスト・コロナ時代を見据え、新たなニーズや環境変化に適応できる持続可能な社会の形成が求められています。

2 桶川市の概況

(1) 地勢

本市は、東京都心から 40km 圏にあり、埼玉県のほぼ中央に位置しています。市域は東西８km、南北４km にわたり蝶が羽根を広げたような形をしており、市の面積は 25.35㎢です。東は蓮田市と久喜市、西は川島町、南は上尾市と伊奈町、北は北本市と鴻巣市にそれぞれ接しています。

地形は、市の中央部が大宮台地となっており、市東部の市境には利根川水系元荒川、市西部の市境には荒川水系荒川が流れています。支川を含むこれらの河川に沿って、河道と同程度の低地が広がっています。

また、市の中央部をＪＲ高崎線が縦断し、道路交通網としては、国道 17 号、中山道が市の中央部を南北に縦断するとともに、県道川越栗橋線が市域を横断しています。さらに、市の北部を圏央道が横断し、西部を縦断する上尾道路が圏央道桶川北本ＩＣに接続しています。

図 1：桶川市の位置

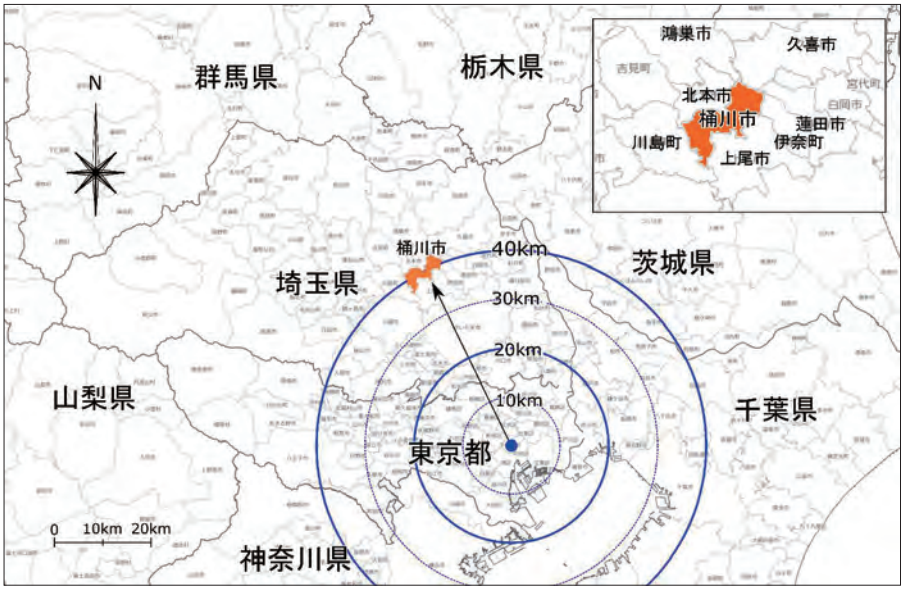

出典：国土地理院　電子国土 WEB の地図データを加工しています。

(2) 沿革

本市は、江戸時代には米や麦、紅花などの集散地として物流機能を担い、中山道６番目の宿場町として栄えました。大麦は“桶川麦”、紅花は“桶川臙脂（えんじ）”としてその名を全国に知られ、紅花は「最上紅花（山形）」に次ぐ全国で２番目の生産量を誇っていました。

明治時代になると町村合併が進み、明治 22 年４月の町村制施行に伴い桶川町、加納村、川田谷村となり、その後、昭和 30 年１月には加納村と同年３月には川田谷村と合併し、昭和 31 年４月に上尾町大字井戸木字後を編入、一部を分離し、昭和 45 年 11 月３日に埼玉県下 31 番目となる市制を施行しました。

その後、東京都心への通勤・通学の利便性もよいことから、今日まで住宅都市として発展し、令和２年に市制施行 50 周年を迎えました。

(3) 人口

①総人口の推移

総人口は令和５年（2023 年）１月現在、74,680 人となっており、緩やかに人口が減少しつつあります。

年齢三区分別人口割合では、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加傾向にあり、令和５年（2023 年）１月現在の高齢化率は 29.9%となっています。

図 2：総人口の推移

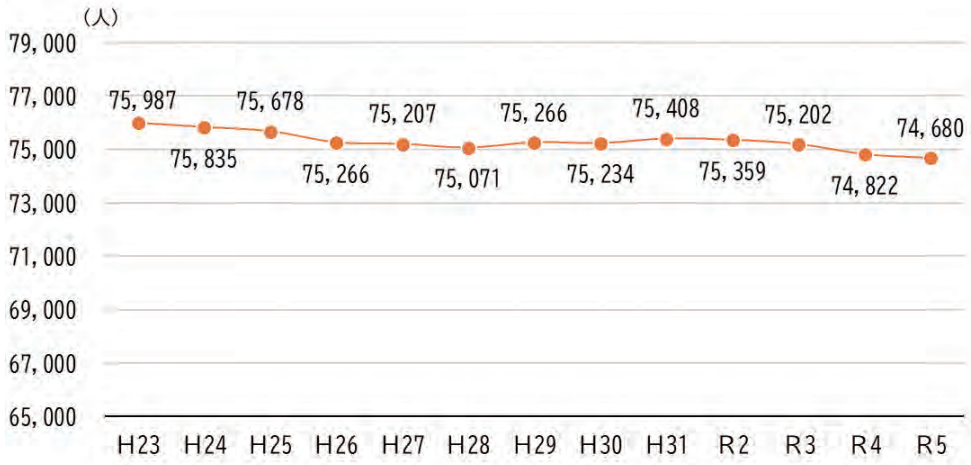

出典：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年１月１日現在）

図 3：年齢三区分別人口割合の推移

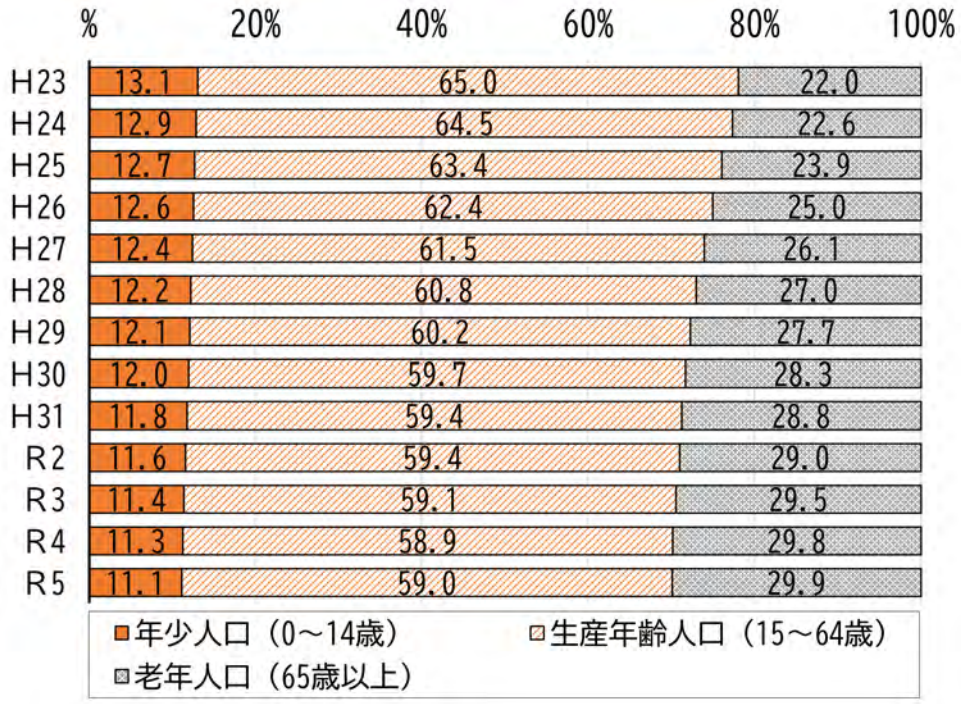

出典：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年１月１日現在）

②地区別の高齢化率

高齢化率を地区別にみると、加納地区と川田谷地区では、その他の地区と比べ急激に高齢化が進展しており、令和４年（2022 年）１月現在、35％を超えています。

図 4：地区別の高齢化率推移

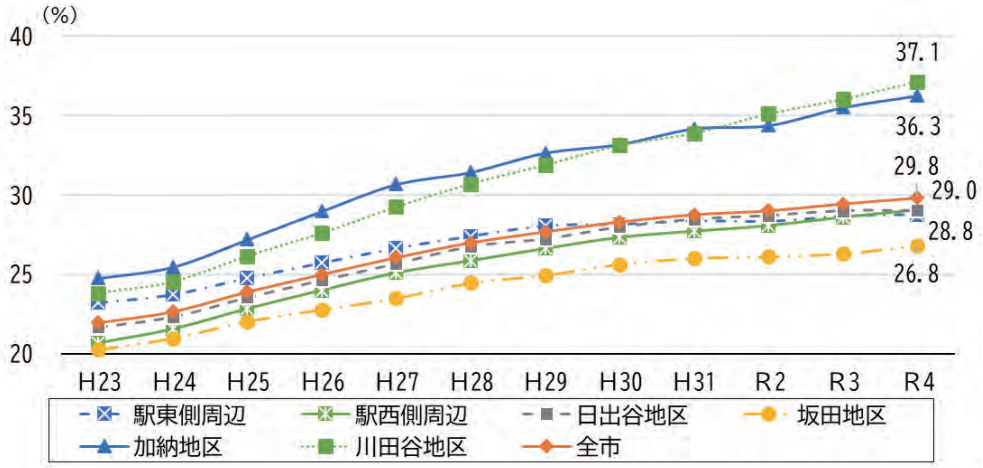

出典：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年１月１日現在）

③将来人口の見通し

人口推計（令和４年（2022 年）１月１日基準）では、10 年後となる令和 15 年（2033 年）には人口が 69,228 人となり、その後も減少を続けます。

一方、高齢化率は令和 36 年（2054 年）に 36.9％となりピークを迎えます。

図 5：全市の人口推計と高齢化率

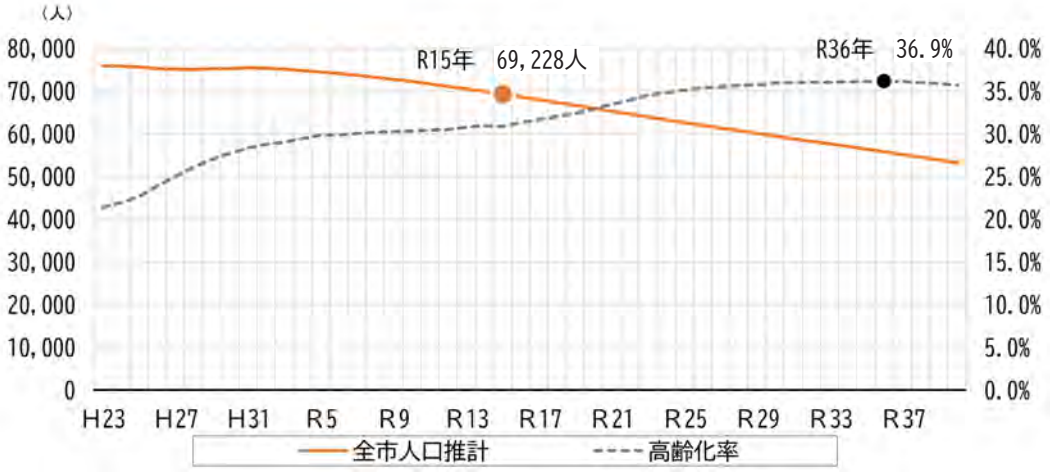

出典：企画調整課（各年１月１日現在）

④人口構成

団塊ジュニア世代を含む 45 ～ 54 歳が最も多く、次いで団塊世代を含む 70 ～ 74 歳が多くなっています。

その一方で、若者世代は減少傾向にあり、つぼ型の人口構成となっています。

図 6：人口構成

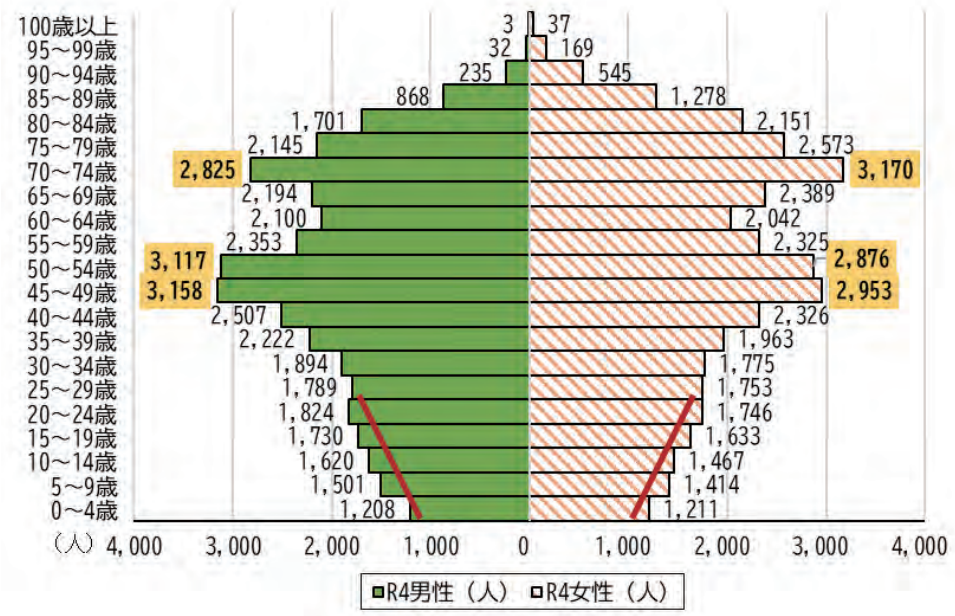

出典：住民基本台帳（令和４年１月１日）

⑤合計特殊出生率

本市の令和３年（2021 年）の合計特殊出生率は 1.11 となっています。平成 26 年（2014 年）には、埼玉県の平均 1.31 と同水準となりましたが、その後は県及び全国平均を下回り推移しています。

図 7：合計特殊出生率の推移

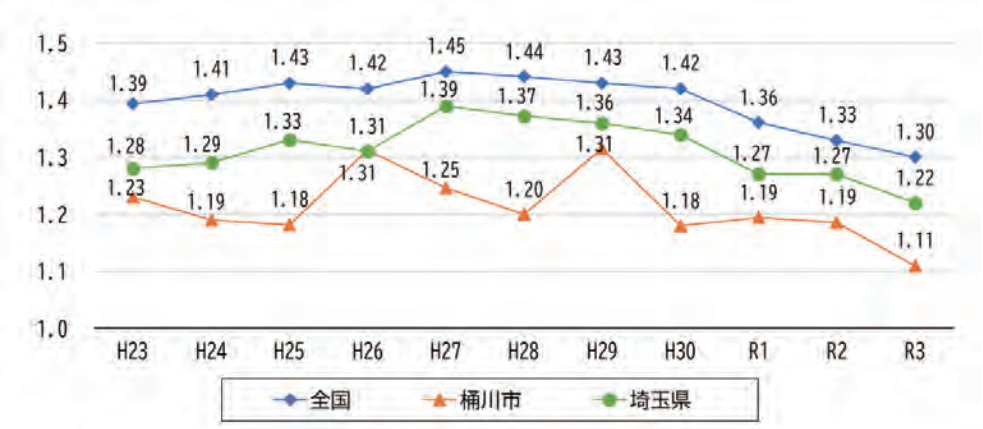

出典：埼玉県保健医療部 保健医療政策課（各年 10 月１日現在）

⑥人口動態

令和３年（2021 年）の出生数は 428 人、死亡数は 869 人となっています。出生数は減少傾向にある一方で、死亡数は増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

また、令和３年（2021 年）の転入者数は 2,887 人、転出者数は 2,816 人となっています。令和２年（2020 年）と比較すると転入者数は減少しているものの、転出者数は横ばいで推移しており、転入者数が転出者数を上回る社会増の状態が続いています。

図 8：出生・死亡数の推移

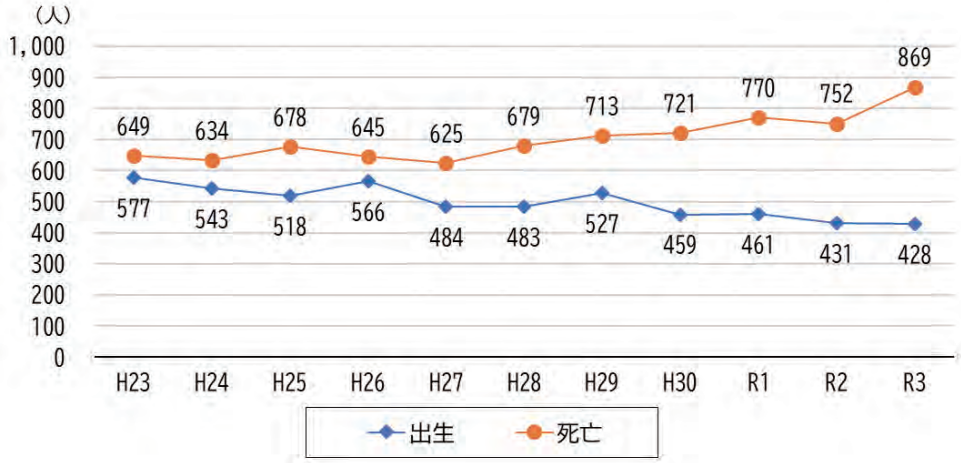

出典：埼玉県統計年鑑

図 9：転入・転出者数の推移

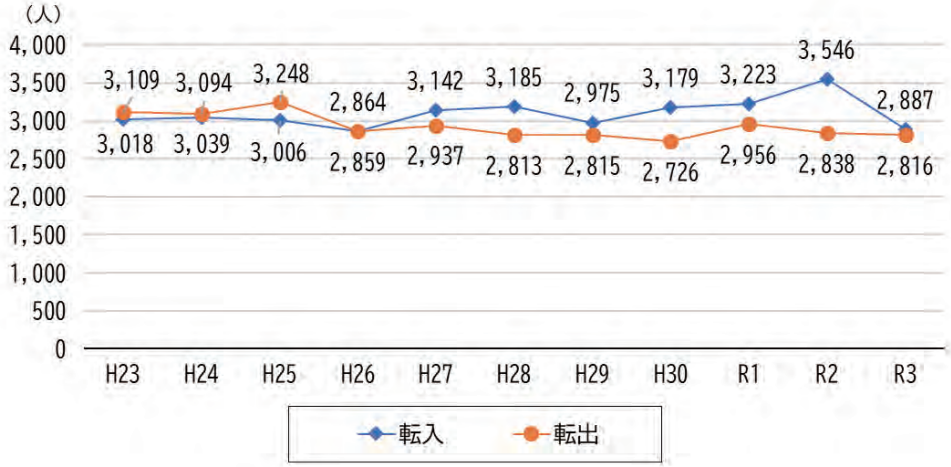

出典：埼玉県統計年鑑

(4) 産業

①産業別就業人口

令和２年（2020 年）の就業人口は 35,239 人となっており、平成 27 年（2015 年）から増加に転じています。

産業別にみると、第１次産業と第２次産業の就業人口は減少傾向にある一方で、第３次産業の就業人口は増加傾向にあります。

図 10：産業別就業人口の推移

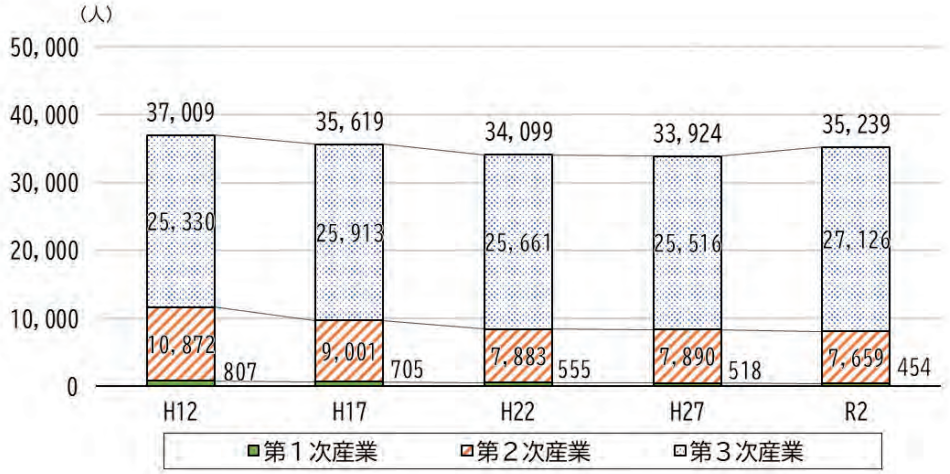

出典：国勢調査

②農業

令和２年（2020 年）の農家数は 215 戸、経営耕地面積は 393ha となっており、農家数、経営耕地面積ともに減少傾向が続いています。

図 11：農業の推移

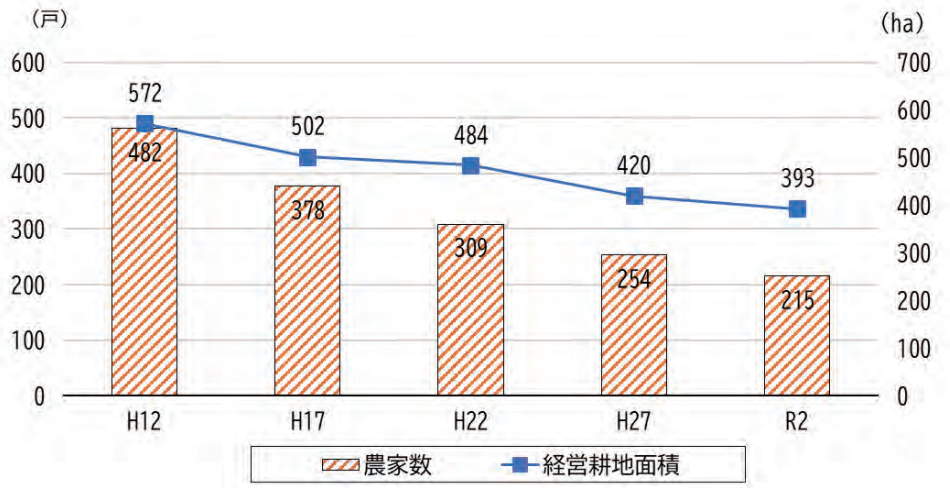

出典：2020 年農林業センサス

③工業

令和３年（2021 年）の事業所数は 73 か所となっており、減少傾向が続いています。一方で、令和３年（2021 年）の製造品出荷額等は 1,175 億円となっており、平成 30 年（2018 年）の 1,309 億円をピークに減少に転じています。

図 12：工業の推移

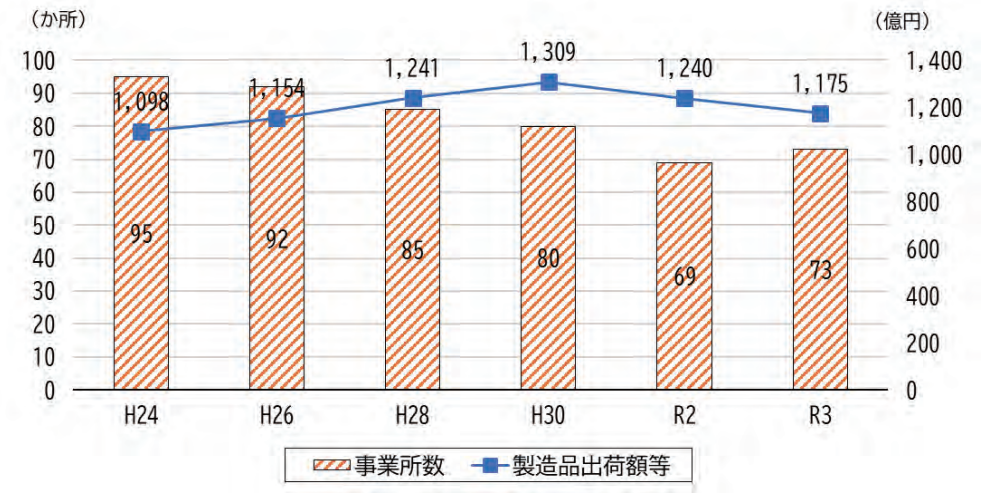

出典：「工業統計調査」（平成 24、26、30 年、令和２年）、「経済センサス」（平成 28 年、令和３年）

④商業

平成 28 年（2016 年）の事業所数は 353 か所、従業員数は 2,859 人、年間商品販売額は 437 億円となっており、平成 24 年（2012 年）から概ね横ばいで推移しています。

図 13：商業の推移

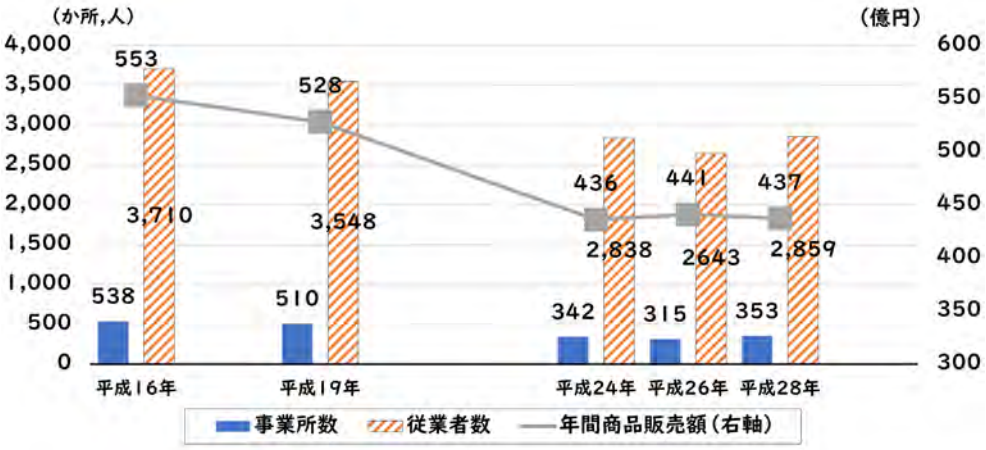

出典：「商業統計」（平成 16、19、26 年）、「経済センサス」（平成 24、28 年）

⑤昼夜間人口等

令和２年（2020 年）の昼間人口は 62,763 人、夜間人口は 74,748 人となっており、これまで一貫して夜間人口が昼間人口を上回って推移しています。

また、流出先（市外への就業・通学）は、東京都が 6,848 人と最も多く、次いで、さいたま市が 5,190 人となっています。一方で、流入元（市内への就業・通学）は上尾市が 4,003 人と最も多く、次いで、北本市が 2,545 人となっています。

図 14：昼夜間人口の推移

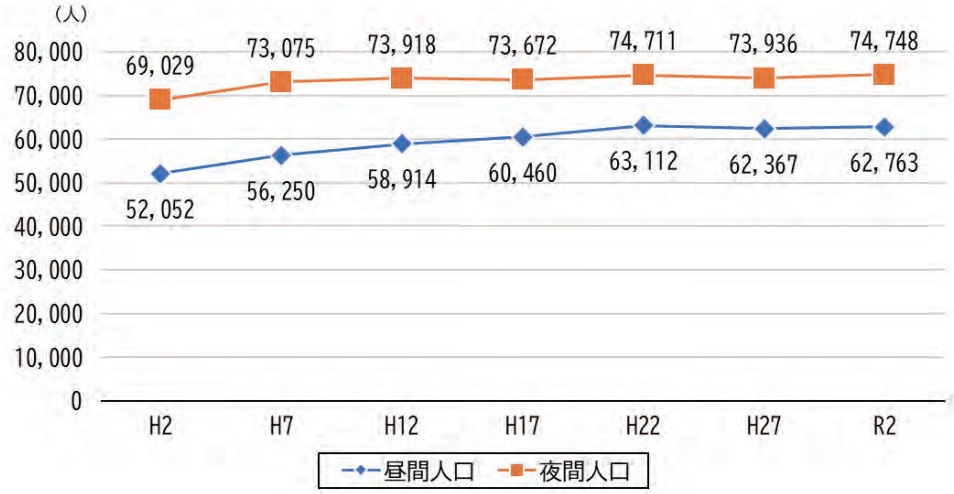

出典：国勢調査

図 15：流入・流出の状況

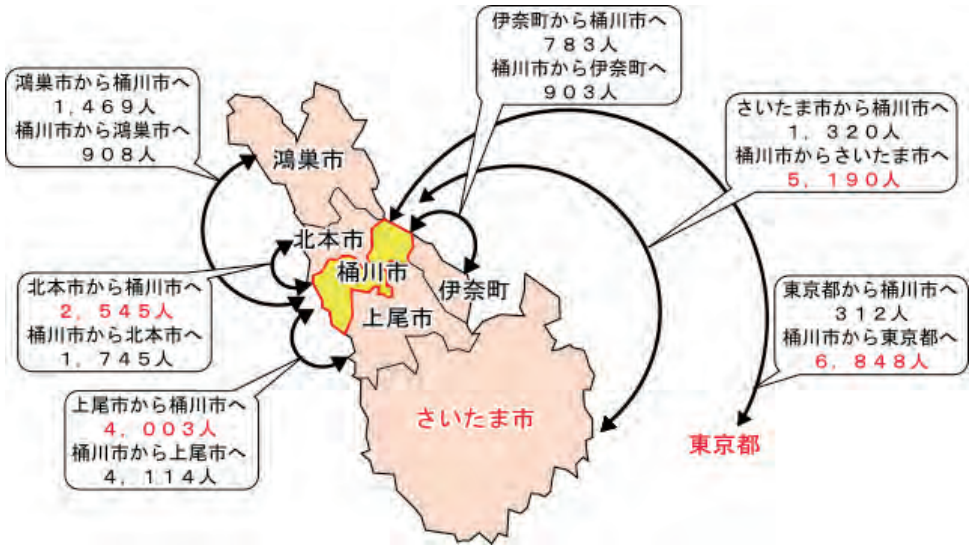

出典：国勢調査（令和２年）

(5) 交通

①鉄道利用

ＪＲ桶川駅の１日あたりの乗車人員は、令和元年までは概ね横ばいで推移していましたが、令和２年（2020 年）以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しています。

図 16：桶川駅の１日あたり乗車人員の推移

出典：JR 桶川駅

②バス利用

令和 2 年（2020 年）の路線別利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全路線で大幅に減少しています。

令和元年（2019 年）までの民間路線バスの路線別利用者数は、各路線の中で最も利用者数の多い桶川～北里病院区間が平成 29 年（2017 年）をピークに減少していますが、その他の路線は概ね横ばいで推移しています。

令和元年（2019 年）までの市内循環バス「べにばなＧＯ」の路線別利用者数は、概ね横ばいで推移しています。

図 17：路線別利用者数の推移（民間路線バス）

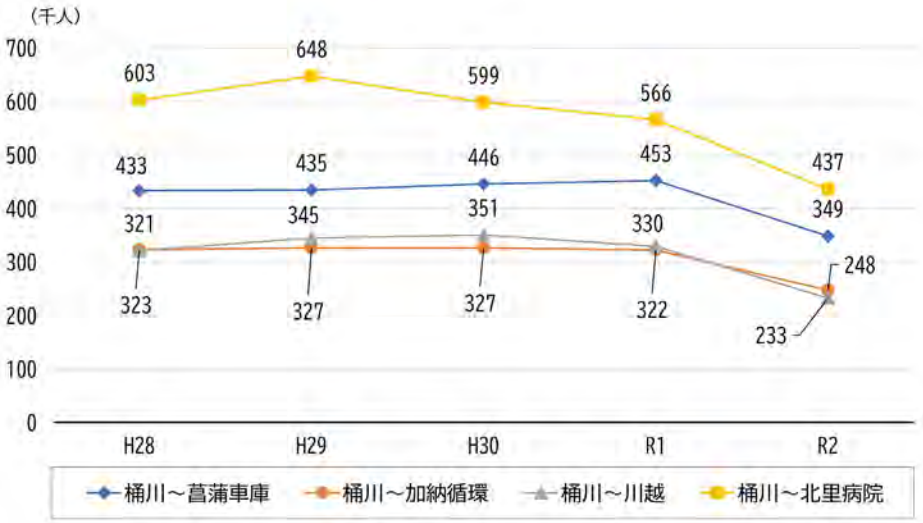

出典：桶川市統計書

図 18：路線別利用者数の推移（市内循環バス「べにばな GO」）

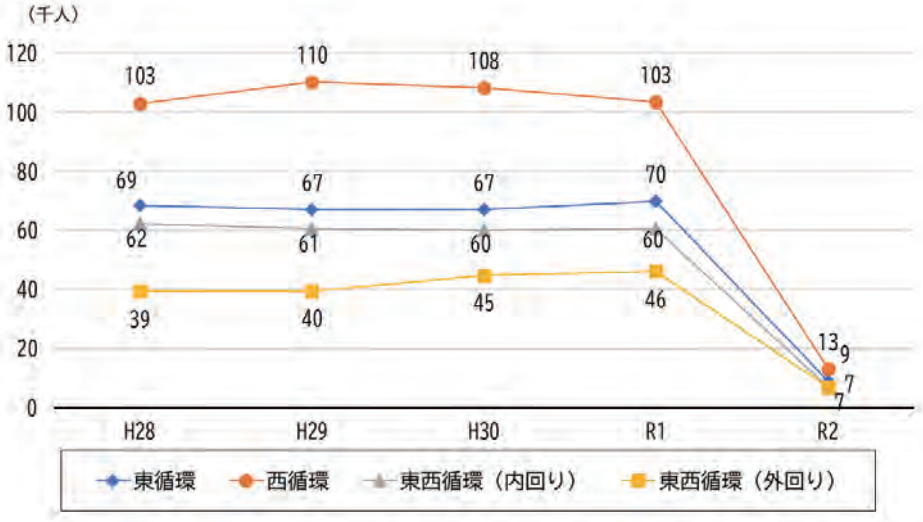

出典：安心安全課

(6) 子育て

①保育所数及び園児数

保育所数は令和３年（2021 年）に１か所増え、19 か所となっています。園児数は概ね横ばいで推移しています。

図 19：保育所数及び園児数の推移

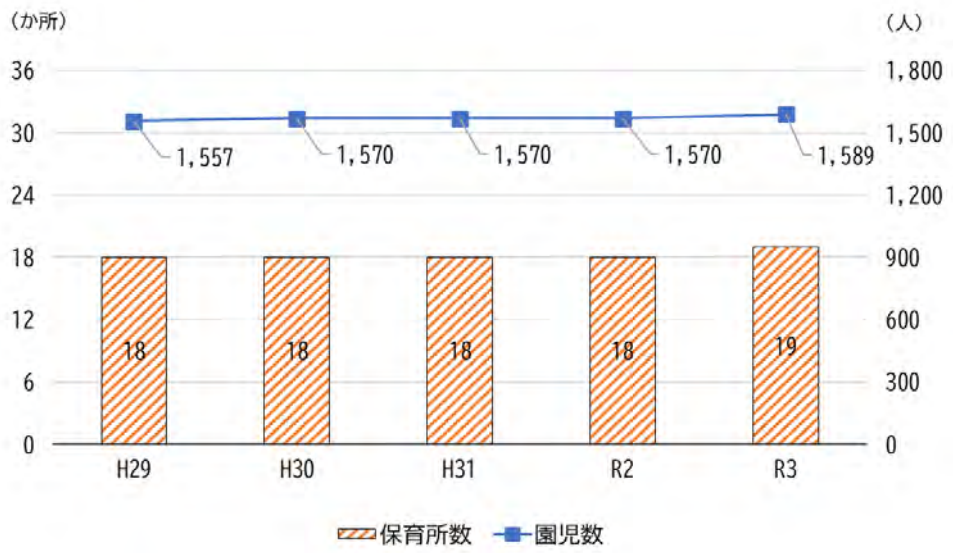

出典：保育課

(7) 住まい

①土地区画整理事業

本市は、良好な都市基盤の形成に向け、土地区画整理事業を実施しています。

図 20：土地区画整理事業の実施状況

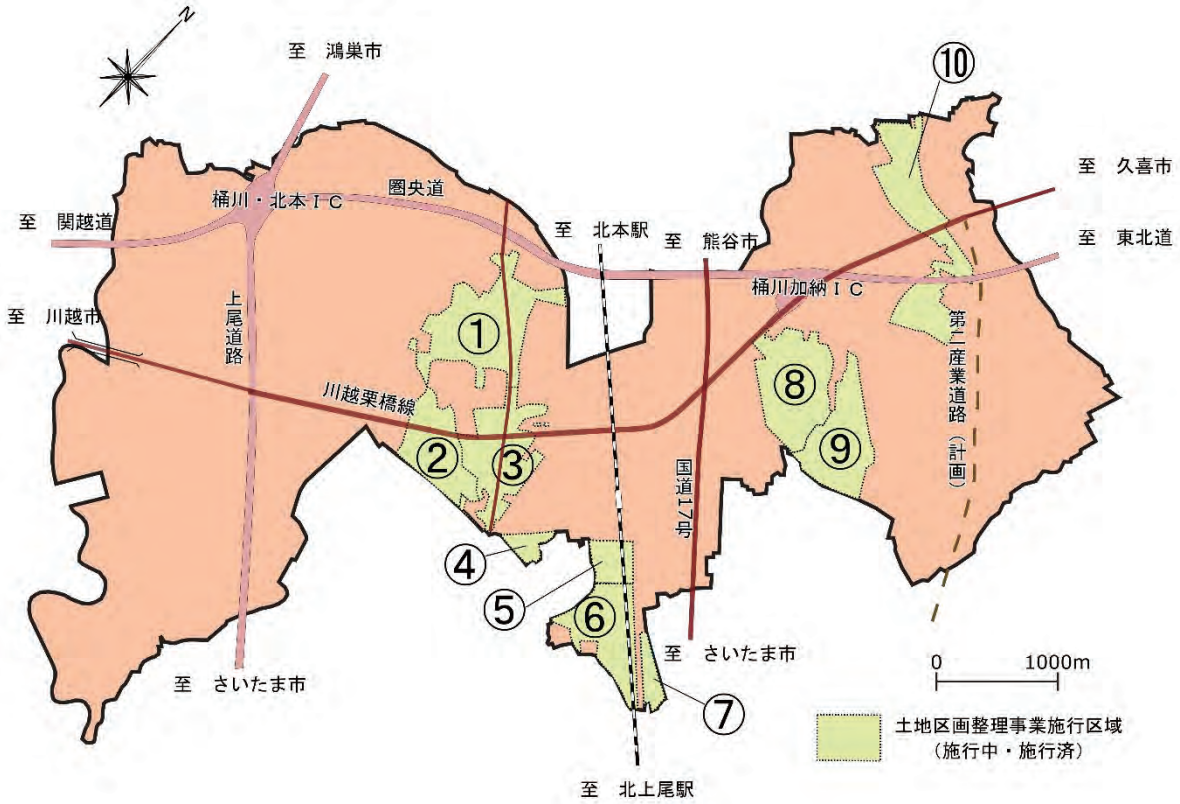

	事業名称	完了年度
①	上日出谷南特定土地区画整理事業	令和 5 年度（予定）
②	下日出谷西土地区画整理事業	平成 21 年度
③	下日出谷東特定土地区画整理事業	令和 5 年度（予定）
④	鴨川土地区画整理事業	昭和 62 年度
⑤	若宮土地区画整理事業	平成 16 年度
⑥	朝日土地区画整理事業	昭和 60 年度
⑦	神明特定土地区画整理事業	平成 12 年度
⑧	坂田西特定土地区画整理事業	令和 2 年度
⑨	坂田東特定土地区画整理事業	平成 24 年度
⑩	東部土地区画整理事業	平成 3 年度

出典：市街地整備課

②住宅

平成 30 年（2018 年）の持家数は 21,560 戸、借家数は 7,080 戸となっています。持家数、借家数ともに増加傾向にあり、住宅の 8 割弱が持家となっています。

また、空き家数は平成 30 年（2018 年）に 2,830 戸となっており、平成 25 年（2013 年）の 3,290 戸から減少しています。

図 21：所有関係別住宅総数の推移

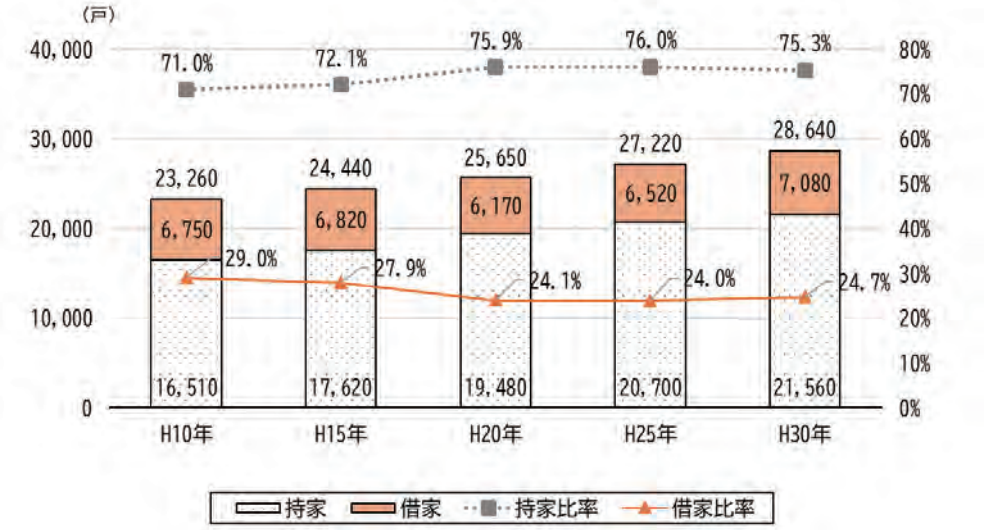

出典：住宅・土地統計調査

図 22：空き家数の推移

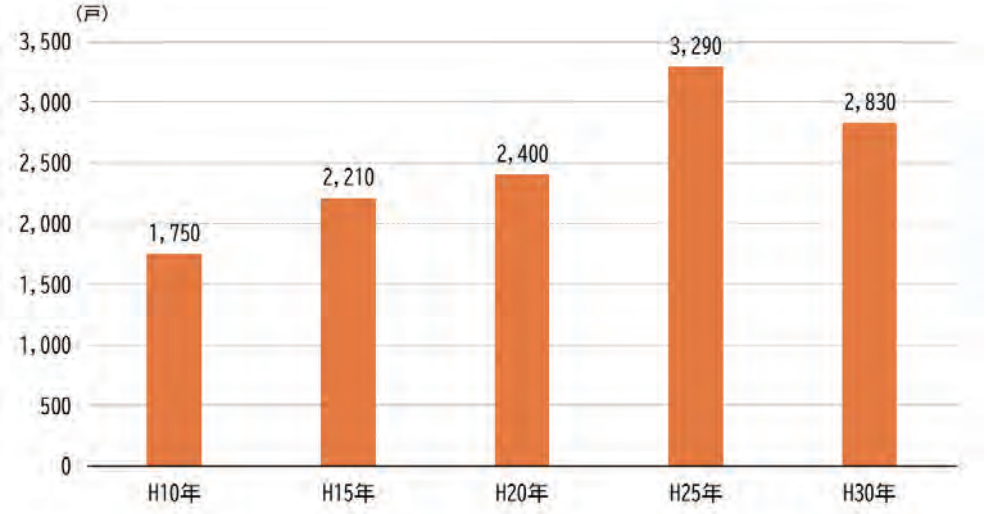

出典：住宅・土地統計調査

(8) 環境

ごみ排出量は、令和元年度（2019 年度）までは減少傾向にありましたが、令和 2 年度（2020 年度）は増加に転じています。

図 23：ごみ排出量の推移

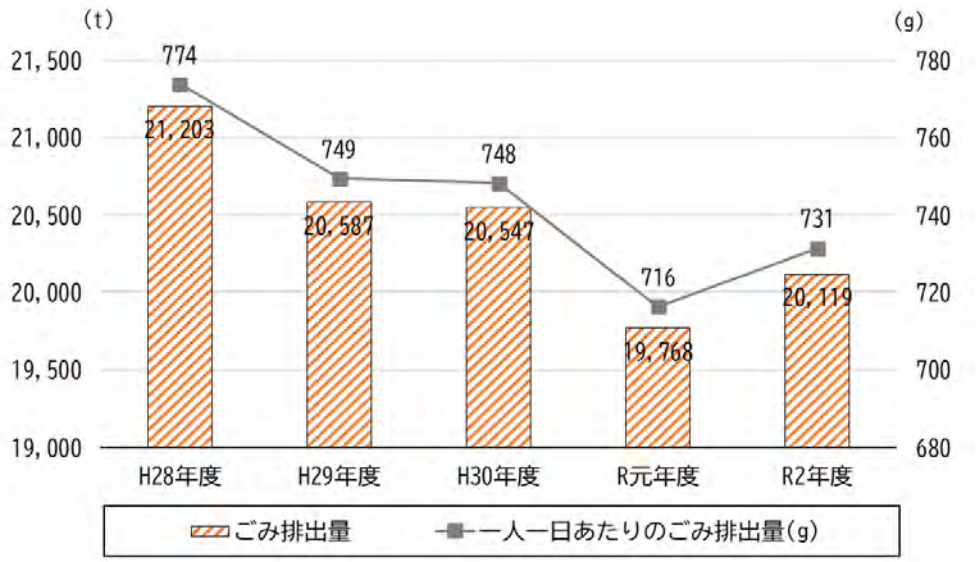

出典：桶川市環境センター

(9) 財政

歳入歳出決算額は増加傾向にあり、令和３年度（2021 年度）の歳入は約 279 億円、歳出は約 270 億円となっています。

財政力指数は 0.8 前後で推移しており、一般財源比率は減少傾向にあり令和３年度（2021 年度）は 65.9%となっています。

実質公債比率は、令和元年度（2019 年度）をピークに減少傾向にあり、令和３年度（2021 年度）は 32.3%となり、将来負担比率は４～５%台で推移し、令和３年度（2021 年度）が 5.5%となっています。

図 24：歳入歳出決算額（一般会計）の推移

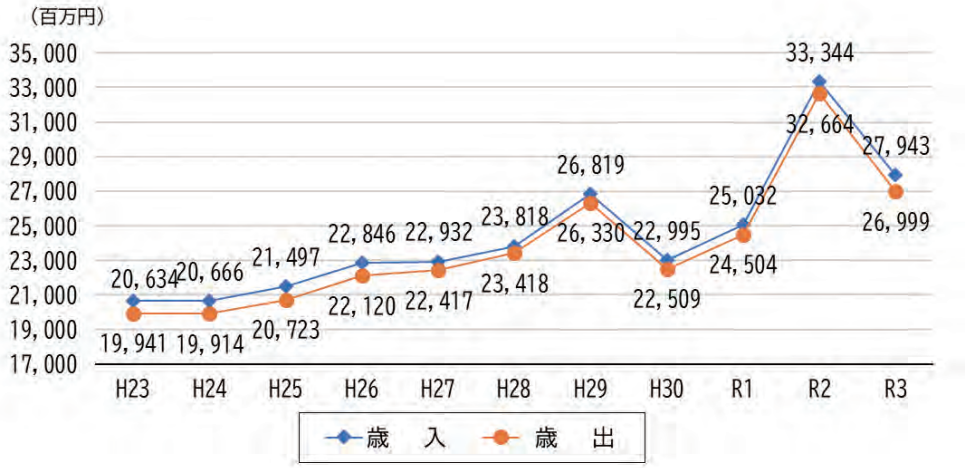

出典：財政課

図 25：財政力指数と一般財源比率の推移

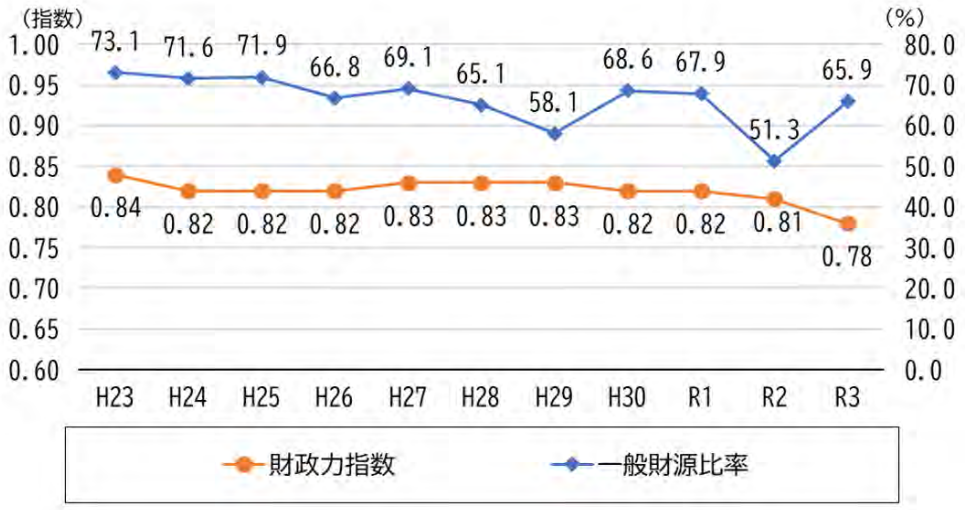

出典：財政課

図 26：実質公債費比率と将来負担比率の推移

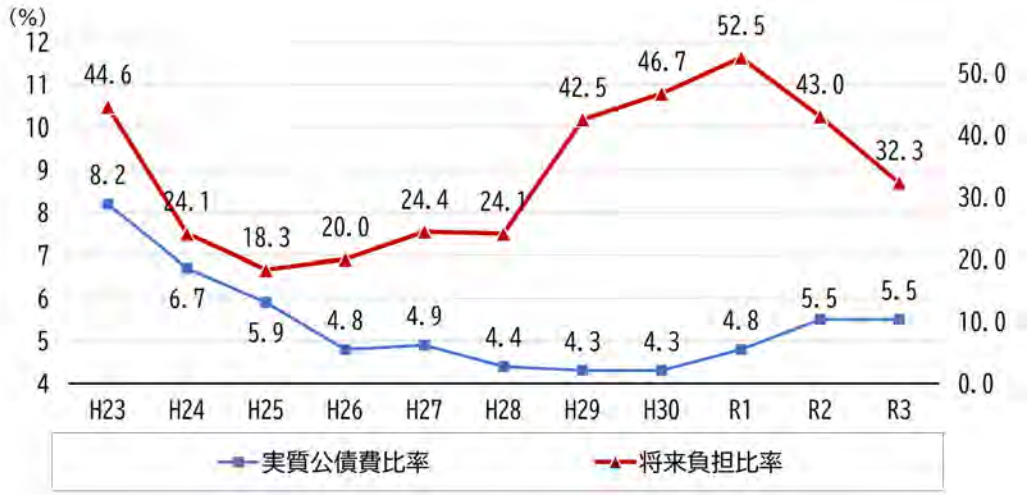

出典：財政課

3 市民意向

総合計画の策定にあたり、市民の意識や政策に対する評価の現状値を把握するため、18歳以上の市民を対象とする「市民意識調査」を令和５年１月から２月にかけて実施しました。

(1) 住みよさ

「桶川市を住みよい所であると思いますか」という質問について、「住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と回答した人は59.9%となっています。

住みやすい理由（複数回答）としては、「災害の心配が少ない（39.8%）」が最も多く、次いで「住み慣れている（38.8%）」、「通勤、通学、買い物の便が良い（32.5%）」となっています。

一方で、「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」と回答した人は12.6%となっています。

住みにくい理由（複数回答）としては、「道路の状況がよくない（29.8%）」が最も多く、次いで「医療機関が充実していない（29.3%）」、「都市基盤施設や公共施設が充実していない（28.8%）」となっています。

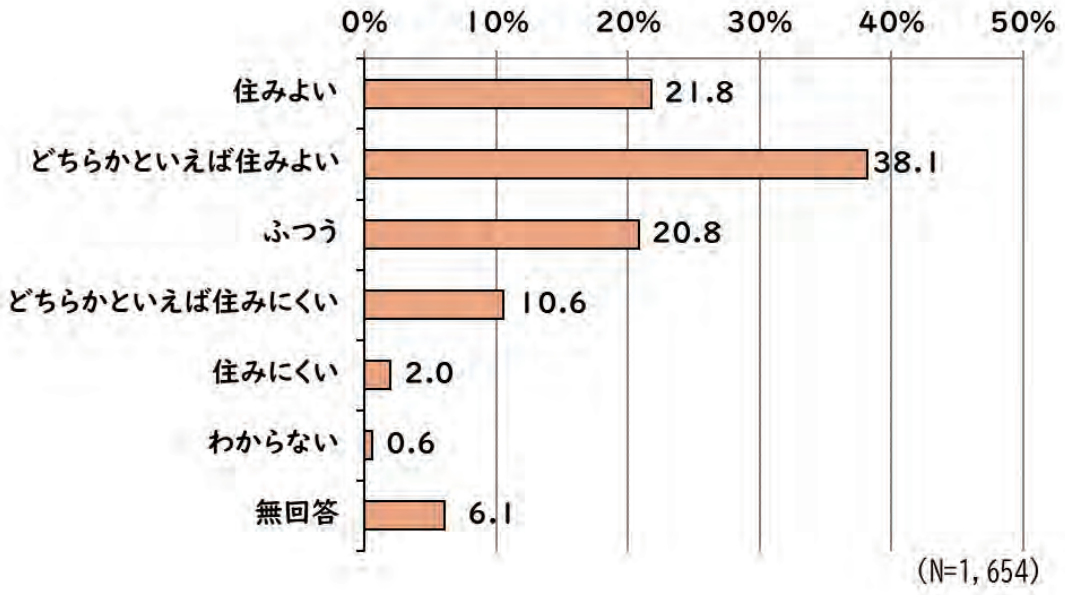

〈住みよい理由〉

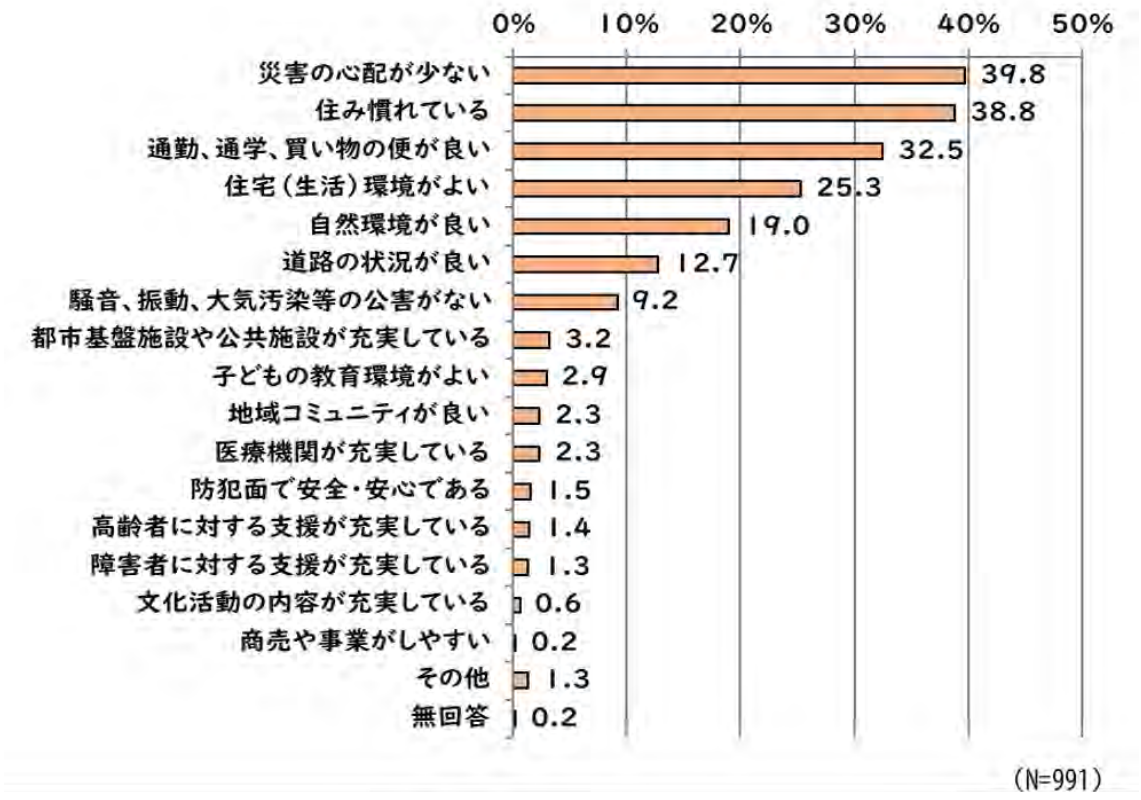

〈住みにくい理由〉

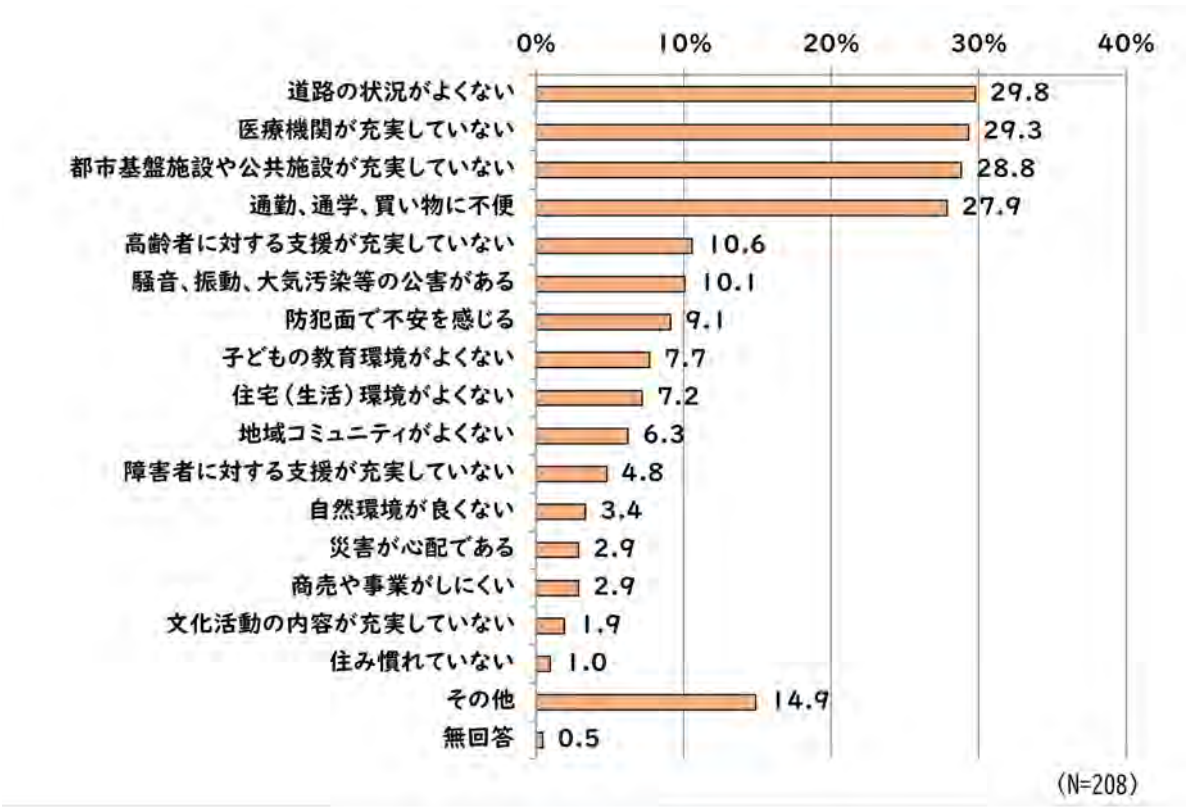

(2) 定住意向

「今後も桶川市に住み続けたいと思いますか」という質問について、「住み続けるつもりでいる」、「事情が許せば住み続けたい」と回答した人は 80.9%となっています。

「転出するつもりでいる」、「事情が許せば転出したい」と回答した人は 14.3%となっています。

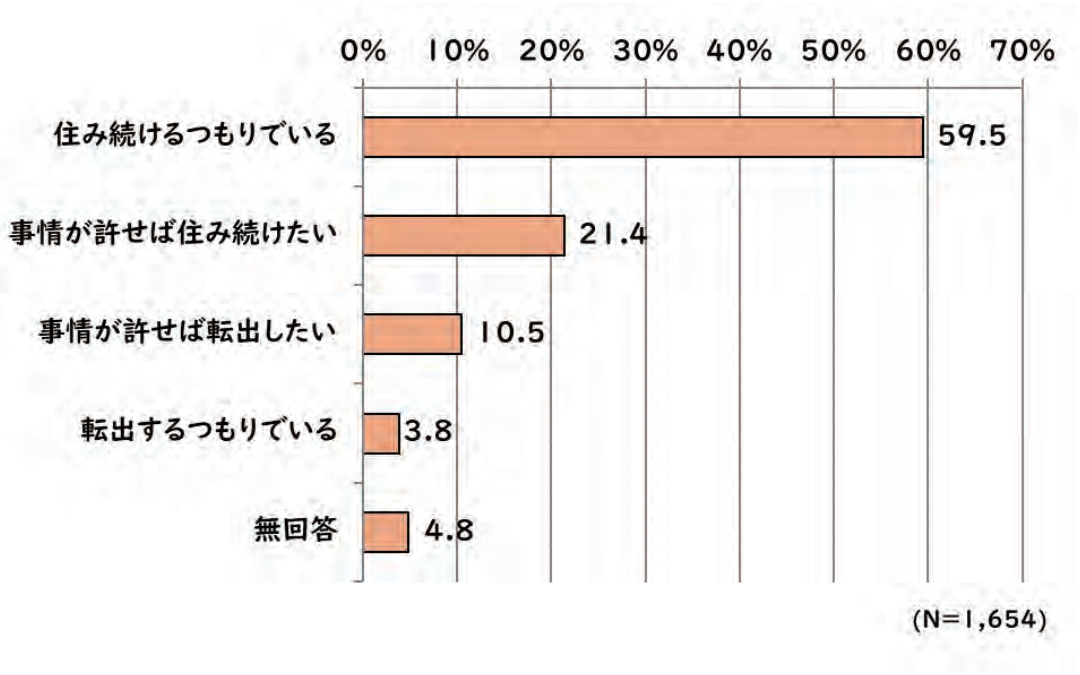

(3) 今後のまちづくりについて

①子育て支援

「安心して子どもを産み、育てやすいまちにするために、市が特に取り組むべきことは何だと思いますか（複数回答）」という質問について、「こども医療費助成制度など経済的支援の充実（40.1％）」が最も多く、次いで「子育てしながら働きやすい職場づくりの誘導（39.9%）」、「多様な保育サービスの充実（31.4%）」となっています。

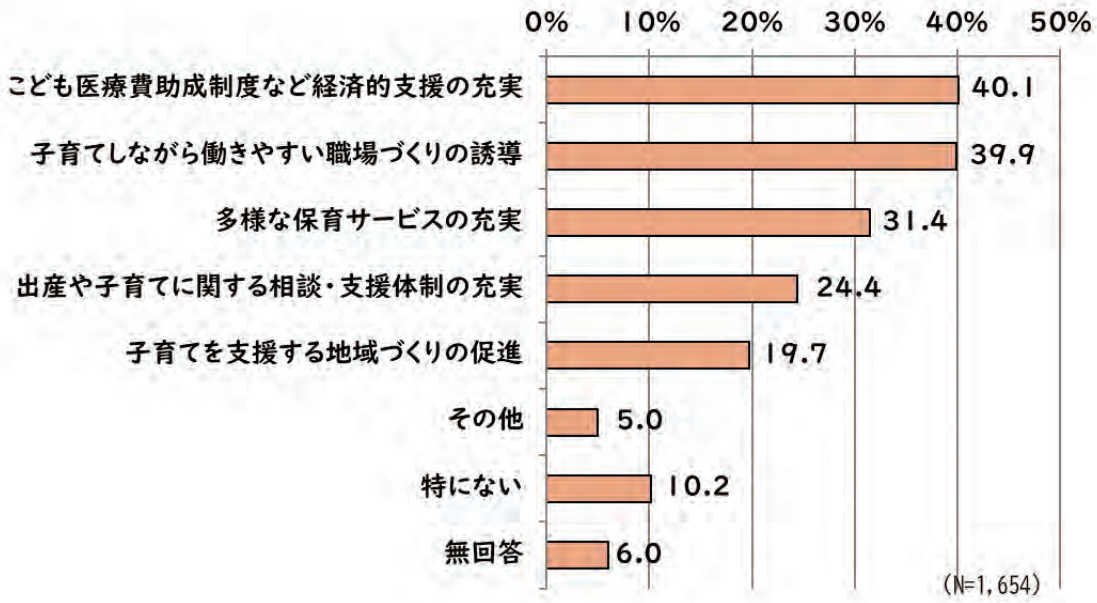

②高齢者の生活

「高齢者が安心して住み続けられるまちづくりとして、市が特に取り組むべきことは何だと思いますか（複数回答）」という質問について、「医療施設の整備・充実（46.3%）」が最も多く、次いで「福祉施設（サービス付き高齢者向け住宅）の整備と充実（41.0%）」、「高齢者にやさしいまちづくりの推進（道路や公共施設のバリアフリー化）（34.5%）」となっています。

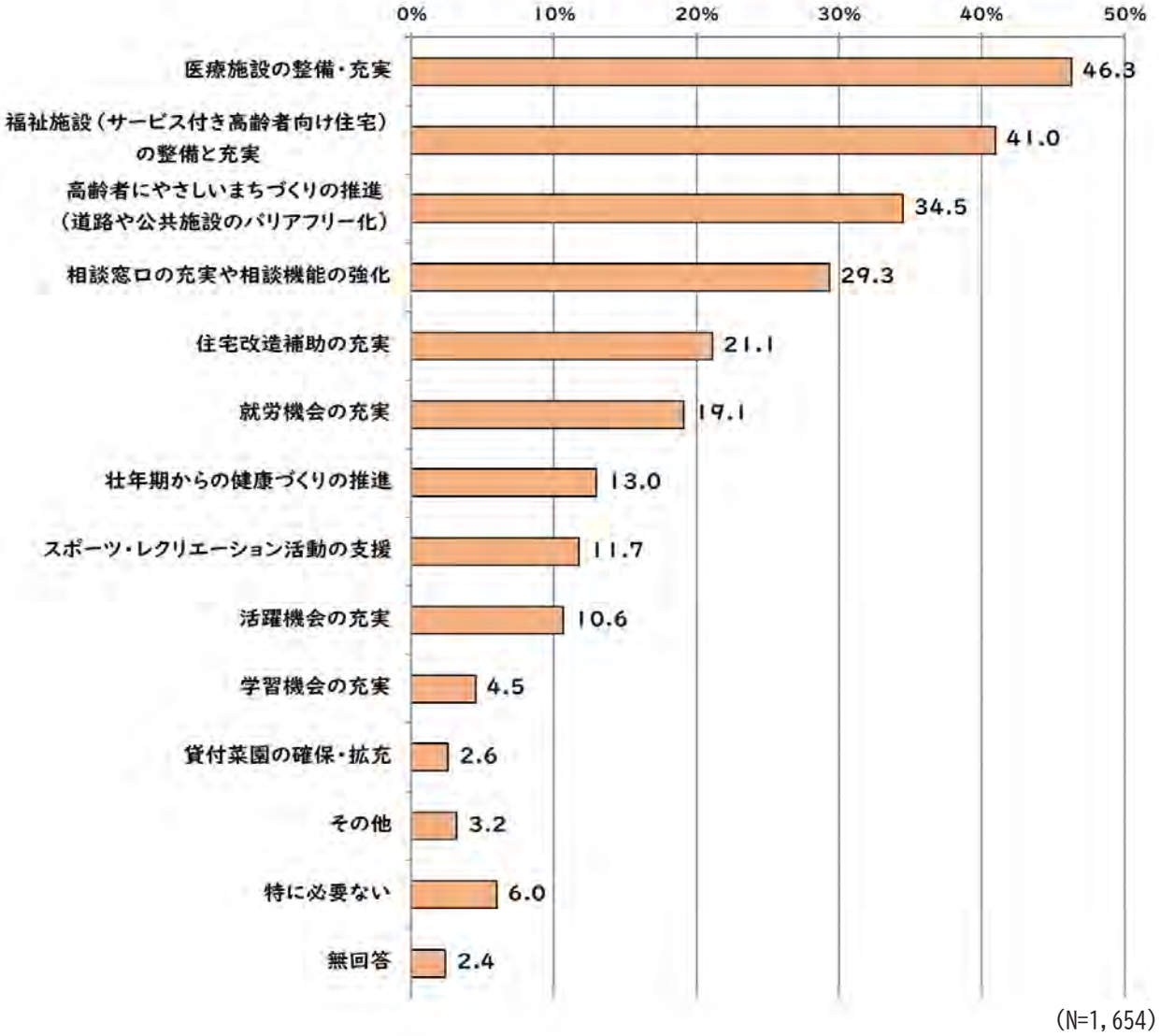

③地球温暖化対策の取り組み

「普段の生活の中で、地球温暖化に対する取り組みをしていますか」という質問について、「している」、「ときどきしている」と回答した人は57.7%となっています。

一方で、「あまりしていない」、「全くしていない」と回答した人は37.5%となっています。

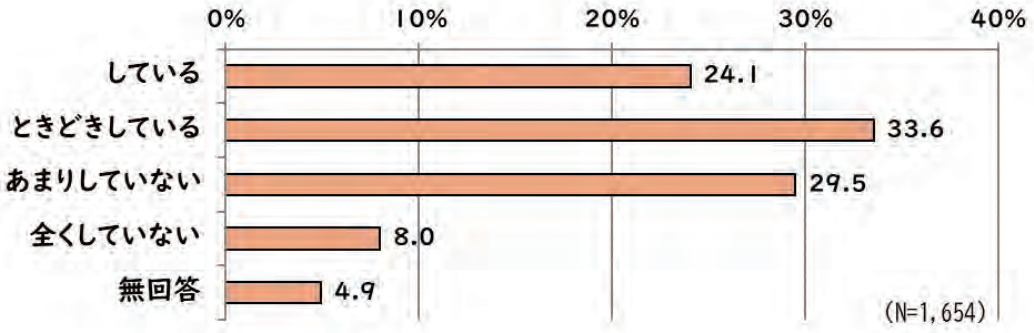

「取り組んでいる内容（複数回答）」としては、「買い物にはマイバックを持参している(82.3%)」が最も多く、次いで「こまめな消灯やコンセントを抜く等、節電を心がけている（57.7%)」、「近場には、車ではなく自転車・徒歩で行くようにしている（53.3%)」となっています。

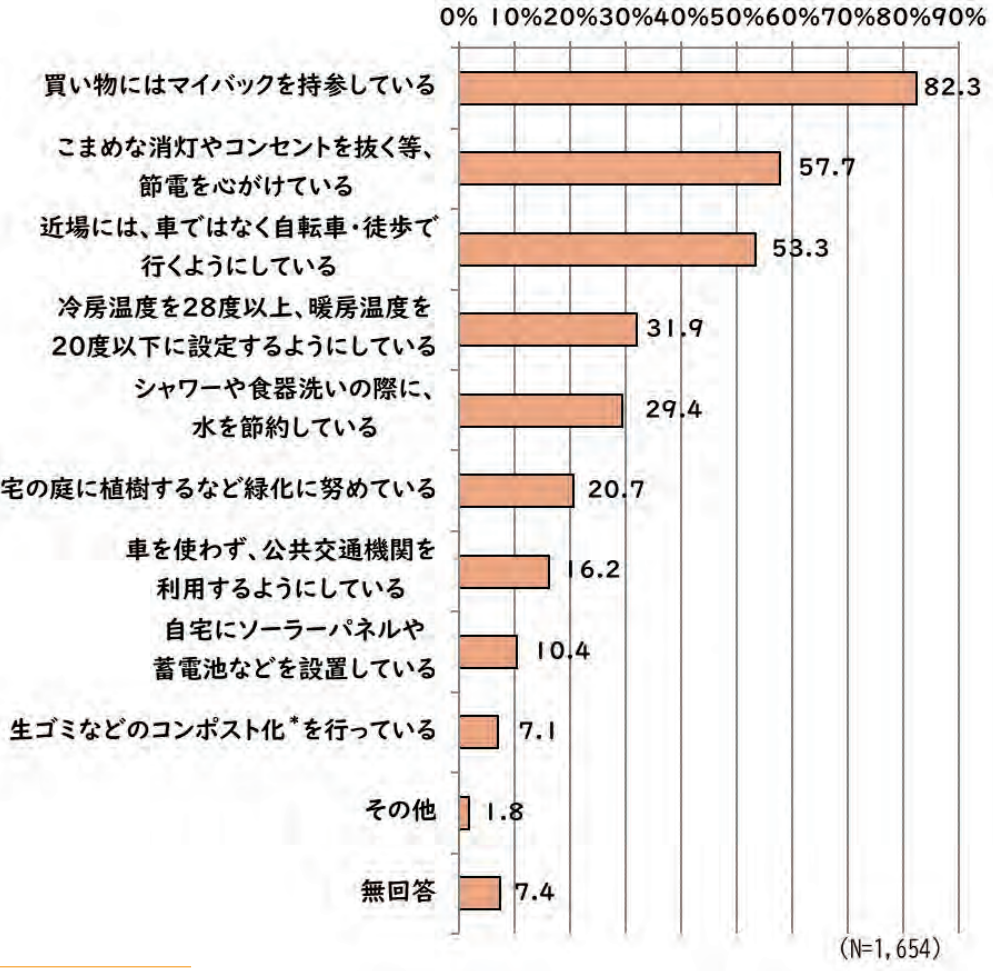

* コンポスト化：野菜くずや残飯などの生ゴミや、落ち葉などを堆肥に変えること。

④市政全般に関する関心

「市政全般に対するあなたの関心度」について、「とても関心を持っている」、「ある程度関心を持っている」と回答した人は 58.1%となっています。

一方で、「あまり関心を持っていない」、「全く関心を持っていない」と回答した人は 38.2%となっています。

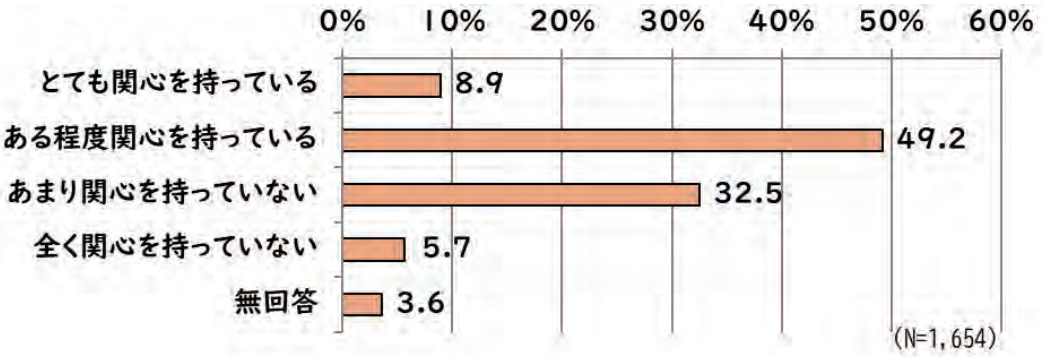

「市政情報（行政サービス）の入手方法（複数回答）」については、「広報おけがわ(81.5%)」が最も多く、次いで「ホームページ（24.6%)」、「回覧（24.2%)」となっています。

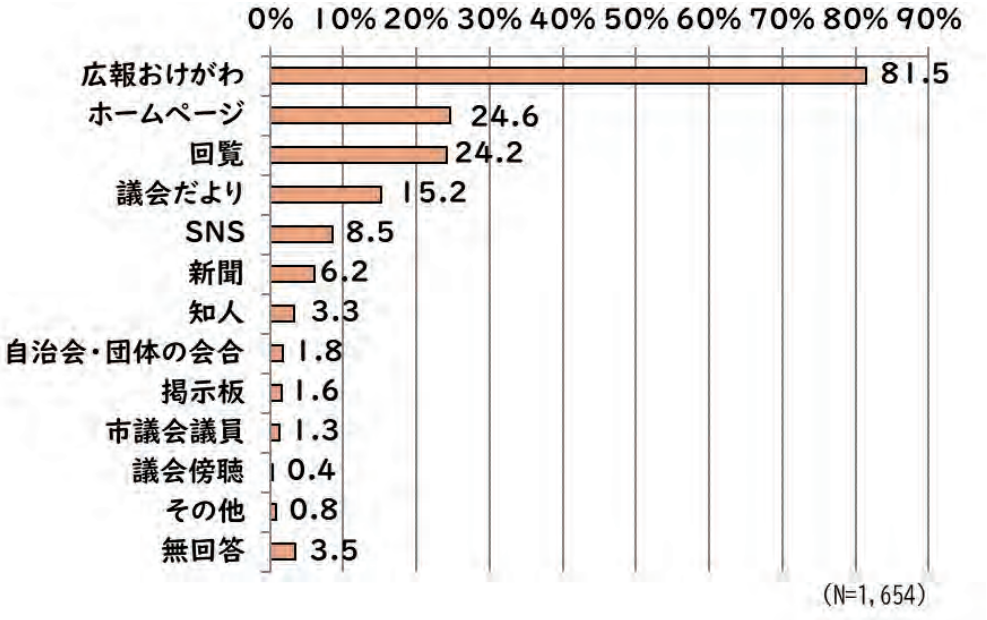

⑤今後の税の使途や負担に関することについて

「あなたは、今後の税の使途や負担について、どのようなお考えをお持ちですか」という質問について、「負担が増えてもサービス水準を上げるべき」という意見は、「福祉のための経費（16.0%）」が最も多く、次いで「教育のための経費（15.9%）」、「防災・減災対策の経費（12.6%）」となっています。

一方で、「負担は変えないことを優先し、結果的にサービス水準を下げるのはやむを得ない」という意見は、「公共施設の使用料等（26.9%）」が最も多く、次いで「温暖化対策のための経費（20.7%）」、「都市基盤整備の経費（19.7%）」となっています。

また、「公共施設の使用料等」を除く項目で、「負担は多少増えても、サービス水準を維持すべき」が概ね３割から４割を占めています。

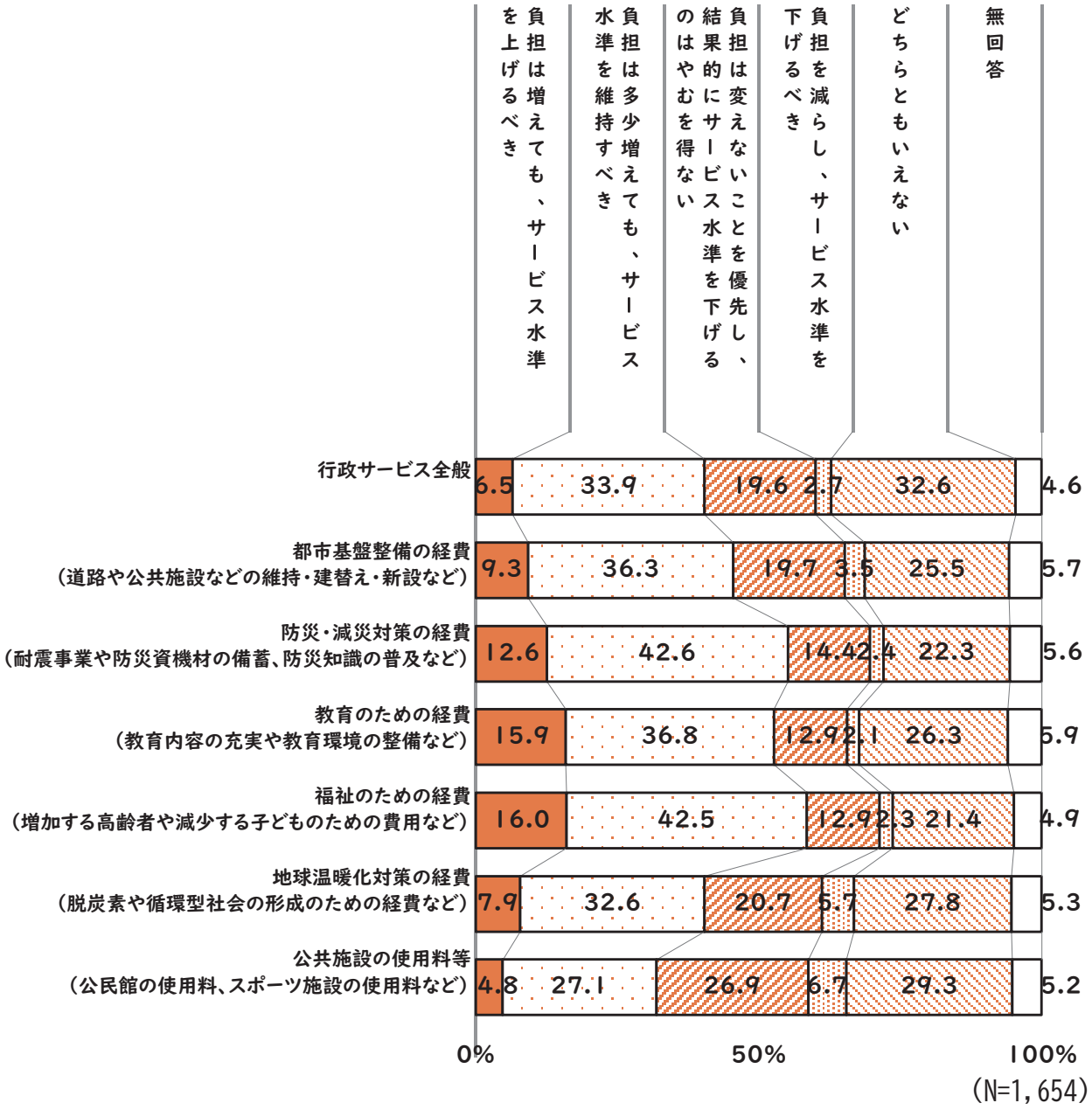

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響ついて

①生活の変化

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あなたの生活にどのような変化がありましたか」という質問について、「増えたと思う」、「どちらかといえば増えたと思う」という回答の割合が多い項目は、「健康への負担（68.7%）」との回答が最も多くなっており、次いで「支出（64.4%）」、「デジタル機器の活用の機会（52.9%）」の順となっています。

一方で、「減ったと思う」、「どちらかといえば減ったと思う」という回答の割合が多い項目は、「外出の機会（84.5%）」、次いで「人との交流の機会（81.5%）」、「文化・芸術活動の機会（74.0%）」の順となっています。

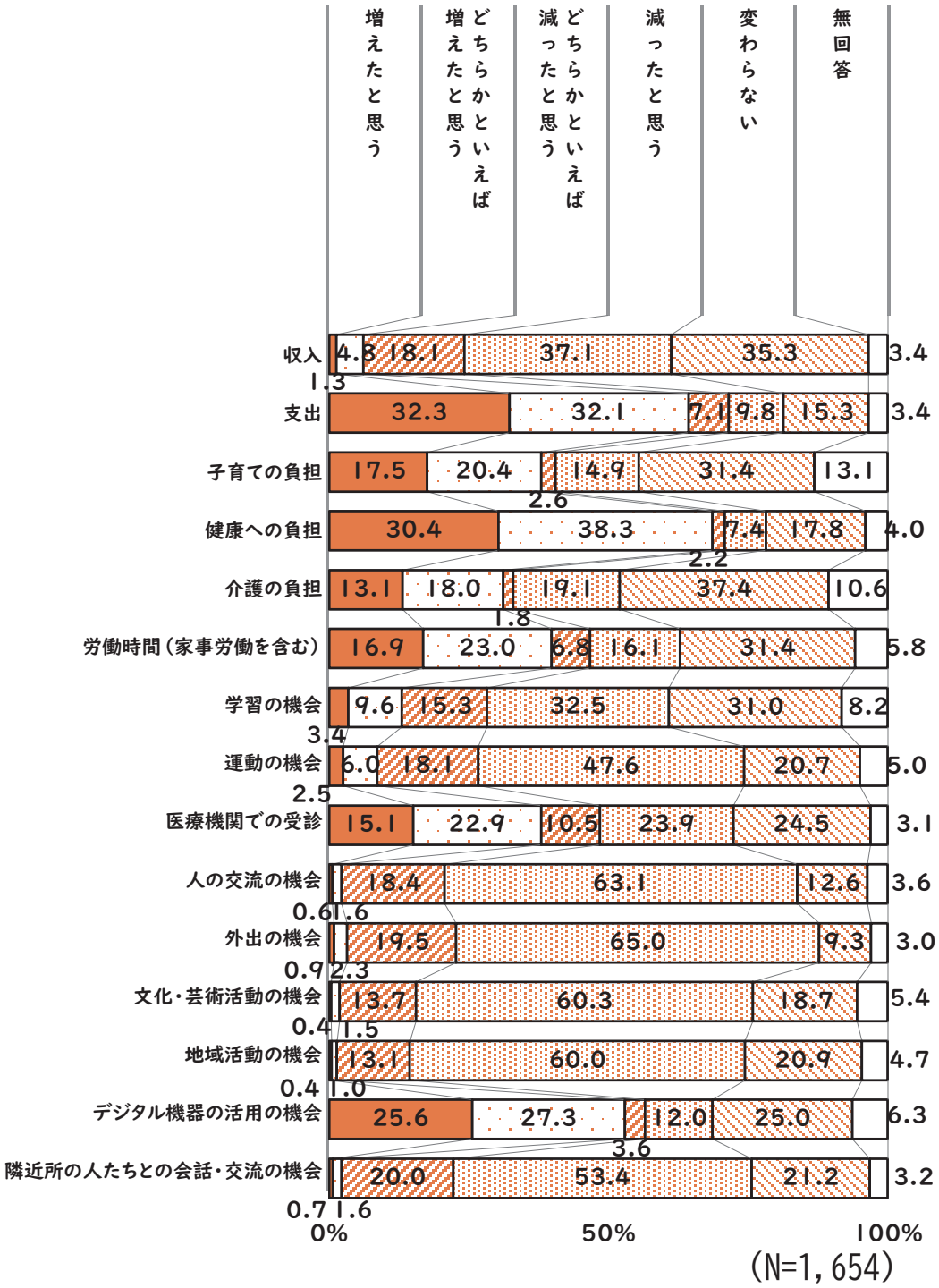

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する不安

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あなたはどのようなことに不安を感じていますか」という質問について、「不安を感じている」、「どちらかといえば不安を感じている」という回答の割合が多い項目は、「外出先での感染リスク（81.2%）」、次いで「医療機関への受診（69.4%）」、「災害時における避難（69.0%）」の順となっています。

一方で、「不安を感じていない」、「どちらかといえば不安を感じていない」という回答の割合が多い項目は、「地域活動の減少（31.0%）」、「地域コミュニティの希薄化（30.1%）」、「外出自粛によるストレスの増加（24.5%）」の順となっています。

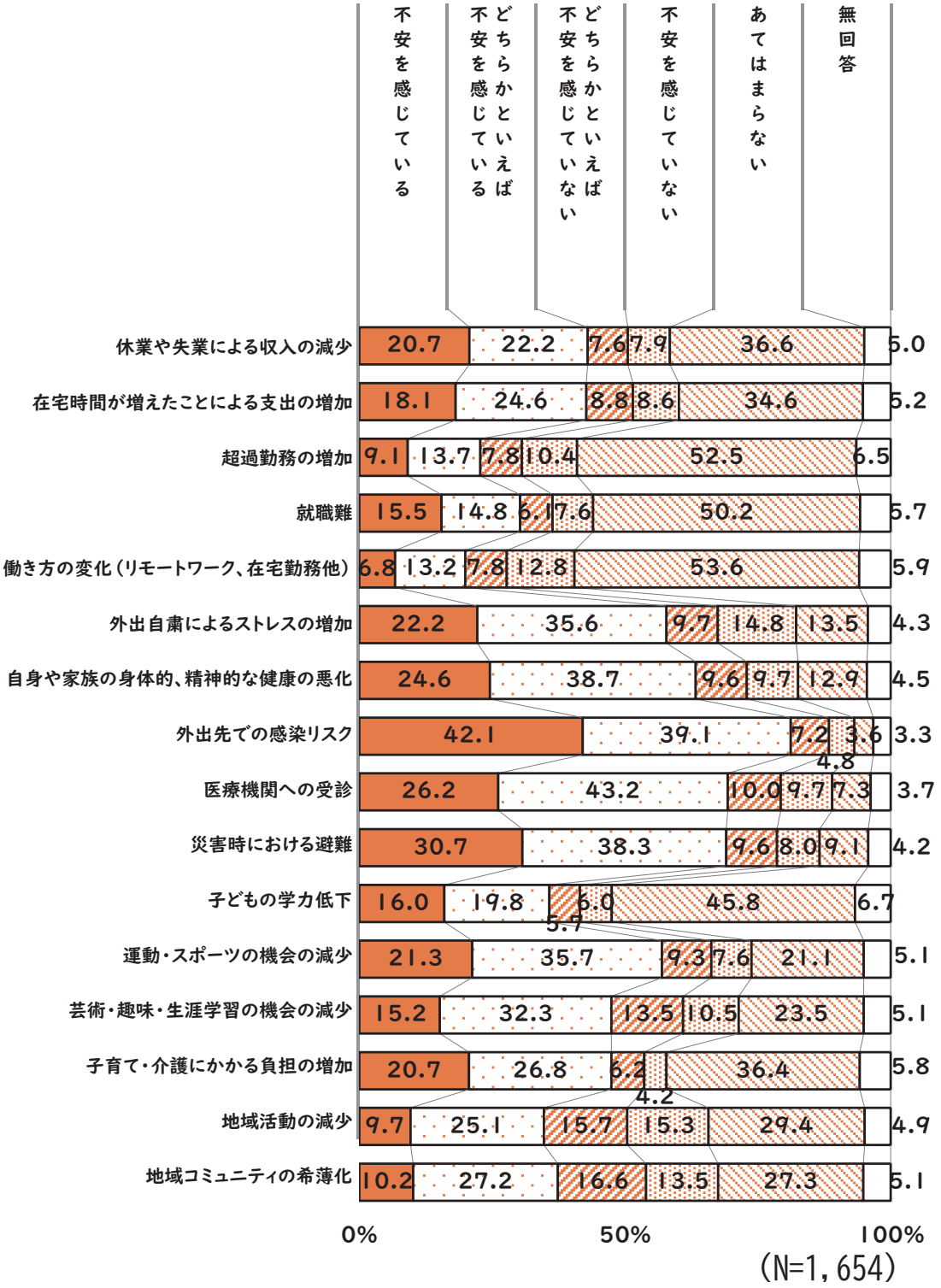

(5) 社会のデジタル化に関することについて

①スマートフォンの利用状況について

「日常生活において、スマートフォンを利用しているか」という質問について、「いつも利用している」、「ときどき利用している」と回答した人は 81.6%となっています。

一方で、「あまり利用していない」、「全く利用していない」と回答した人は 14.5%となっています。

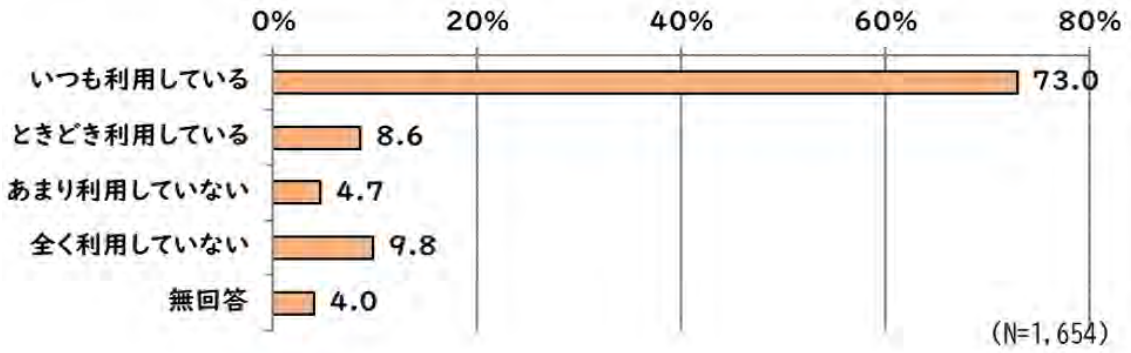

「日常生活においてスマートフォンを何に利用していますか（複数回答）」という質問については、「コミュニケーション（通話・SNS*など）（75.0%）」が最も多く、次いで「情報検索（69.3%）」、「動画・音楽視聴（53.2%）」となっています。

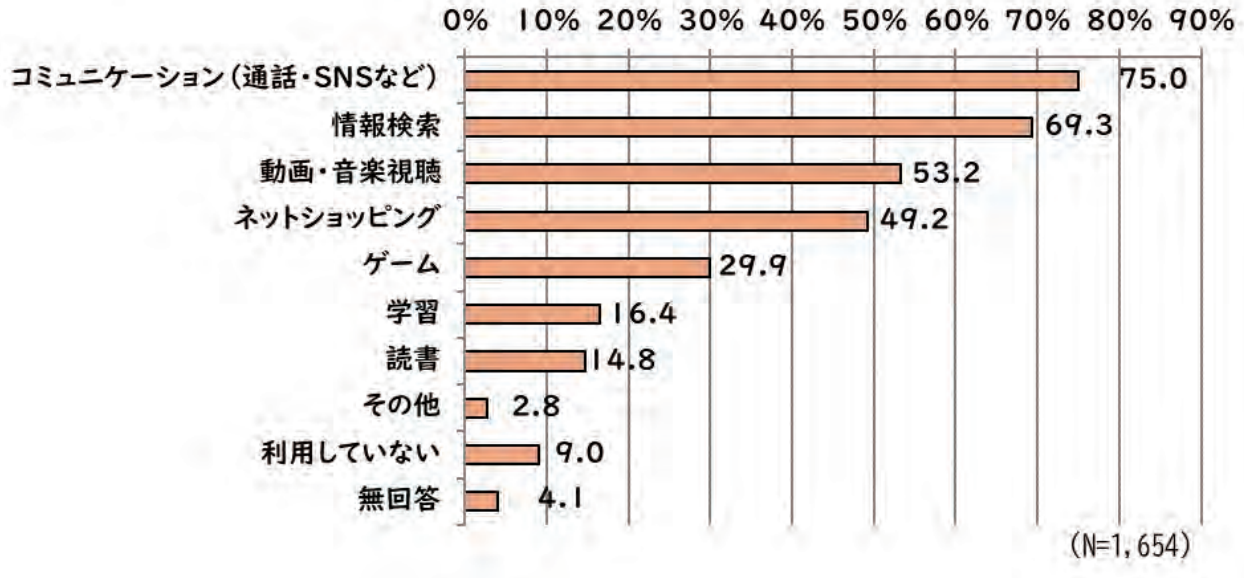

* SNS：インターネット上でのコミュニケーションを主目的とした Web サイトやアプリのこと。

②デジタル化が進むと暮らしが便利（または、不便になる）分野について

「どの分野のデジタル化が進むと、暮らしが便利になる（または、不便になる）と思いますか」という質問について、「便利になると思う」、「どちらかといえば便利になると思う」という回答の割合が多い分野は、「行政手続き（73.8%）」、次いで「健康・医療（72.0%）」、「市政情報の発信（70.3%）」の順となっています。

一方で、「不便になると思う」、「どちらかといえば不便になると思う」という回答の割合が多い分野は、「高齢者・障害者・福祉（19.6％）」、次いで「生涯学習・スポーツ（10.2%）」、「文化・芸術（10.0%）」の順となっています。

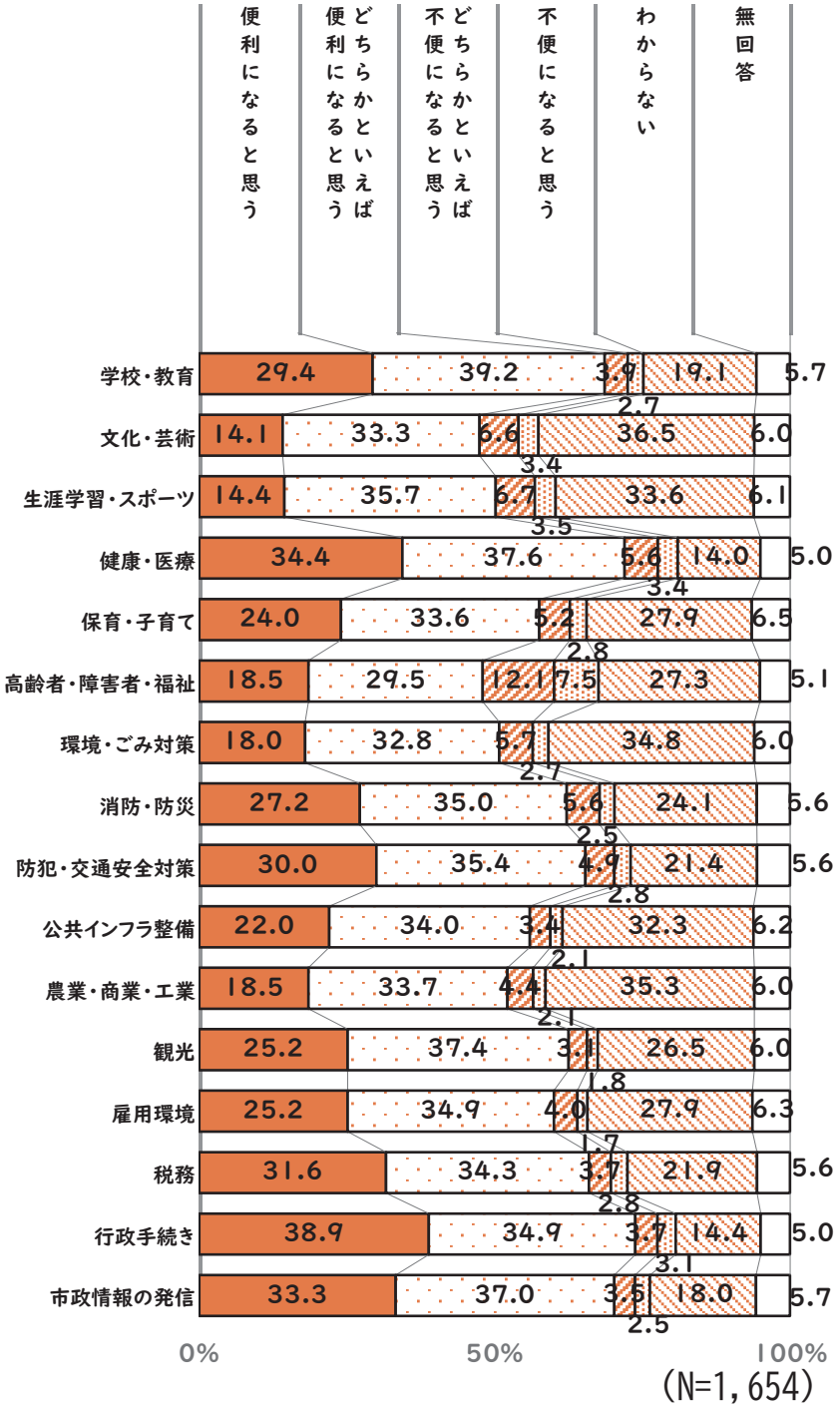

③デジタル化による変化

「デジタル化の進展により、どのような変化が生じると思いますか」という質問について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」という回答の多い項目は、「デジタル機器を利用できる人とできない人の間に格差が生じる（83.3%）」で、次いで「必要な情報が入手しやすくなる（80.1%）」、「個人情報などの流出の危険性が高まる（79.8%）」となっています。

一方で、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」という回答の多い項目は、「人との交流が多くなる（39.1％）」が最も多く、次いで「地域経済が豊かになる（17.0%）」、「働き方に余裕が生まれる（16.2%）」となっています。

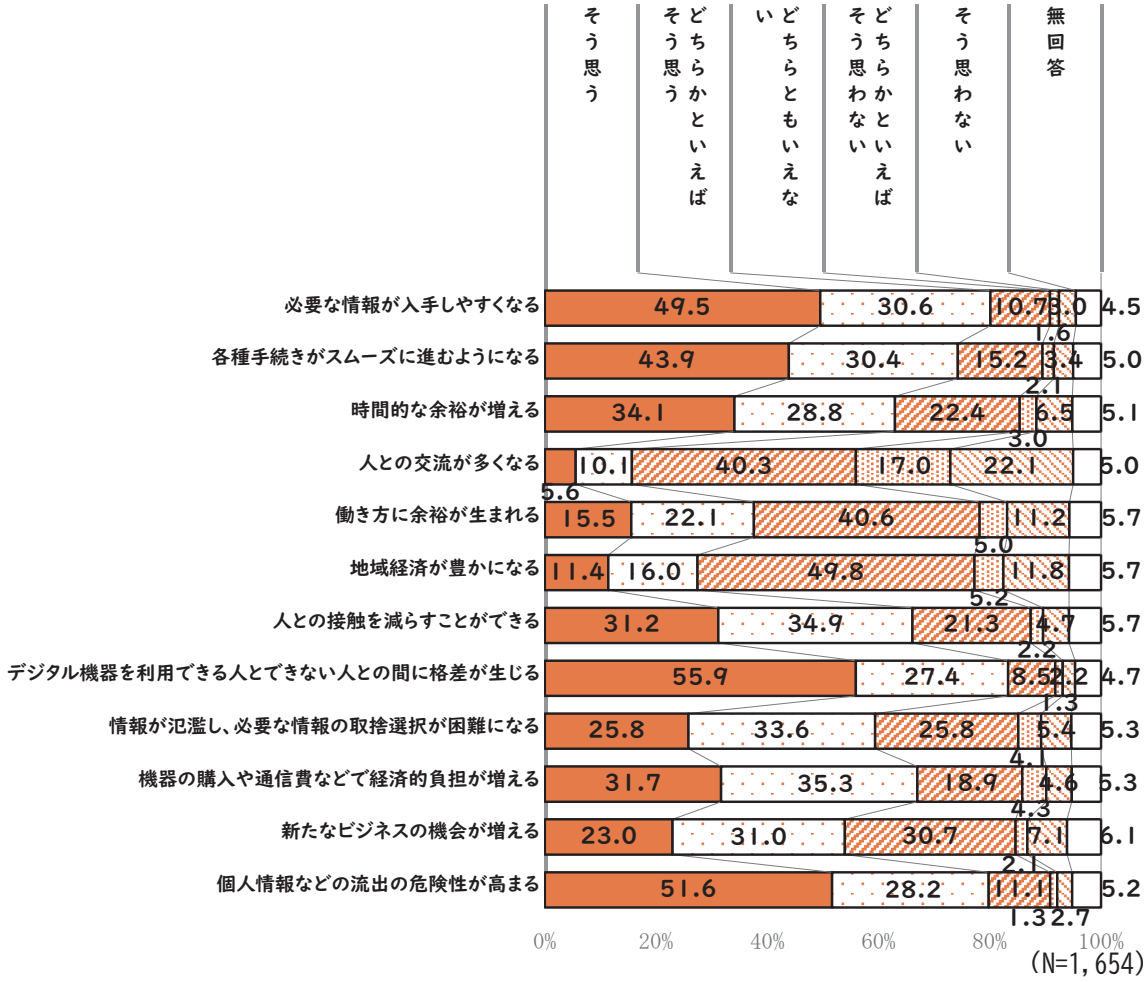

基本構想

第１章 目的と期間

基本構想は、本市におけるまちづくりの基本理念や将来像を掲げ、その実現に向けた政策や土地利用の方向性を定めるものです。

基本構想の計画期間は、令和５年度（2023 年）から令和 14 年度（2032 年）までの 10 年間とします。

第２章 基本理念

基本理念は、本市のまちづくりを推進する上で市民と行政が共有する最も重要な基本姿勢です。

一人ひとりを大切にするまち

一人ひとりの尊厳や人権を尊重し、多様な個性や価値観などを認め合うことを大切にするとともに、あらゆる世代が思いやりの心を育み、共に支え合いながら、未来への夢と希望を持って暮らすことができるまちづくりを進めます。

安心・安全に住み続けられるまち

日々の生活とまちの安全を守りながら、子ども、高齢者、障害者など誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

人と自然が共生するまち

一人ひとりの環境に対する意識を高めながら、脱炭素*や循環型の社会の形成を目指すとともに、田園風景や雑木林など、みどり豊かな美しい風景を次代に引き継ぐことができるまちづくりを進めます。

みんなでつくる活気あるまち

一人ひとりが学びを継続し、活躍し続けるとともに、市民、団体、事業者並びに市が相互に交流と連携を深め、地域の課題を解決しながら、活力と活気に満ちたみんなが主役のまちづくりを進めます。

変化を力にするまち

時代や社会のあらゆる変化に対応できる柔軟性や適応力を兼ね備えた、変化を力にするまちづくりを進めます。

* 脱炭素：気候変動問題の被害を最小限に食い止めるため、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること。

第３章 将来像

本市の将来像を「学び豊かな　笑顔あふれる　幸せ未来都市　おけがわ」とし、将来像の実現に向けまちづくりを推進します。

将 来 像

学び豊かな 笑顔あふれる
幸せ未来都市 おけがわ

「学び豊かな」は、人生 100 年時代を迎える中で、市民が時代や社会の変化に対応できるよう、自らの学びを深めながらまちづくりの主役として過ごせる状態を表現しています。

「笑顔あふれる」は、市民一人ひとりが多様性を認めつつ地域で支え合いながら、誰もが安心できる暮らしや充実した生活を営んでいる理想的な状態を表現しています。

そして、「幸せ未来都市」は、幸せを実感できる笑顔あふれるまちを未来へつなげるという市の姿勢を示しています。

第４章 まちづくりの方向性

将来像となる「学び豊かな　笑顔あふれる　幸せ未来都市　おけがわ」を実現するため、まちづくりの方向性として次の５つの政策を定めます。

１ 政策

教育・文化に関する分野　生きる力と豊かな心を育む 桶川

市民一人ひとりが豊かな創造性を育む環境や、子どもから大人まで誰もが学び続け、活躍できることが、人づくり、地域づくりにつながり、まちの魅力や活力の維持・向上へとつながります。

このため、子ども達の創造性を育む教育や誰もが生涯にわたる学びを通じ、地域の自然や文化に触れ、個性や価値観を認め合いながら、生きがいのある豊かな人生を育むことができるまちづくりを進めます。

健康・福祉に関する分野　共に支え合い いきいきと暮らせる 桶川

人生 100 年時代を迎える中で、健康寿命の延伸や地域での支え合い、未来を担う子ども達を育む良好な子育て環境の創出が、すべての市民が心身ともに健康で生きがいを持った暮らしにつながります。

このため、市民の健康づくりに対する支援や、保健・医療・介護体制の充実、子育て支援、障害者の自立支援などの充実を図り、住み慣れた地域で共に支え合い、健康で幸せな生活を続けることができるまちづくりを進めます。

安心安全・都市基盤に関する分野　安心して暮らし続けられる 桶川

激甚化・頻発化する自然災害に対する備えや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会環境の変化に対する柔軟な適応と利便性の高い生活環境の形成が、日々の生活の安心安全につながります。

このため、防災力・防犯力の向上や交通安全対策の充実により、市民一人ひとりの生命と財産を守るとともに、生活機能が集積する拠点と交通ネットワークの形成により、生活の利便性を高め、心穏やかに暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

環境・みどりに関する分野　環境にやさしく みどりと調和した 桶川

脱炭素社会や循環型社会の形成は、地球温暖化など深刻化する環境問題の改善につながり、自然空間や公園など多様なみどりや水辺の存在は、生物多様性や生態系の保全につながるとともに日々の生活に憩いと安らぎを与えます。

このため、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化や再資源化、河川や雑木林、公園などのみどりや水辺の保全と活用を図り、人と自然にやさしく、みどり豊かで快適なまちづくりを進めます。

産業・経済に関する分野　にぎわいと活力ある 桶川

地域産業の活性化は地域経済の振興につながり、地域の活力や交流人口・定住人口の増加、賑わいの創出へとつながります。

このため、農業、工業、商業、観光業など、多様な産業の連携や振興を図るとともに、中心市街地の活性化、地の利をいかした企業誘致や施設の立地誘導を図り、桶川で働き、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

2 土地利用の考え方

（1）基本方針

本市は、東京都心から 40km 圏に位置し、比較的、通勤・通学の利便性もよいことから、今日まで住宅都市として発展し、桶川駅を中心として同心円状に市街地が形成されています。また近年では、圏央道や上尾道路などの広域幹線道路が整備され、長年、良好な居住環境の形成に向け推進してきた土地区画整理事業も概ね完了しています。その一方、荒川など河川沿いに広がる貴重な緑をはじめ、農地や屋敷林など、今なお、豊かな自然環境が残されています。

このような地域特性を踏まえ、今後一層進展する人口減少と少子高齢化による社会環境の変化に適応した持続可能なまちづくりを着実に推進するため、「歩いて暮らせるまちづくり」、「広域交通網をいかすまちづくり」、「自然と暮らしが調和するまちづくり」を土地利用の基本方針とします。

1） 歩いて暮らせるまちづくり

子ども、高齢者、障害者など誰もが安心して、快適に暮らし続けることができる生活環境の形成を図ります。このため、桶川駅及び中山道を中心に広がる「既成市街地」、その両翼の「坂田地区」、「日出谷地区」、更にその先に広がる「加納地区」、「川田谷地区」の５つを日常生活の圏域とします。

これらの圏域において、「既成市街地」の桶川駅周辺には都市拠点、「坂田地区」の新市街地には地域生活拠点を配置するとともに、「日出谷地区」の新市街地には地域生活拠点とコミュニティ拠点を配置します。また、「加納地区」、「川田谷地区」には、コミュニティ拠点を配置します。各拠点機能の充実を図るとともに、各拠点間を公共交通ネットワーク等でつなぐ「集約型都市構造」の形成を図ります。

集約型都市構造のイメージ

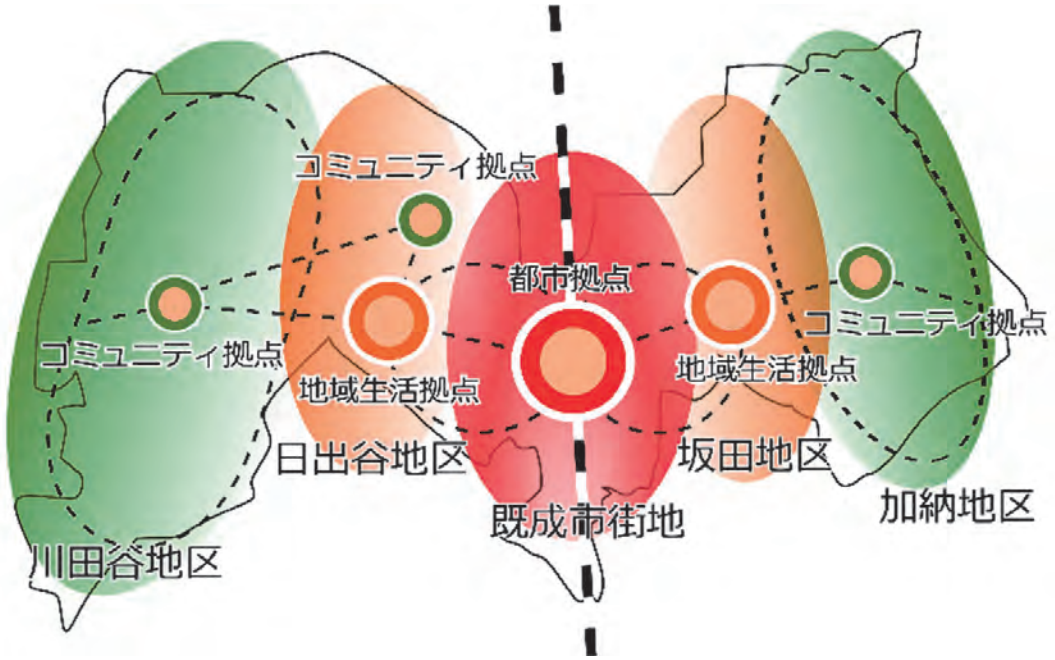

2)　広域交通網をいかすまちづくり

広域交通網の結節点としての地の利をいかし、産業系土地利用の誘導や観光まちづくりの推進による交流や地域の活性化など、幅広い産業振興を図ります。

このため、圏央道のインターチェンジを中心に「複合開発エリア」を設定し、産業施設の立地誘導を図るとともに、広域幹線道路の沿道を「沿道軸」とし、周辺環境に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。また、桶川駅周辺では、ターミナル機能の充実を図るとともに、広域幹線道路の配置や地域資源の立地を踏まえ、「観光まちづくり拠点」を配置し、交流などによる地域の活性化を図ります。

3)　自然と暮らしが調和するまちづくり

豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、生活環境との調和を図り、生物多様性を維持しながら、暮らしの中で自然を楽しめる空間づくりに努めます。このため、荒川、元荒川、江川などの沿川を「緑・水辺軸」とし、自然環境の保全を図るとともに、自然との触れ合いや憩いの空間を「公園・みどりの拠点」として位置づけ、充実を図ります。また、都市近郊農業及び関連産業の振興を図りながら、農地の活用、保全を進めます。

（2）土地利用

（1）基本方針に基づき、市域を「市街地ゾーン」、「田園ゾーン」、「工業系ゾーン」、「商業系ゾーン」に区分の上、計画的な誘導エリアとして「複合開発エリア」を設定し、生活機能等の集積を図る拠点の形成や自然環境の保全など、適切な土地利用の誘導と規制を図ります。

なお、土地利用の需要変化に応じ、周辺地域との調和や整合を図りながら、ゾーンなどの拡大や縮小について弾力的な運用を図ります。

1)　土地利用の区分

①　市街地ゾーン

快適で利便性の高い魅力ある都市環境の形成に向け、住宅地、商業地、工業地、幹線道路の沿道など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、道路などの基盤整備や憩いの空間となるオープンスペースの確保など、生活環境の維持、改善を図ります。

②　田園ゾーン

豊かな緑と田園環境の保全を図るとともに、農地と住宅地との調和を図りながら、住宅地における生活環境の改善など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、桶川加納インターチェンジ北西の加納北部については、ゆとりある生活空間の形成を図る農住調和地区として位置づけます。

③　工業系ゾーン

産業の集積と生産性向上による産業と経済の振興に向け、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。また、操業環境の維持を図り、産業施設の他用途への転換防止に努めます。

④　商業系ゾーン

快適で利便性の高い魅力ある都市環境の形成に向け、周辺の居住環境との調和を図りながら、日常生活に必要な商業、業務サービス施設など、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図ります。

2)　計画的な誘導エリア

①　複合開発エリア

圏央道や上尾道路などによる交通利便性をいかした土地利用の誘導を図るエリアとして、圏央道インターチェンジの周辺地域の一部を複合開発エリアと位置づけ、周辺環境との調和を図りながら、物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図ります。

3)　拠点の形成

①　都市拠点

駅東西を一体として拠点性を確保することとし、ターミナル機能の充実を図ります。このため、東口駅前広場や駅東口通り線の整備を推進し、商業、業務サービス、芸術文化、生涯学習、交流など都市拠点に相応しい機能の充実を図ります。

また、ことぶき広場（旧桶川南小学校跡地）については、都市拠点として相乗効果を発揮できる利活用を図ります。

②　地域生活拠点

坂田地区及び日出谷地区の都市基盤整備を実施した新市街地に地域生活拠点を配置し、日常生活に必要な施設の立地誘導などにより、機能の充実を図ります。

③　コミュニティ拠点

日出谷地区のコミュニティ拠点では、分庁舎跡地等において、生涯学習、市民交流、子育て支援機能などの導入を図ります。

また、加納地区、川田谷地区におけるコミュニティ拠点では、生涯学習や市民交流などの機能の充実を図ります。

④　観光まちづくり拠点

観光まちづくり拠点となるべに花ふるさと館や桶川飛行学校平和祈念館、中山道では、本市の歴史や文化、地域資源となる施設の保全と活用を図るとともに、新たな拠点となる道の駅「(仮称）おけがわ」の整備を推進し、観光の振興を図ります。

⑤　公園・みどりの拠点

荒川の旧流路における湿地環境や生態系の保全と再生を進めている荒川太郎右衛門自然再生地のほか、憩いの空間となる城山公園、駅西口公園、子ども公園わんぱく村を公園・みどりの拠点として位置づけ、充実を図ります。

4)　軸の形成

①　緑・水辺軸

荒川、元荒川、江川などの河川に広がる水辺環境を緑・水辺軸とし、市民が憩い、安らぎを感じられる水辺環境の保全を図ります。

②　沿道軸

広域幹線道路となる上尾道路、国道 17 号、県道川越栗橋線の沿道の一部を沿道軸とし、市街地ゾーンにおける沿道軸では、沿道型サービス施設をはじめ、商業、業務サービス施設など、道路や地域の特性に応じた施設の誘導を図ります。

一方、田園ゾーンにおける沿道軸では周辺の田園環境や生活環境、景観に配慮しながら沿道環境の形成を図ることとし、上尾道路の沿道では物流施設など交通利便性をいかした適切な土地利用を図ります。

土地利用方針図

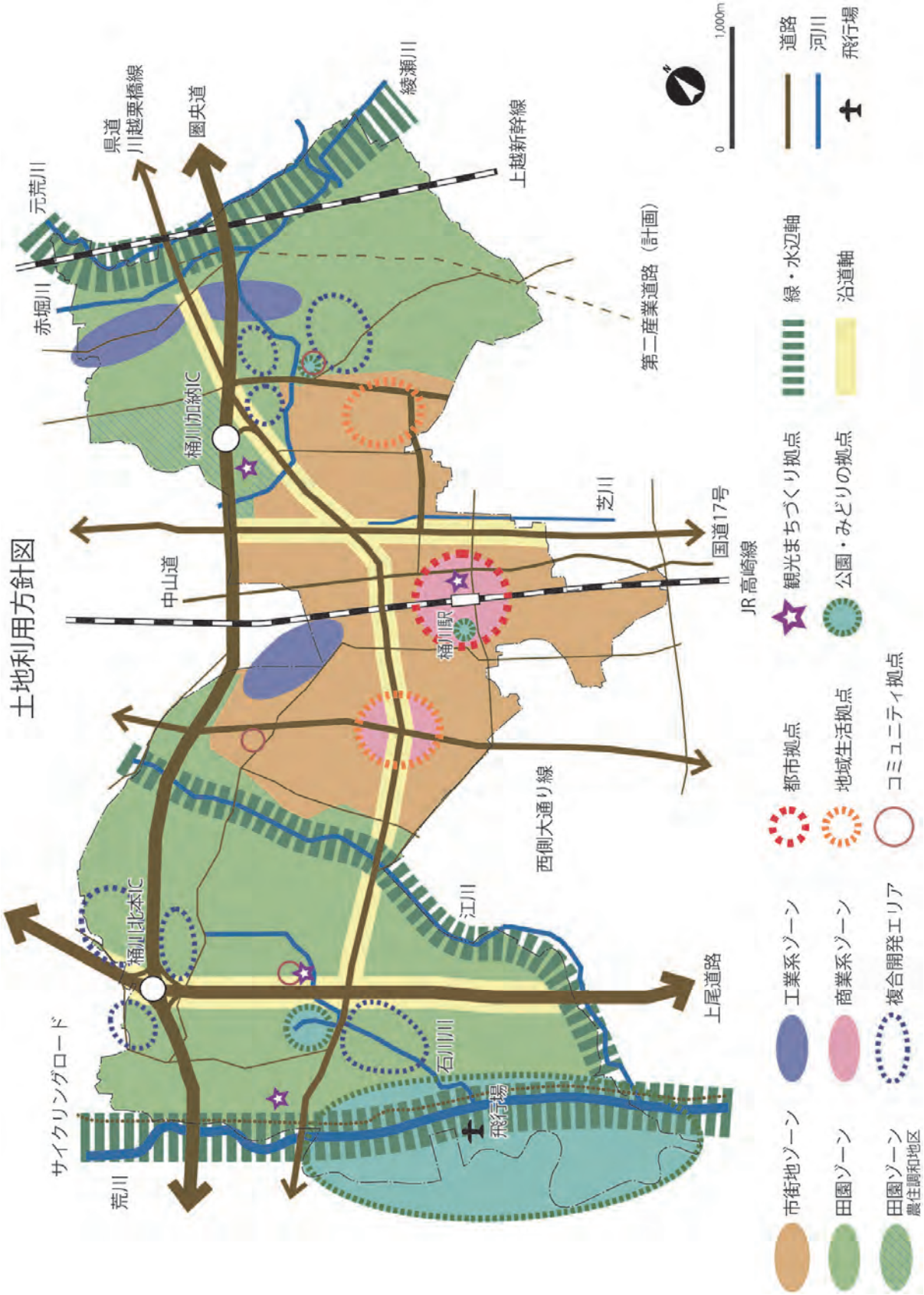
元荒川
赤堀川
県道
川越栗橋線
圏央道
綾瀬川
上越新幹線
第二産業道路（計画）
桶川加納IC
中山道
芝川
国道17号
JR高崎線
桶川駅
西側大通り線
江川
上尾道路
桶川北本IC
サイクリングロード
荒川
石川川
飛行場
0
1,000m
道路
河川
飛行場
緑・水辺軸
沿道軸
観光まちづくり拠点
公園・みどりの拠点
都市拠点
地域生活拠点
コミュニティ拠点
工業系ゾーン
商業系ゾーン
複合開発エリア
市街地ゾーン
田園ゾーン
田園ゾーン
農住調和地区

第５章 計画推進のために

現在、日本社会は過去経験のない人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においても、近年、横ばいで推移していた人口は減少局面を迎え、今後、緩やかに減少していくことが見込まれています。

また、2015年９月に国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）など、世界で価値観を共有し、目標達成に向け、国や地域、人々がそれぞれの立場で活動する時代となりました。さらに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症などにより、デジタル化が加速し、人々の働き方や生活スタイルなど社会環境が大きく変化しました。

こうした時代や社会の変化を的確に捉え、新たな行政課題や多様化する行政需要に着実に対応していく必要があります。

本構想に掲げる将来像の実現にあたっては、このような背景を踏まえ、次に掲げる事項を基本に政策を推進していきます。

（1）みんなでつくるまち

市民一人ひとりが主役となってまちづくりに自主的に参加できる機会をつくり、市民、団体、事業者並びに市が、互いの役割や価値観を尊重し、協力し合いながら、みんなでつくる協働のまちづくりを進めます。

（2）人口減少等への対応

地域コミュニティの醸成など地域力の向上を図ることにより地域の魅力を高め、若者や子育て世代の定住や転入を促し、持続可能なまちづくりを進めます。

（3）変化への適応

ポスト・コロナ時代を見据え、生活の利便性と付加価値の高いスマート社会の実現など、不確実性の高い社会環境の変化に柔軟に適応し、変化を市政の推進力に変えるまちづくりを進めます。

（4）計画的な行財政運営

人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少、社会保障経費の増加など、厳しい財政局面にあっても、計画的な政策の実行と評価により、行政資源の最適化を図り、業務の効率化や行政サービスの向上と多様化する行政需要に適切に対応しながら、持続可能な行財政運営を進めます。

基本構想の全体構成

基本理念

一人ひとりを
大切にするまち

人と自然が
共生するまち

変化を力にするまち

安心・安全に
住み続けられるまち

みんなでつくる
活気あるまち

将来像

学び豊かな 笑顔あふれる
幸せ未来都市 おけがわ

まちづくりの方向性

【教育・文化】に関する分野
生きる力と
豊かな心を育む
桶川

【健康・福祉】に関する分野
共に支え合い
いきいきと
暮らせる
桶川

【安心安全・都市基盤】に関する分野
安心して
暮らし
続けられる
桶川

【環境・みどり】に関する分野
環境にやさしく
みどりと
調和した
桶川

【産業・経済】に関する分野
にぎわいと
活力ある
桶川

計画推進のために

みんなでつくるまち

人口減少等への対応

変化への適応

計画的な行財政運営

前期５か年基本計画

第1 基本計画の概要

1 計画の目的と体系

基本構想に掲げる５つの政策と土地利用の計画的な推進に必要となる諸施策を体系的に定め、各種事業を推進することにより、本構想に掲げる将来像「学び豊かな笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」を実現することを基本計画の目的とします。

また、基本計画に掲げる諸施策に基づき策定する関連諸計画や実施する個別事業などは、基本計画と整合性を図ることとします。

図表１：第六次総合計画の体系

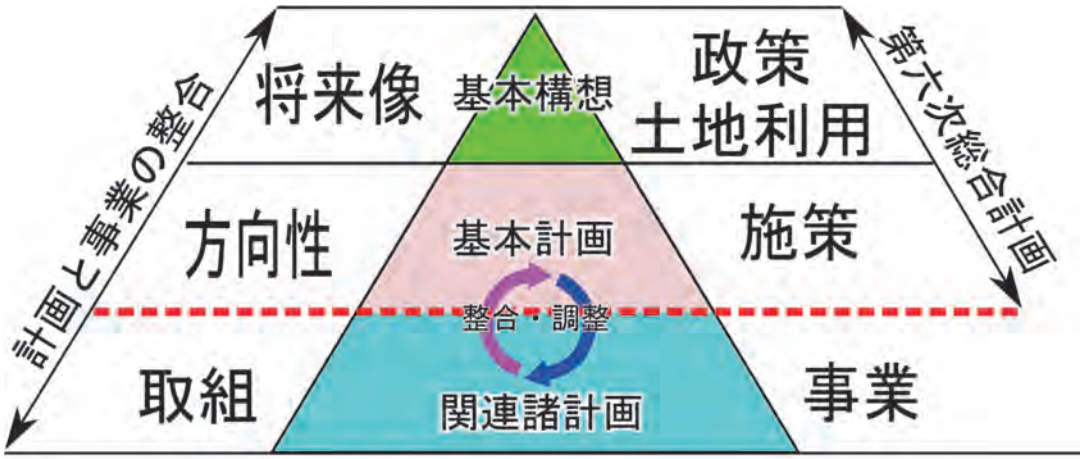

2 計画期間

基本構想の計画期間となる令和５年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 10 年間を前期、後期各５年間に分け、前期となる令和５年度（2023 年度）から令和９年度（2027 年度）までを前期５か年基本計画（以下、基本計画）の計画期間とします。

図表２：計画期間の概要

第２ 計画推進のために

１ 人口ビジョン

（1）人口推計のシナリオ

現在、我が国は過去経験のない人口減少と少子高齢化に直面しており、本市においても、近年、横ばいで推移していた人口は減少局面を迎え、今後、緩やかに減少していくことが見込まれています。

このような中、国は人口減少の抑止に向けた長期的な展望として、合計特殊出生率*を令和 12 年（2030 年）に 1.80、そして令和 22 年（2040 年）には、人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率）となる 2.07 まで回復することにより、令和 42 年（2060 年）には、総人口が 1 億人程度となることを見込んでいます。

これを踏まえ、基本計画の施策の展開にあたり、社会動態*と自然動態*の視点から次の 3 つのシナリオを設定し、本市の将来人口を推計しました。

図表３：人口推計のシナリオ

<table>
<tr><th>項　目</th><th>社会動態</th><th>自然動態</th></tr>
<tr><td>シナリオ 1
単純推計</td><td>【単純推計】
・現状の人口変動を踏まえた推計</td><td rowspan="2">【単純推計】
・現状の人口変動を踏まえた推計</td></tr>
<tr><td>シナリオ 2
転出抑制
＋
転入促進</td><td rowspan="2">【転出抑制＋転入促進】
・子育て世帯（夫婦と子ども 1 人）の転出が各地区において毎年、現在の水準より 1 世帯、抑制されると仮定。
・子育て世帯（夫婦と子ども 1 人）が毎年、現在の水準より坂田地区、日出谷地区（新市街地）に 2 世帯、既成市街地に 1 世帯多く転入すると仮定。
〈地区の内訳〉
基本構想に基づく生活圏域
既成市街地、坂田地区、日出谷地区、加納地区、川田谷地区の 5 地区</td></tr>
<tr><td>シナリオ 3
転出抑制
＋
転入促進
＋
出生率 2.07</td><td>【合計特殊出生率の上昇 2.07】
・国が見込む人口減少抑止の長期的な展望が実現し、令和 12 年（2030 年）に 1.80、令和 22 年（2040 年）に 2.07 まで上昇すると仮定。</td></tr>
</table>

* 合計特殊出生率：合計特殊出生率は「15 ～ 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当。
* 社会動態：一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き。
* 自然動態：一定期間における出生、死亡に伴う人口の動き。

(2) 本市の将来人口推計

前項（1）に掲げる３つのシナリオ毎の将来人口の推計は次表の通りとなります。

合計特殊出生率の上昇を加味しないシナリオ１と２では、出生数の低調により長期的に少子化が一層進むこととなります。一方、合計特殊出生率が上昇するシナリオ３の令和 42 年（2060 年）時点の推計結果では、令和４年時点の年少人口を上回り、少子化に歯止めがかかることとなります。

図表４：将来人口推計

推計シナリオ ＼ 推計の要素		シナリオ１ 単純推計	シナリオ２ 転出抑制＋転入促進	シナリオ３ 転出抑制＋転入促進 ＋出生率 2.07
現状の人口変動		○	○	○
施策の展開を踏まえた社会動態		－	○	○
国の展望を踏まえた自然動態		－	－	○
将来人口推計	令和 14 年 (2032 年)	69,863 人 ↓	70,179 人 ↓	71,397 人 ↓
	令和 34 年 (2052 年)	57,181 人 ↓	58,434 人 ↓	65,382 人 ↓
	令和 42 年 (2060 年)	52,113 人	53,787 人	63,589 人

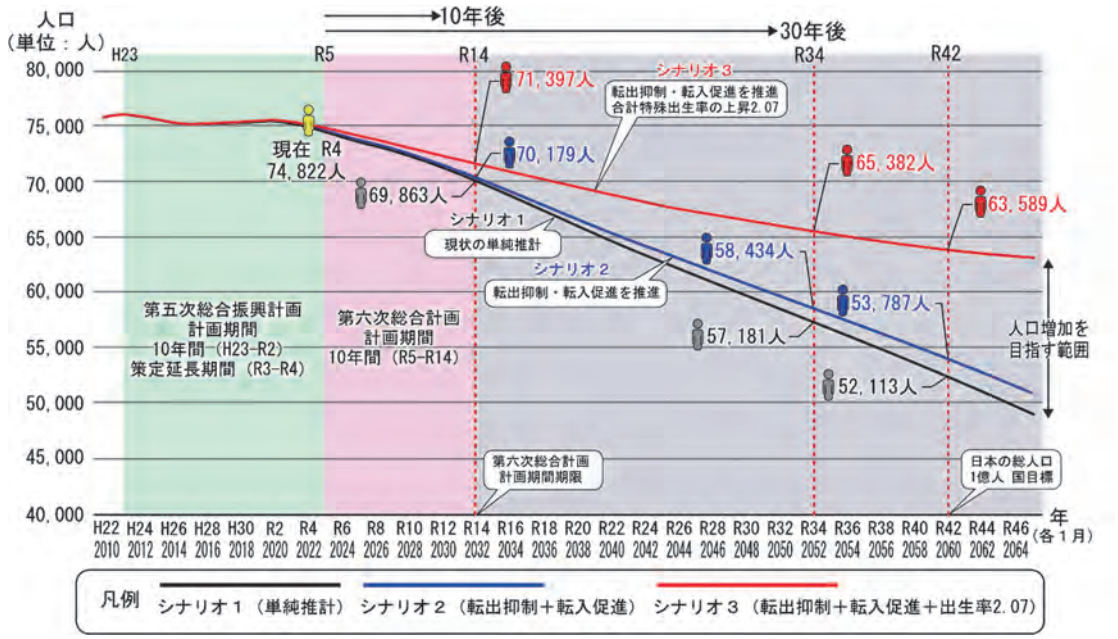

図表５：将来人口推計による人口構成

令和４年(2022 年) の人口構成 現在

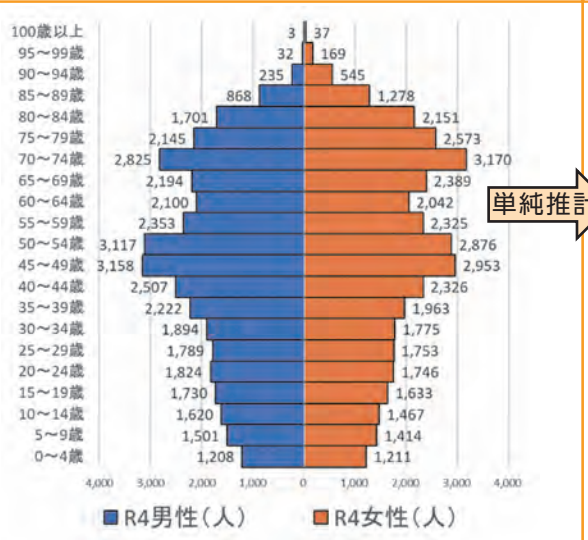

総人口：74,822 人
老年人口：22,315 人　29.8%
生産年齢人口：44,086 人　58.9%
年少人口：8,421 人　11.3%

単純推計

シナリオ１：令和 42 年(2060 年) 単純推計

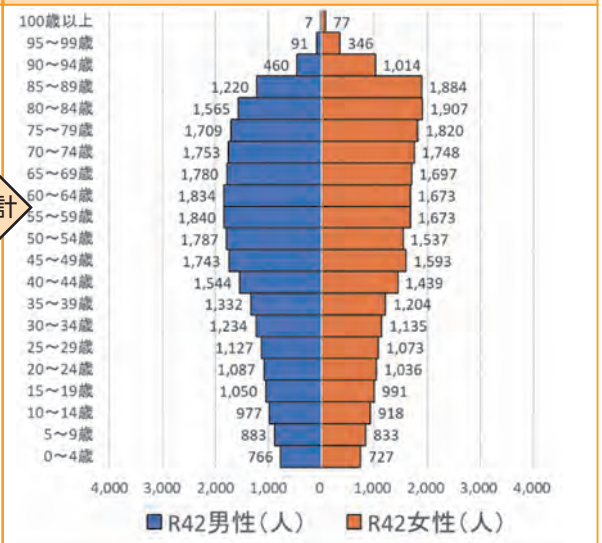

総人口：52,113 人
老年人口：19,077 人　36.6%
生産年齢人口：27,932 人　53.6%
年少人口：5,104 人　9.8%

転出抑制＋転入促進

転出抑制＋転入促進
合計特殊出生率上昇

シナリオ２：令和 42 年(2060 年) 転出抑制＋転入促進

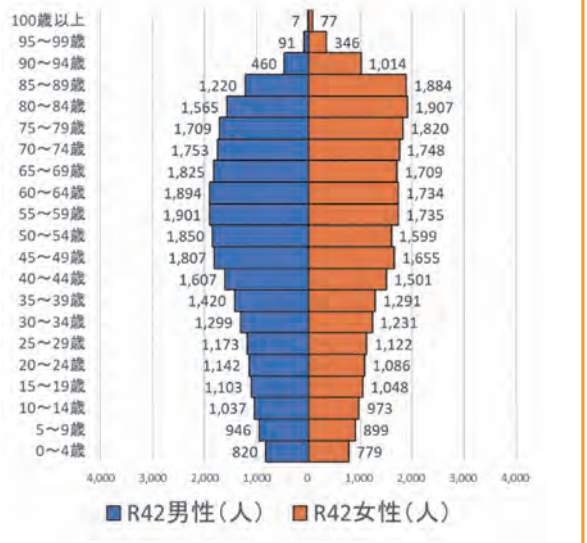

総人口：53,787 人
老年人口：19,135 人　35.6%
生産年齢人口：29,198 人　54.3%
年少人口：5,454 人　10.1%

シナリオ３：令和 42 年(2060 年) 転出抑制＋転入促進＋出生率 2.07

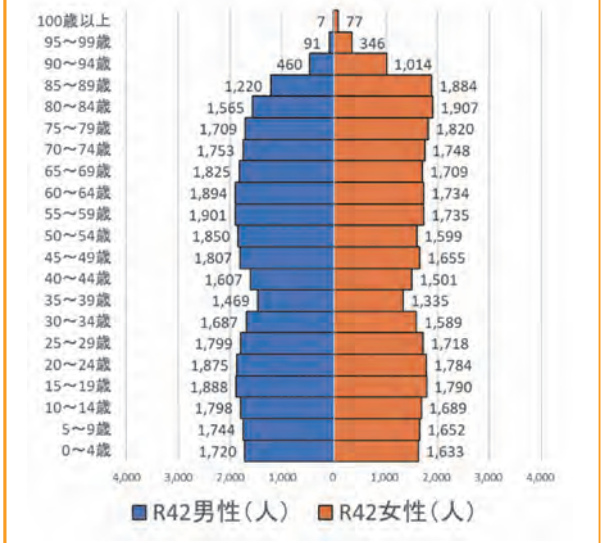

総人口：63,589 人
老年人口：19,135 人　30.1%
生産年齢人口：34,217 人　53.8%
年少人口：10,237 人　16.1%

* 年少人口：0 歳～ 14 歳、生産年齢人口：15 歳～ 64 際、老年人口：65 歳以上

(3) 人口減少抑止に向けた諸施策の推進

将来人口の推計は、社会動態と自然動態によって構成され、社会経済情勢など外的な影響を大きく受けます。また、人口減少は、より早期に抑止策に取り組むほど、中長期的に大きな抑止効果が期待できます。

このため、国が見込む人口減少の抑止に向けた長期的な展望（シナリオ 3）を踏まえ、総合計画に掲げる５つの政策を総合的に展開することにより、若者や子育て世帯が魅力を感じる生活環境の充実や移住定住の促進など、人口減少の抑止に向けたまちづくりの推進を図ります。

図表６：施策の展開による効果のイメージ

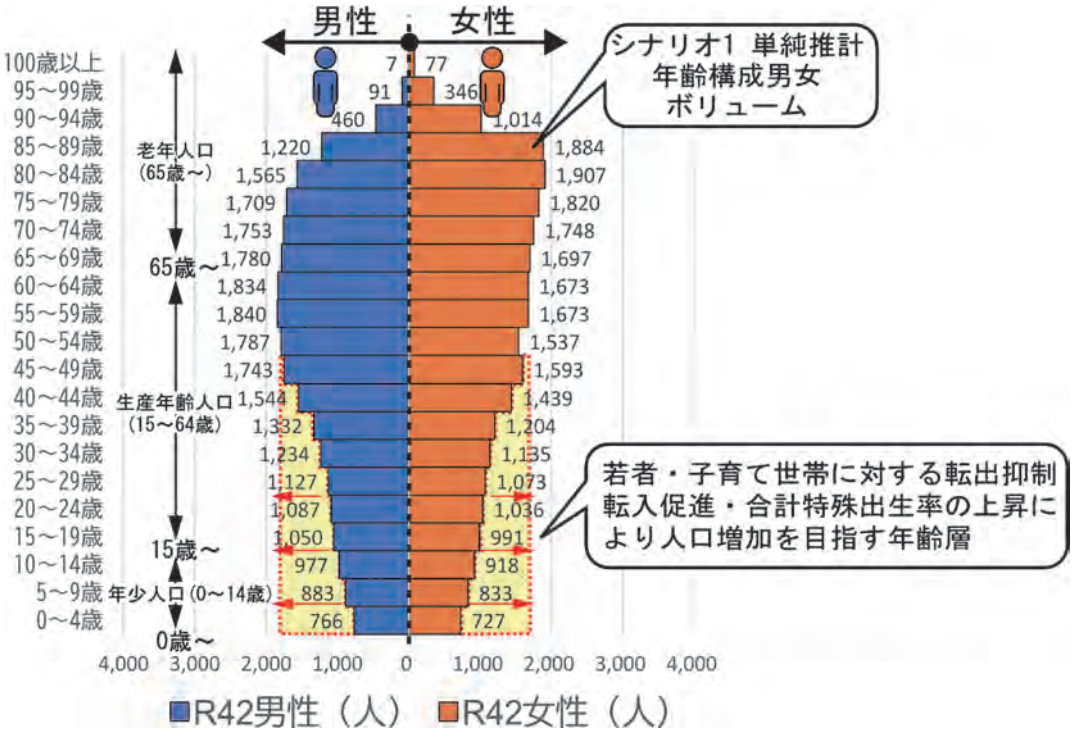

２ ＳＤＧｓの推進

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）は、2015 年９月に開催された国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」です。

2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

ＳＤＧｓは 17 のゴールを掲げており、その実現には、国や自治体、産業界、住民などが連携・協力して取り組む必要があります。

このため、基本構想に掲げる将来像「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」の実現にあたり、基本計画に掲げる諸施策とＳＤＧｓの 17 のゴールとの関係を明示し、一体的な推進を図ります。

図表７：ＳＤＧｓ１７のゴール

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

3 みんなが主役になるまち

一人ひとりの尊厳や人権を尊重し、多様な個性や価値観などを認め合うみんなが主役のまちづくりを推進するため、次に掲げる事項を基本に諸施策を推進します。

(1) 協働の推進

① 協働のまちづくりを推進するため、市民や市民団体、事業者、市などがお互いの立場や特性をいかす取り組みへの支援や、協働に関わる人々の活動や交流、情報発信の場の提供など推進体制の充実を図ります。

(2) 地域交流の推進

① 市民主体の自主的なまちづくりを推進するため、自治会などの地域組織や市民団体などに対し、必要な情報を提供します。また、地域のまちづくりの担い手への支援に取り組みます。

② 地域における交流や市民活動の活性化などを図るため、地域コミュニティの拠点づくりや交流の場となる施設の整備、コミュニティへの支援などに取り組みます。

③ 市民の国籍の多様化などに合わせたまちづくりをするため、外国人との交流機会の創出や生活に関する支援などに取り組みます。

(3) 男女共同参画の推進

① 多様な視点が尊重される男女共同参画社会の実現のため、アンコンシャス・バイアス*の解消を図るとともに、経済分野における女性活躍の推進を図ります。

② 誰もが生涯を通じて豊かな人生を送るため、女性と男性が互いに支え合う機運を醸成し、家庭と仕事・地域活動との両立を推進します。

③ 性を尊重し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、性の多様性への理解を深めるとともに、ＤＶ被害者の救済など支援体制の充実を図ります。

(4) ノーマライゼーションの推進

① 障害を理由とする差別の解消を図り、すべての市民が等しく生活し活動できるまちづくりを推進するため、ノーマライゼーション*に対する意識啓発や、実態に即したユニバーサルデザイン*による公共空間の形成を図ります。

* アンコンシャスバイアス：過去の経験や文化、社会的背景などによって、無意識な思い込みから偏ったものの見方をしてしまうこと。
* ノーマライゼーション：高齢者や障害者であっても、地域で普通（ノーマル）の生活ができ、かつ、差別されることのない社会にしていこうという考え方のこと。
* ユニバーサルデザイン：バリアフリーはもともとある障壁を取り除くことに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

4 計画的な行財政運営

市税収入の減少や社会保障経費の増加、保有する公共施設等の老朽化対策など、厳しい財政局面を迎える中、時代や社会の変化を的確に捉え、計画的かつ効率的な行財政運営にあたり、次に掲げる事項を基本に諸施策を推進します。

(1) 質の高い行政サービスの提供

① 行政手続きの利便性の向上や業務の効率化などを図るため、デジタル・ディバイド*や費用対効果などに留意の上、行政サービスのデジタル化を推進します。

② 社会環境の変化による新たな行政需要に対応するため、必要な職員の人材育成や定員管理などに取り組むとともに、適宜、行政組織の見直しを行います。また、効果的・効率的に事務事業を遂行するため、適宜、業務の見直しを行い計画的に必要な人員を配置します。

③ 多様化・複雑化する行政需要に適切に対応するため、官民連携手法の導入を検討し効果が見込める事業については、民間企業や団体などが有する知見やノウハウなどを行政サービスに取り入れます。

④ 将来の行政需要を見据えた公共施設等の適切な整備や維持管理を図るため、計画的に新設や改修などを進め、施設機能の複合化や多機能化、長寿命化などを検討し、コスト抑制や市有財産の有効活用などに取り組みます。

⑤ 行政サービスの充実や効率化などを図るため、広域的な課題解決により効果が見込めるものについては、他の自治体等との共同事業の実施など、広域連携を推進します。

(2) 持続可能な財政運営

① 時代や社会の変化に対応できる安定した財政運営を図るため、事業の選択と集中や、補助金など有利な財源の活用とともに、将来を見据えた基金の積み立て、借入金の抑制など限りある資源の有効活用に取り組みます。

② 安定した財源を確保するため、産業の集積や新たな自主財源の確保に取り組むとともに、納付環境を整備しながら、受益者負担の適正化と収納対策に取り組みます。

(3) 情報の発信と共有

① 市民からの提案や意見などを市政に反映するため、提案等を広く聴く機会を設けるとともに、市民の困りごとの相談等に対し、問題解決に向け、弁護士等専門家による相談の場の提供や関係機関との連携などを図ります。

② 行政の透明性と信頼性を高めるため、情報公開制度の適切な運用を図るとともに、情報セキュリティ対策の強化を図り、個人情報を安全かつ適正に管理します。

* デジタル・ディバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

③　市の魅力を広く発信することにより、市の知名度の向上や諸施策の推進、交流や関係人口の創出などに繋げるため、広報やホームページ、ＳＮＳなど多様な媒体を用いて効果的な情報発信を行います。

(4) 事業の推進と評価

①　基本計画の効果的、効率的な推進を図るため、基本計画の諸施策に基づき策定する関連諸計画や実施する個別事業については、相互に整合を図りながら、将来像の実現に向け、まちづくりを推進します。

②　基本計画に掲げるまちづくりを評価するため、市民が思う「住みよさ」と「定住意向」を基本の成果指標とし、これを高めることを目標とします。また、５つの政策は、諸施策に対する市民の認識や満足度などにより、政策の進捗を推し量ることとします。

図表８：まちづくりの進捗を推し量る基本指標

まちづくりの指標	評価	現状値
住みよいまちだと思う市民の割合	市民意識調査の結果	59.9% (R4 年度市民意識調査)
住み続けたいと思う市民の割合	市民意識調査の結果	80.9% (R4 年度市民意識調査)

③　時代や社会の変化に対応した計画とするため、基本計画に掲げるまちづくりの評価や市民ニーズ、社会環境の変化などを踏まえ、前期から後期への改定を行います。また、基本計画の計画期間中にあっても必要に応じ柔軟に見直しを行います。

図表９：事業推進のイメージ

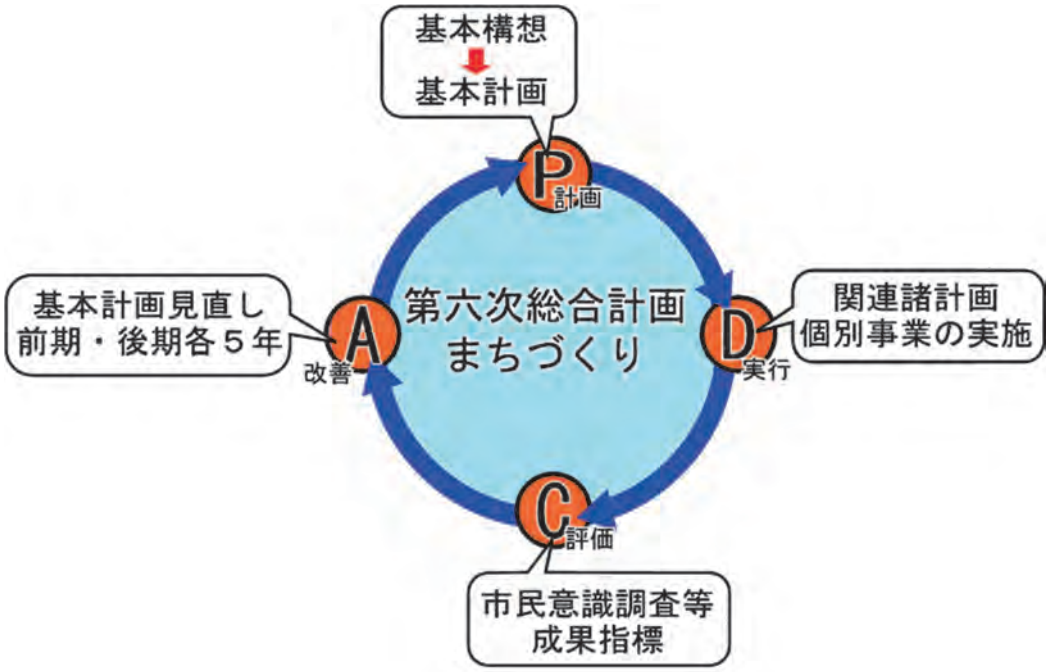

第３ 分野別の施策

基本構想に掲げる５つの政策ごとに施策を体系的に整理し、基本構想に掲げる将来像の実現を目指します。

図表 10：施策の体系

将来像	政策	施策	関連するSDGsのゴール
学び豊かな　笑顔あふれる　幸せ未来都市　おけがわ	【教育・文化】生きる力と豊かな心を育む桶川	101　就学前教育の支援・充実	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に
		102　学校教育の充実	
		103　青少年の健全な育成	
		104　生涯学習・生涯スポーツの充実	
		105　文化・芸術の振興・保存・継承	
		106　人権教育・啓発と平和の推進	
	【健康・福祉】共に支え合いいきいきと暮らせる桶川	201　健康づくりの推進・医療の充実	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
		202　子ども・子育て支援の充実	
		203　高齢者支援の充実	
		204　障害者（児）支援の充実	
		205　自立した生活への支援の充実	
		206　地域福祉の推進	
	【安心安全・都市基盤】安心して暮らし続けられる桶川	301　防災・減災対策の推進	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 16 平和と公正をすべての人に
		302　防犯まちづくりの推進	
		303　交通安全対策の推進	
		304　治水対策の推進	
		305　良好な都市環境の形成	
		306　道路の整備・管理	
		307　安全な消費生活の確保	
		308　生活に身近な拠点の充実	
	【環境・みどり】環境にやさしくみどりと調和した桶川	401　地球温暖化対策の推進	4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
		402　資源循環型社会の構築	
		403　快適で衛生的な地域環境の創出	
		404　みどり空間の創出	
		405　憩いの自然空間の保全と活用	
	【産業・経済】にぎわいと活力ある　桶川	501　農業の振興	2 飢餓をゼロに 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
		502　工業の振興	
		503　商業の振興	
		504　観光の振興	
		505　就労支援と勤労者福祉の充実	

※ 施策の見方

安心して暮らし続けられる 桶川

施策 308

生活に身近な拠点の形成

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 近年、ドライバー不足や高齢者等の交通弱者の増加等を背景に、ＡＩ*やデジタル技術を駆使した自動運転、ＭａａＳ*など、新たな移動サービスへの関心が高まっています。
- 国は、人口減少と少子高齢化の進展に伴う都市構造の変化を見据え、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、コンパクトなまちづくりを進めるコンパクト・プラス・ネットワークやウォーカブル（居心地がよく歩きたくなる）なまちづくりを推奨しています。
- 本市は、平成 23 年（2011 年）4 月に策定した第五次総合振興計画（平成 23 年度から令和 2 年度まで）において、集約型都市構造の形成を掲げ、中学校区域程度を目安とした 5 の生活圏域毎に地区の特性に応じた拠点を配置し、この拠点に生活関連機能を集約する歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。
- 本市では、交通空白地域の解消を目的に、平成 13 年（2011 年）より市内循環バス「べにばなＧＯ」の運行を開始しています。その後、令和 2 年（2020 年）に策定した「桶川市市内循環バス再編計画」に基づき、同年 7 月より運賃や運行ルートを変更して試験運行を行っています。

施策の方針

- 市域における５つの生活圏域において、地区の特性に応じて配置した各拠点機能の充実を図るとともに、各拠点を公共交通ネットワークでつなぐ集約型都市構造の形成を図ります。

＊ＡＩ：Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、人間が行う知的な活動をコンピューターや機械が代わりに行う技術や手法のこと。
＊ＭａａＳ：一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

108

- 政策名と施策の通し番号、施策名を掲げています。
- 各施策と関連する主なＳＤＧｓの目標を掲げています。
- 〈施策の現状〉では、施策を取り巻く社会環境や市のこれまでの主な取組等について、まとめています。
- 〈施策の方針〉では、〈施策の現状〉から浮き彫りとなる課題などを踏まえ、施策の推進に向けた方針をまとめています。

施策の展開

都市拠点の形成と充実

3081 魅力ある中心市街地の形成

- 都市拠点となる桶川駅の周辺では、周辺環境との調和を図りながら商業・業務サービス施設の立地誘導のほか、文化芸術・生涯学習・交流など多様な機能の集積により、にぎわいと活気のある中心市街地の形成を図ります。
- ターミナル機能の向上を図るため、東口駅前広場や駅東口通り線の整備を推進するとともに、ことぶき広場（旧桶川南小学校跡地）では、社会環境や市民のニーズなどに即した利活用を図ります。
- 西口駅前広場は、適切な維持管理を行うとともに交通事情に応じた改善を図ります。

集約型都市構造の形成

3082 地域生活拠点の充実

- 市域東西の坂田地区と日出谷地区における地域生活拠点では、商業・業務サービス施設の立地誘導など、生活利便機能の充実を図ります。

3083 コミュニティ拠点の充実

- 加納地区（加納公民館）と川田谷地区（生涯学習センター・農業センター）におけるコミュニティ拠点では、地域の交流や生涯学習、伝統文化の継承などを通じ、地域コミュニティの醸成を図ります。
- 日出谷地区の分庁舎跡地等におけるコミュニティ拠点では、地域の交流や生涯学習、子育て支援機能の導入など、地域のニーズに即した施設づくりを進めます。

3084 公共交通ネットワーク等の充実

- 都市拠点、地域生活拠点、コミュニティ拠点を結ぶ公共交通ネットワーク等の充実を図ります。
- 公共交通の充実に向けた民間乗合バス事業者との協議や市内循環バス「べにばなＧＯ」の充実など、移動ニーズに即した公共交通の充実を図ります。

関連諸計画

- 桶川市公共施設配置基本計画（平成 27 年 3 月）
- 桶川市市内循環バス再編計画（令和 2 年 3 月）

（スマイルピアザ坂田（フレスポ桶川））

109

- 〈施策の展開〉では、〈施策の方針〉を踏まえ、どのような方向性で施策を展開していくかまとめています。
- 〈関連諸計画〉では、施策に関連する計画を掲げています。

政策（教育・文化に関する分野）

生きる力と豊かな心を育む 桶川

子ども達の創造性を育む教育や誰もが生涯にわたる学びを通じ、地域の自然や文化に触れ、個性や価値観を認め合いながら、生きがいのある豊かな人生を育むことができるまちづくりを進めます。

政策の進捗を推し量る指標

政策の進捗を推し量る指標として、市民意識調査等によって得られる各政策分野に対する市民の認識や満足度、その他、各種統計データを活用します。また、諸施策を推進することによりこれらの指標の上昇（指標により減少）を目指します。

指標	現状値
①小中学校の教育に満足している市民の割合	11.7 % (R4 年度市民意識調査)
②桶川市のことが好きだと思う子どもの割合	60.2 % (R3 年度中学生アンケート)
③桶川市に住み続けたいと思う子どもの割合	11.5 % (R3 年度中学生アンケート)
④生涯学習の機会・内容に満足している市民の割合	7.6% (R4 年度市民意識調査)
⑤文化・芸術活動に満足している市民の割合	11.7% (R4 年度市民意識調査)
⑥生きがいのある豊かな人生を育むことができるまちだと思う市民の割合	32.2% (R4 年度市民意識調査)

施策体系図

生きる力と豊かな心を育む桶川

- 施策 101 就学前教育の支援・充実
- 施策 102 学校教育の充実
- 施策 103 青少年の健全な育成
- 施策 104 生涯学習・生涯スポーツの充実
- 施策 105 文化・芸術の振興・保存・継承
- 施策 106 人権教育・啓発と平和の推進

施策101 就学前教育の支援・充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 女性の社会進出を背景として、夫婦共働きの家庭が増加しています。また、社会環境の変化に伴い、家庭や地域における子どもの生活環境も多様化しています。
- 社会経済情勢を背景とした非正規雇用の増加や世帯年収の減少、子ども一人あたりの年間教育費の増加などによって、各家庭の家計に占める教育費の負担も増加しています。
- 幼児期と児童期の円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、平成29年（2017年）4月に幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂されるとともに、小学校の学習指導要領も改訂され、幼児教育に関する整合性が図られています。
- 令和5年（2023年）4月には、子ども政策の新たな推進体制として、子どもの安全で安心な生活環境の整備に関する政策を総合的に所管する国の機関として、こども家庭庁が創設されました。
- 本市では、令和2年（2020年）3月に、子ども・子育て支援法に基づく「第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの最善の利益の確保に向け、各種事業に取り組んでいます。

施策の方針

- すべての子どもが安心して幼児教育を受けられる環境づくりを進めます。
- 質の高い教育・保育サービスが提供できるよう各機関と連携し、すべての子どもが安心して小学校に入学できる環境づくりを進めます。

施策の展開

安心して幼児教育を受けられる環境づくり

1011 家庭の教育力の向上

・家庭における教育力の向上のため、研修会などを通じ、保護者への情報提供や啓発に取り組みます。

1012 幼児教育の場の確保

・幼児教育・保育施設等と連携し、将来の利用需要を踏まえた利用定員の確保に取り組みます。

安心して小学校に入学できる環境づくり

1013 幼・保・小の連携の促進

・幼児教育・保育施設、小学校の指導関係者等を中心とした研究協議会などにより、幼・保・小の連携を図ります。

関連諸計画

●桶川市教育大綱（平成 27 年 5 月）
●第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年 3 月）

〈共働き世帯の推移（全国）〉

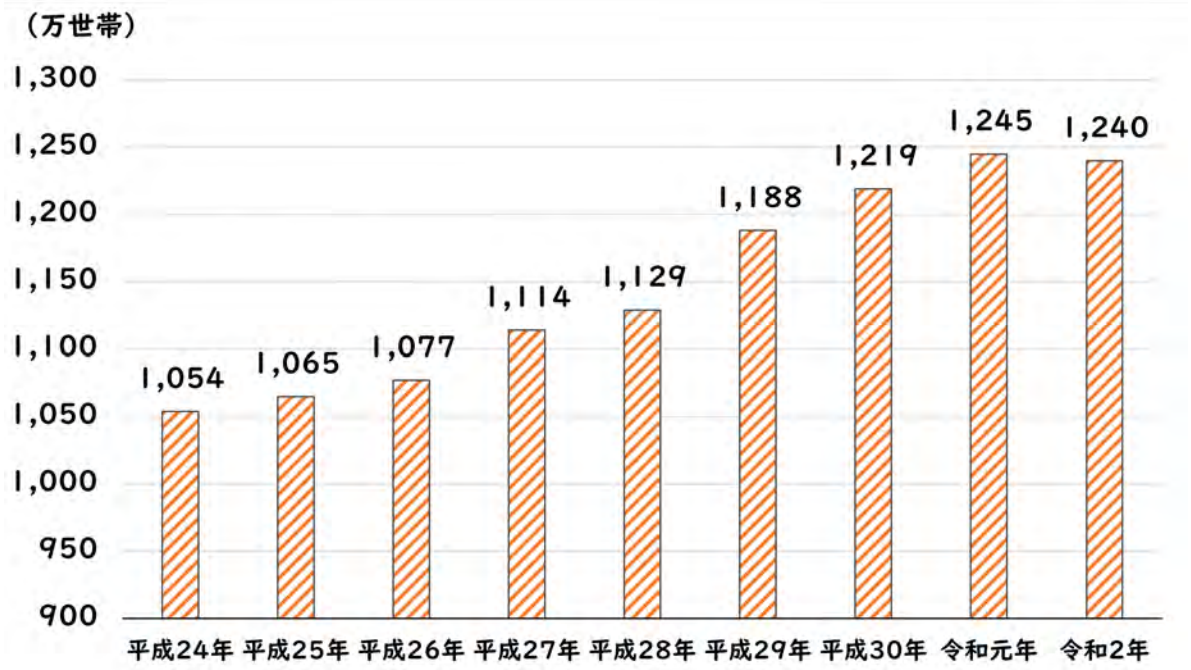

（出典：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」）

施策102 学校教育の充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 人口減少や少子高齢化の進展、価値観の多様化などに伴い、学校や家庭をはじめ地域を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 不確実性の高い時代を生き抜くため、児童生徒には「自ら学び、考え、判断し、行動する能力」を身に着けることが求められています。
- 家庭や地域の協力を得ながら、学校における教育活動の推進と教育力の向上に取り組んでいます。
- 平成 29 年（2017 年）4 月に公示された特別支援学校学習指導要領等に基づき、特別な教育的支援を必要とする児童生徒をはじめ、一人ひとりの実態に合わせた適切な教育的支援を行う体制を整備する必要があります。
- 食育は、健全な心と身体、豊かな人間性を育む基礎となることから、地場農産物を学校給食の献立に活用するなど、健康教育の充実を図っています。
- 学校施設の老朽化や子どもたちの多様なニーズに対応するため、屋上や外壁など主要構造部の改修、ＩＣＴ*環境の整備、体育館の空調整備などに取り組んでいます。

施策の方針

- 確かな学力、豊かな人間性、健康と体力からなる知・徳・体をバランスよく育てる児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。
- 新しい時代の学びを実現する柔軟で創造的な学習空間の充実と安心・安全・快適な教育環境の整備を進めます。
- 学校と家庭、地域が連携し、様々な主体と協働しながら、子どもを社会全体で育てる環境づくりを進め、学校教育の更なる充実を目指します。
- 健康教育を推進し、心身の健康の保持、増進を図るとともに、地域への愛着など豊かな人間性を育む教育環境づくりを進めます。

* ＩＣＴ：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、積極的に活用されることで効率的に便利な生活を営むことができるようになるもの。

施策の展開

教育環境の充実

1021 知・徳・体の教育の推進

・自ら学び自ら考える力を育成するため、知・徳・体の調和のとれた教育の充実を図ります。

1022 食育の推進

・地産地消を通じ、食に関する正しい知識と食習慣を身に付け、地域への愛着や豊かな人間性を育む食育に取り組みます。

1023 教育支援の充実

・特別な教育的配慮が必要な児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた適切な教育的支援を行う体制の充実を図ります。

1024 新しい時代の学びに対応する教育の推進

・ＩＣＴを活用した主体的・対話的で深い学びや、児童生徒の情報活用能力の向上や英語教育の充実などに取り組みます。

1025 学校施設の環境整備

・安心・安全・快適に学習できる教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現するため、老朽化対策や教育環境の整備を推進します。

教育の連携

1026 連携による学校教育の推進

・学校の教育力向上を図るため、学校と家庭、地域との連携を図るとともに、児童相談所や警察、民生委員、企業など多様な主体と連携し、教育体制の充実を図ります。

関連諸計画

- 桶川市健康づくり推進計画・食育推進計画「健康えがお桶川プラン」（平成 26 年 3 月）
- 桶川市教育大綱（平成 27 年 5 月）
- 桶川市学校施設老朽化対策基本計画（平成 28 年 7 月）

施策103 青少年の健全な育成

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 近年の少子化や核家族化の進展に伴う生活様式の多様化により、地域コミュニティが希薄化し、青少年が集う場所や機会が減少しており、安心して交流できる居場所づくりが求められています。
- 子どもの交流促進や貧困対策として、家庭やスーパーで余剰となった食品を集め、地域の福祉団体等に寄付するフードドライブや子ども食堂の開設など、新たな取り組みが行われています。
- 青少年がかかわる犯罪は、いじめやインターネットによる人権侵害など複雑化・多様化しており、誰もが被害者、あるいは加害者になる可能性があります。
- 青少年の健全な育成に向け、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、親子のふれあいの機会や地域の行事、ボランティア活動など、地域交流を通じた取り組みを支援しています。

施策の方針

- 青少年を取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応しながら、関係機関や青少年を育成する活動団体との連携や支援を通じ、青少年の社会力・生きる力を伸ばしていきます。
- 青少年が社会から取り残されず、健やかに成長し、自立、活躍できるよう、家庭や学校だけでなく地域全体で支える環境づくりを進めます。

施策の展開

青少年の自立に向けた支援

1031 生きる力を育む活動の推進

・青少年が生きる力を育むため、社会参加や自然を体験できる場や機会の充実、情報交換や情報提供の場づくりに取り組みます。

1032 青少年育成活動の推進

・青少年育成活動における団体や指導者の成長を支援するとともに、活動内容などニーズの把握に努めます。

青少年の見守り支援

1033 居場所づくりの充実

・子どもの交流促進や貧困対策として、地域で取り組む子どもの居場所づくりに向けた活動を支援します。

1034 インターネット被害の防止

・青少年が、インターネットトラブルの被害者や加害者とならないよう、インターネットやＳＮＳなどのデジタル技術を安全に賢く活用する知識やルールなどの啓発に取り組みます。

1035 非行防止の推進

・家庭や地域、学校、関係機関などと連携し、青少年の非行防止を図ります。

関連諸計画

●桶川市教育大綱（平成 27 年 5 月）

施策104 生涯学習・生涯スポーツの充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 人生 100 年時代を迎え、ライフスタイルや価値観が多様化する中、人生をより豊かにする生涯学習や生涯スポーツの充実が一層求められています。
- 生涯学習や生涯スポーツの充実に向け、高校や大学、企業などと連携し、各種事業や講座などを開催し、多様化・高度化する学習ニーズに対応しています。
- 多様な学びの場となる社会教育施設は、地域の歴史や文化、主体的な学びの拠点として重要な役割を担っています。また、多様な学習機会の拡充に向け、生涯学習団体への支援や育成などに取り組んでいます。
- 生涯スポーツの推進に向け、体育施設や学校体育施設を適切に維持管理し、地域におけるスポーツ活動の活性化を図るとともに、スポーツの普及や競技力の向上を目指し、学校と地域との連携や関係団体への支援・育成などに取り組んでいます。
- 小学校に放課後子供教室を設置し、児童の安心・安全な居場所をつくるとともに、学校と地域が連携し、学習や体験・交流活動を展開しています。

施策の方針

- 社会教育施設における多様な学習機会の提供や、高校や大学、企業などと連携しながら、子どもから高齢者まで多くの市民が自発的、意欲的に学び、活躍できる生涯学習・生涯スポーツを推進します。
- 地域における生涯学習や生涯スポーツの活性化に向け、人材の育成や活動団体に対し自発的、意欲的な活動が継続できるよう必要な支援を行います。
- 地域の参画を得ながら、児童が放課後を安心、安全に過ごし、気づきにつながる多様な学習体験や交流ができる居場所づくりを推進します。

施策の展開

活動の機会や場の充実

1041 多様な学習機会の提供

・人生を豊かにする多様な学びの場を提供するとともに、その成果を共有し、学習活動をいかす場づくりを推進します。
・地域間や世代間の交流を促し、学びや活動を通じた情報発信や多世代交流の充実を図ります。
・公民館、図書館、歴史民俗資料館では、施設間の連携を図るとともに高校や大学、企業などと連携しながら、市民が自発的、意欲的に学べる環境の形成を図ります。

1042 地域のスポーツ活動の推進

・地域でスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、地域での行事や総合型地域スポーツクラブ*に関する情報発信や活動への支援、スポーツを通じた学校と地域との連携などに取り組みます。

1043 生涯学習・生涯スポーツ施設の環境整備

・生涯学習や生涯スポーツのための施設について、利用ニーズに応じた適正な維持管理と機能の充実を図ります。

自発的・意欲的な活動への支援

1044 人材の育成と活用

・生涯学習や生涯スポーツの推進に向け、地域で活躍できる人材の育成など必要な支援を行います。

1045 活動団体への支援

・生涯学習や生涯スポーツの推進に向け、市内で活動する団体との連携を深めながら、活動の維持や活性化を図るための支援を行います。

子どもの居場所づくり

1046 放課後の居場所づくり

・学習体験や交流の場である放課後子供教室の運営にあたり、地域人材の確保やニーズに即した事業内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブなどとの連携などに取り組みます。

関連諸計画

●桶川市教育大綱（平成 27 年 5 月）

* 総合型スポーツクラブ：身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブのこと。子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される。

施策105 文化・芸術の振興・保存・継承

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 人生 100 年時代を迎え、ライフスタイルや価値観が多様化する中、多様な文化や芸術に触れる機会や活動は、人生を豊かにし、創造性を育みます。
- 文化財の保存や民俗芸能の伝承など地域資源に対する関心が高まる中、社会環境の変化や世代間の意識の隔たりなどから、かつて身近にあった生活文化や伝承技能などが失われつつあります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化・芸術に関するイベントの開催が困難となり、親しむ機会の減少に加え、中断により生じる活動経験の不足など伝承の危機が浮き彫りとなりました。その一方、デジタル化が進展し、デジタルコンテンツ*の活用が進んでいます。
- 市民ホールやべに花ふるさと館などでは、文化・芸術に関する情報発信や交流、活動などに関する機能の充実を図っています。

施策の方針

- 地域固有の貴重な文化財や民俗芸能などについて、調査や記録、収蔵などを実施し、次世代に伝えるために必要な保存と活用を図ります。
- 市民の文化・芸術に関する活動を支援するとともに、市民が文化や芸術に触れる機会の充実を図ります。

〈市指定文化財件数〉

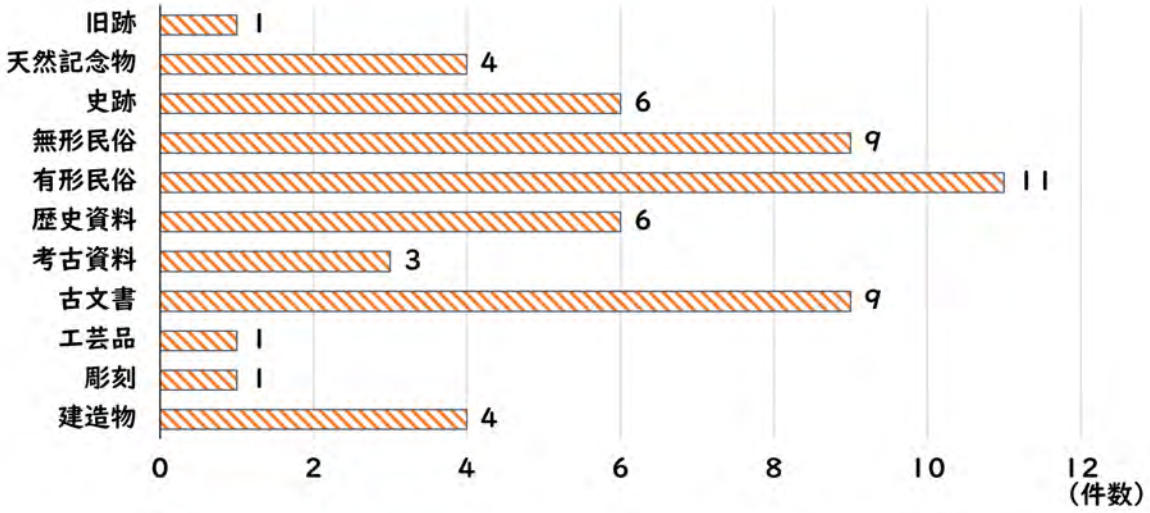

* デジタルコンテンツ：映像、音声、画像、文章などの情報をテジタル形式で記録したもの。

施策の展開

文化・芸術の保存と活用

1051 文化財の保存と継承

- 地域固有の貴重な文化財や伝統などを保存、継承するため、各種調査や文化財の指定、各種助成などに取り組みます。
- 文化財や民俗芸能などを後世に伝えるため、必要な調査や記録、収蔵などを行いながら、地域振興に取り組みます。

1052 個性的な地域文化の活用

- 中山道桶川宿やべに花など本市の地域資源をいかし、地域交流や市民参加型の事業を促進します。

文化・芸術の活動支援

1053 文化・芸術活動の促進

- 市民の文化・芸術活動の活性化を図るため、関係団体と連携を図りながら活動を支援します。
- 市民が文化・芸術に関心を抱き、その活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 市民の文化・芸術の活動拠点となる各施設において、施設の設置目的に応じた効果的な運営に取り組みます。

関連諸計画

- 桶川市教育大綱（平成 27 年 5 月）
- 市指定文化財旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物保存活用計画（平成 29 年 8 月）

（小針領家のささら獅子舞）

（中山道桶川宿の町並み
桶川市歴史民俗資料館展示模型）

施策 106 人権教育・啓発と平和の推進

主な SDGs のゴール

施策の現状

- インターネット上の人権侵害、部落差別、いじめや児童虐待、感染症や障害等を理由とする偏見や差別、性的マイノリティ*、ＤＶ、外国人に対するヘイトスピーチ*など、様々な人権問題が依然として存在しています。
- 国は、平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行後、平成 14 年（2002 年）３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、その後、平成 23 年（2011 年）３月の改正を経て、人権教育と人権啓発に関する施策を推進しています。
- 県は、令和４年（2022 年）３月に「埼玉県人権施策推進方針」及び「埼玉県人権教育実施方針」を改定し、人権施策と人権教育を推進しています。
- 令和４年（2022 年）７月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行しています。
- 本市は、平成 24 年（2012 年）５月に「桶川市人権教育基本方針」を改定し、様々な場や機会を通じ、積極的に人権教育を推進しています。また、平成 30 年（2018 年）３月には「桶川市同和対策基本方針」を改定し、同和対策事業を推進しています。
- 本市は、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、昭和 60 年（1985 年）１月に恒久平和を祈念し、平和都市宣言を行うとともに、「平和を考える 10 日間事業」を実施しています。
- 令和２年（2020 年）８月には、桶川飛行学校平和祈念館を開館し、平和を尊重する社会の実現に向けて、情報発信をしています。

施策の方針

- 基本的人権を互いに尊重し、あらゆる差別を無くすとともに、平和で明るい社会を築くため、正しい知識を学び、自ら考え行動することができるよう継続的な人権教育の推進と平和が尊重される社会づくりを進めます。

* 性的マイノリティ：性のあり方が多数派（生まれた時に割り当てられた性別に違和感がない異性愛者）と異なる人たち。
* ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと。

施策の展開

人権意識の醸成

1061 人権教育の推進

・人権教育の推進を図るため、教職員や市職員の資質の向上を図り、学校における人権教育の推進に取り組みます。

1062 人権啓発の推進

・人権尊重理念の普及を図るため、講演会・研修会の開催や広報紙などによる情報発信に取り組みます。

1063 生活相談の充実

・インターネットやＳＮＳなどによるトラブルなど、生活を取り巻く各種相談への対応の充実を図ります。

平和意識の醸成

1064 平和意識の啓発

・平和意識の啓発を図るため、桶川飛行学校平和祈念館における事業や広報活動、啓発事業などを継続し、平和に関する学習機会の充実に取り組みます。

関連諸計画

- 桶川市人権教育基本方針（平成 24 年 5 月）
- 桶川市教育大綱（平成 27 年 5 月）
- 市指定文化財旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物保存活用計画（平成 29 年 8 月）
- 桶川市同和対策基本方針（平成 30 年 3 月）

（響きの森 桶川市民ホール）

政策（健康・福祉に関する分野）

共に支え合いいきいきと暮らせる 桶川

市民の健康づくりに対する支援や、保健・医療・介護体制の充実、子育て支援、障害者の自立支援などの充実を図り、住み慣れた地域で共に支え合い、健康で幸せな生活を続けることができるまちづくりを進めます。

政策の進捗を推し量る指標

政策の進捗を推し量る指標として、市民意識調査等によって得られる各政策分野に対する市民の認識や満足度、その他、各種統計データを活用します。また、諸施策を推進することによりこれらの指標の上昇（指標により減少）を目指します。

指標	現状値
①健康で幸せな生活を続けることができるまちだと思う市民の割合	52.6% (R4 年度市民意識調査)
②子どもを生み育てやすいまちだと思う市民の割合	51.9% (R4 年度市民意識調査)
③高齢者が安心して住み続けられるまちだと思う市民の割合	55.5% (R4 年度市民意識調査)
④障害者が安心して住み続けられるまちだと思う市民の割合	38.6% (R4 年度市民意識調査)
⑤思いやりある温かいまちだと思う市民の割合	44.1% (R4 年度市民意識調査)
⑥住み慣れた地域で共に支え合うことができるまちだと思う市民の割合	48.2% (R4 年度市民意識調査)

施策体系図

共に支え合いいきいきと暮らせる桶川

- 施策 201 健康づくりの推進・医療の充実
- 施策 202 子ども・子育て支援の充実
- 施策 203 高齢者支援の充実
- 施策 204 障害者（児）支援の充実
- 施策 205 自立した生活への支援の充実
- 施策 206 地域福祉の推進

施策 201 健康づくりの推進・医療の充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 国民の平均寿命は、男女とも世界最高水準にある一方、心疾患や脳血管疾患をはじめとする生活習慣病は増加しています。
- 本市では、桶川市健康づくり市民会議と協働し、ウォーキングや料理教室、防煙健康教室、健康づくりサポーター養成など、各種健康づくり事業に取り組んでいます。
- 平成 26 年（2014 年）3 月には、市民の更なる健康長寿の延伸を目指し、「桶川市健康づくり推進計画・食育推進計画「健康えがお桶川プラン」」を策定しています。
- 平成 26 年度（2014 年度）には、桶川市健康長寿推進プロジェクトを立ち上げ、オケちゃん健康体操の普及や健康レシピの公開、公園への健康遊具の設置など、様々な健康づくりに取り組んでいます。
- 平成 31 年（2019 年）3 月には、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、共に支えながら暮らすことができるよう「桶川市自殺対策計画」を策定し、自殺対策に総合的に取り組んでいます。
- 適切な救急医療の受診や救急医療機関の負担軽減に向け、市ホームページや広報誌などで、救急医療の相談や受診案内を行っています。
- スマートフォンなどの普及により、様々なアプリを活用した「健康状態の見える化」が進んでおり、有効活用が期待されています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療体制がひっ迫したことで社会的な危機感が広がり、日常的な防疫及び公衆衛生の重要性が再認識されました。
- 国民健康保険制度については、平成 30 年度（2018 年度）から県が安定的な財政運営や事業運営の確保等の中心的な役割を担うようになりましたが、保険加入者の高齢化や医療の高度化などにより、医療費が増加傾向にあります。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、平成 20 年度（2008 年度）の制度開始から倍増しており、国は、「全世代対応型の社会保障制度」の構築を目的に、後期高齢者の 2 割負担の導入など、増え続ける医療費の公的負担について見直しを行っています。

施策の方針

- 生涯にわたり健康で笑顔あふれる生活を送れるよう、市民の健康づくりのための支援を推進します。
- 安定した医療保険制度により、身近な地域で誰もが安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。

施策の展開

保健活動の充実

2011 地域保健活動の推進

- 市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりに向け、予防意識の啓発や特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上をはじめ、各種健康相談への対応など保健活動の充実を図ります。
- 子どもの健康や発達、栄養、育児などに関する相談や育児情報の提供などを推進し、保護者の育児不安の解消などに向け、子育て支援を図ります。

安心できる医療体制の構築

2012 感染症対策の充実

- 新型コロナウイルスや新型インフルエンザなど新たな感染症予防対策の強化、充実を図ります。

2013 地域医療体制等の充実

- 身近な地域の医療機関で受診ができるよう、かかりつけ医の普及定着を図るとともに、一次保健医療圏*、二次保健医療圏*の救急医療体制の充実を図ります。
- 小児救急について、医師会及び関係自治体などと広域的な連携を推進し、初期から第三次までの救急医療体制*の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、献血に対する普及啓発を図ります。

2014 保険制度の適正な運営

- 国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う事業運営の見直しを進め、医療・保険制度の安定化・適正化を図ります。
- 国民健康保険については、医療費の適正化に向け、特定健康診査の受診と健診結果に応じた特定保健指導などに取り組むとともに、生活習慣病の重症化予防事業を推進します。
- 後期高齢者医療については、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化のため、健康診査を実施するとともにフレイル*予防のための事業を推進します。

関連諸計画

- 桶川市健康づくり推進計画・食育推進計画「健康えがお桶川プラン」（平成 26 年 3 月）
- 桶川市新型インフルエンザ等対策実行計画（平成 26 年 12 月）
- 桶川市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 3 期特定健康診査等実施計画（平成 30 年 3 月）
- 桶川市自殺対策計画（平成 31 年 3 月）

* 一次保健医療圏：医師等に最初に接し、診療や保健指導を受ける圏域のこと。日常生活に密着した保健・医療サービスが提供され、完結するよう、おおむね市町村の区域としている。
* 二次保健医療圏：主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域単位のこと。県では 10 の二次保健医療圏を設定している。
* 初期から第三次までの救急医療体制：初期救急医療とは、入院治療の必要がなく外来で対処し得る帰宅可能な患者への対応機関。第二次救急医療とは、入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。第三次救急医療とは、二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要となる重篤患者への対応機関。
* フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した状態。

施策 202 子ども・子育て支援の充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 女性の就業率上昇による共働き家庭の増加や就業形態の多様化などに伴い、保育に対するニーズは多様化しています。また、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が増加しており、孤立などから児童虐待へ発展するケースも増加しています。加えて、生活困窮による子どもの貧困やヤングケアラー*など新たな社会問題も顕在化しています。
- 国は、令和５年（2023 年）４月に「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」を施行し、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子ども施策を総合的に推進しています。また、令和４年（2022 年）６月に「児童福祉法」の一部を改正し、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援を推進しています。
- 本市では、令和２年（2020 年）３月に、子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまちを基本理念とする「第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの最善の利益の確保に向け様々な事業に取り組んでいます。
- 平成 29 年（2017 年）４月に、子育て世代包括支援センター「オケちゃる」を設置し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援に取り組んでいます。
- 平成 30 年（2018 年）４月から、こども医療費、ひとり親家庭等医療費の対象年齢を 18 歳まで拡充するとともに、令和４年（2022 年）10 月からは埼玉県内全域で現物給付（窓口払い廃止）を実施するなど、子育て世代の負担軽減に取り組んでいます。
- 良質な療育環境を確保するため、児童発達支援センターいずみの学園の移転を進めるとともに、すべての子どもが地域の中で共に成長できる社会の実現を目指し、子ども発達相談支援センターと子育て支援センターの連携強化を図っています。
- 要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、関係機関との連携を図るとともに、令和２年（2020 年）４月からは子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待の早期発見と早期対応に取り組んでいます。

施策の方針

- 関係機関との連携により、就労の有無に関わらず、すべての保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 境遇の差によることなく、すべての子どもがのびのびと個性豊かに育つ環境づくりを進めます。

* ヤングケアラー：本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日頃から行っているこどものこと。

施策の展開

安心して子育てできる環境づくり

2021 安心して産み育てられる環境の充実

・子育て世代包括支援センターを中心に関係機関と連携し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うことで、子どもを安心して産み育てられる環境の整備に取り組みます。
・子育て支援の環境を維持するため、施設の老朽化対策やニーズに即した改善等を図ります。

2022 働きながら子育てできる環境の充実

・変化する保育ニーズに対応した特色ある保育サービスの展開を図るとともに、市全体の保育の質の維持・向上を図ります。
・放課後児童クラブについては、放課後子供教室との連携や一体的な運営を目指します。

すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

2023 子どもの権利を守る環境の充実

・障害の有無や家庭環境の違いなどに関わらず、すべての子どもが健やかに育つことのできる教育・保育環境の充実を図ります。
・児童虐待の早期発見と早期対応など必要な対策に取り組みます。
・ひとり親家庭などの自立支援について、支援制度を周知するとともに支援に向けた取り組みの推進を図ります。

関連諸計画

●第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月）
●桶川市次世代育成支援 / 女性活躍特定事業主行動計画（後期行動計画）（令和３年４月）

〈児童相談所における虐待相談対応件数の推移（埼玉県）〉

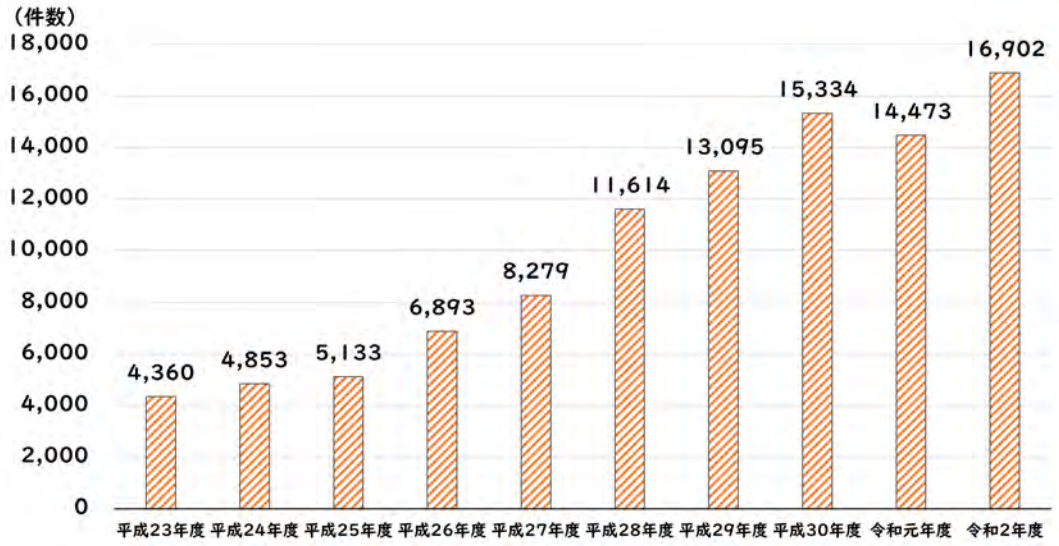

（出典：埼玉県ＨＰ「児童虐待通告・対応状況について」）

施策 203 高齢者支援の充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 全国的に高齢化が進展し、独居高齢者の増加に伴う孤立死・孤独死の増加や消費者被害などが社会問題となっています。また、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）以降は、医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。
- 国では、高齢者の尊厳の保持と自立した生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- 学業、就業、定年といったライフステージの多様化や、人生 100 年時代の到来を背景とした定年延長や再就職など、高齢者の働く機会が増加しています。
- 本市の高齢化率は、平成 25 年（2013 年）の 23.9％から令和 4 年（2022 年）には 29.8％となり、5.9 ポイント増加しています。今後も高齢化の傾向は続くことから、介護の担い手不足や医療や介護など社会保障経費の増加が見込まれます。
- 本市では、令和 3 年（2021 年）3 月に「第九次桶川市高齢者福祉計画」及び「第八次桶川市介護保険事業計画」を策定し、各種在宅福祉サービスや地域支援事業、介護保険サービスの充実、介護施設の基盤整備を進めています。また、日常の生活圏域毎に設置された 4 つの地域包括支援センターでは、介護や健康、福祉、虐待防止、権利擁護など高齢者の暮らしに関わるあらゆる相談や問題に対応しています。

施策の方針

- 高齢者が意欲や能力に応じ、積極的に社会参加し、住み慣れた地域でいきいきと生活できる環境づくりを進めます。
- 安定した介護保険制度により、介護サービスの質と量の向上を図るとともに、いつまでも安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。

施策の展開

いきいきと活動できる環境づくり

2031 生きがい活動の推進

・ニーズに応じた生きがい活動や多世代交流事業など高齢者の社会参加の機会の拡充を図ります。
・シルバー人材センターの就労活動や老人クラブ活動への支援、地域ふれあい活動への助成などにより、関係団体と連携を図りながら、高齢者の交流の場の提供を図ります。

介護保険制度の効果的な運用

2032 介護サービスの充実

・介護サービスの基盤の充実を図るとともに、高齢者のニーズにあった健康増進の基盤整備や、地域で行われる自主的な介護予防活動などの支援を図ります。
・すべての高齢者が必要なサービスを適切に利用できるよう、要介護認定やケアマネジメント*、介護報酬請求などの介護給付に関する適正化に取り組みます。

2033 地域包括ケアの推進

・医療、介護・予防に加え、保険外サービスや住まいの確保も含めた生活支援を包括的・継続的に提供する地域包括ケアの深化、推進を図ります。

関連諸計画

●第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画（令和３年３月）

〈高齢者数と高齢化率の見通し（単純推計）〉

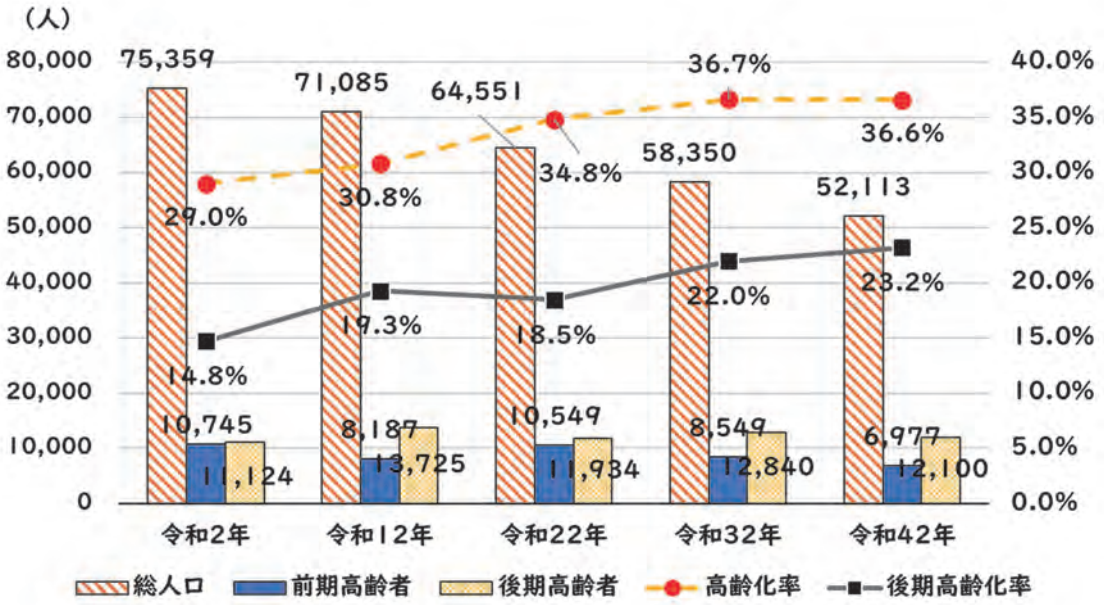

* ケアマネジメント：要介護認定を受けた人の依頼を受けて、状況に応じて適切なサービスを受けられるようにサービス計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行うこと。

施策 204 障害者（児）支援の充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 「障害者総合支援法」が施行された平成 25 年（2013 年）4 月以降、地域生活への移行を希望する障害者や、就労支援事業所から一般就労に移行する障害者が増加傾向にあります。また、障害福祉サービスを利用する高齢障害者も増加しています。
- 障害児の支援については、令和 3 年（2021 年）9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、教育・保育・児童福祉分野にわたり医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援に取り組んでいます。
- 学校教育においては、インクルーシブ教育*やユニバーサルデザイン教育等が導入されており、「共生の概念」や「心のバリアフリー*」などに対する理解が広がりつつあります。
- 本市では、令和 3 年（2021 年）3 月に「第 5 次桶川市障害者計画・第 6 期桶川市障害福祉計画・第 2 期桶川市障害児福祉計画」を策定し、障害の有無に関わらず希望する人が地域生活を継続できる体制づくりに取り組んでいます。

施策の方針

- 障害者（児）が、自立に向けた支援やサービスを身近な地域で受けながら、意欲や能力に応じて社会参加できる環境づくりを進めます。
- 障害の種別や程度に合った医療を安心して受けられる環境づくりを進めます。

* インクルーシブ教育：障害の有無によらず、みんなが一緒に学ぶ仕組みや環境を整えていくこと。
* 心のバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

施策の展開

安心して社会参加できる環境づくり

2041 生活支援の充実

・障害者（児）が地域で安心して生活できるよう、ニーズに即した福祉サービスの充実を図ります。
・障害者（児）の地域での生活を支援するため、障害者（児）やその家族などが必要に応じ、適切な相談を受けられ、必要な情報が得られる体制の充実を図ります。

2042 活躍の場づくりの促進

・ハローワークや障害者就労・生活支援センター、企業などと連携し、ニーズに応じた就労支援の充実に努めます。

2043 福祉と教育の連携

・福祉と教育の連携による児童の発達段階に応じた発達障害児の早期発見と、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

安心して医療を受けられる環境づくり

2044 医療体制の充実

・自立支援医療に関する制度の周知や手続きに関する相談体制の充実を図るとともに、難病の方や心身障害者（児）に対しての医療の充実を図ります。

関連諸計画

●第５次桶川市障害者計画・第６期桶川市障害福祉計画・第２期桶川市障害児福祉計画（令和３年３月）

〈障害者手帳保持状況（各年４月１日現在）〉

施策 205 自立した生活への支援の充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 平成 27 年（2015 年）4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、経済的に困窮し最低限度の生活を維持できなくなる恐れがある方への包括的な支援制度が創設されました。
- 本市においても、同制度に基づき、生活困窮者の早期発見や相談支援に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化や社会情勢の変化に伴い、社会資源の開発や人との関わりをいかした施策を講じることが求められています。
- 本市の生活保護の受給世帯は、近年、微増傾向にあり、様々な課題を抱え生活に困窮する世帯に対し、状況に応じた包括的な支援が求められています。
- 生活保護受給者及び生活困窮者の自立に向け、就労支援員等による支援など、本人の適性に応じた就労支援に取り組んでいます。

施策の方針

- 誰もが経済的に自立した生活を送ることができるよう、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、関係機関と連携を図りながら就労支援などに取り組みます。

〈生活保護受給世帯数等の推移〉

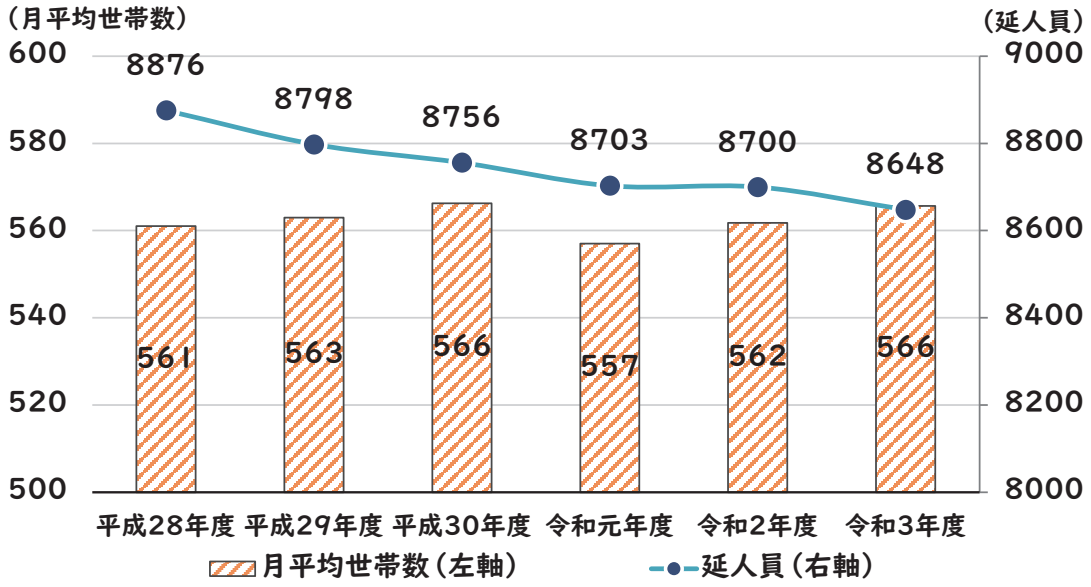

施策の展開

生活を支える環境づくり

2051 早期発見と支援

・地域の関係機関との連携などにより、生活困窮者の早期発見に努め、生活再建に向けた支援に取り組みます。
・地域の関係機関と連携し、生活に困窮する方の支援に取り組みます。

2052 自立に向けた支援

・生活保護制度の適正な運用を図りながら、就労支援プログラム*などを活用し、生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けた支援に取り組みます。

関連諸計画

●桶川市地域福祉計画（令和４年３月）

* 就労支援プログラム：障害や病気などで就労が困難な人が、社会的・経済的自立を目指して就労支援を受けるプログラム。

施策 206 地域福祉の推進

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 少子高齢化や核家族化の進展により、家庭の絆や地域社会とのつながりが希薄化し、生活不安や孤立化、心身の不安などに起因するひきこもりや自殺、児童への虐待、孤立死などが社会問題となっています。
- 本市では、令和４年（2022 年）３月に地域福祉推進の基本的指針となる「桶川市地域福祉計画」を改訂し、地域社会との関係が希薄化する中、市民の誰もが地域社会に参加できる環境の整備に取り組んでいます。
- 子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、誰もが地域でいきいきと自立した生活が送れるよう、桶川市社会福祉協議会や民生委員・児童委員など多様な主体と連携し地域福祉の推進に取り組んでいます。
- 令和４年（2022 年）９月に地域福祉の推進や地域課題の解決を図る活動拠点として、桶川市地域福祉活動センターをリニューアルし様々な事業に取り組んでいます。
- 高齢化の進展など社会情勢の変化により、支援を必要とする人が増加する一方、民生委員の高齢化など担い手不足なども顕在化しており、持続可能な地域の見守り体制づくりが求められています。

施策の方針

- 市民や地域、行政などが互いに連携・協力し、地域の意欲と力をいかしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らすことができる地域福祉の推進を図ります。

（地域福祉活動センター）

施策の展開

地域で支え合う体制づくり

2061 地域支援体制の充実

・地域におけるつながりや支え合いを発展させるため、市民や地域組織、福祉活動団体などによる支援体制の充実に取り組みます。
・地域福祉活動センターを、地域福祉の拠点として必要な機能の充実を図るとともに、地域における活動を支援します。

2062 相談と情報提供体制の充実

・地域福祉の推進に必要な基盤として、相談窓口と福祉サービスの情報提供体制の整備・充実を図ります。

地域活動への支援

2063 地区社協活動等の充実

・桶川市社会福祉協議会と連携した地区社協活動や地域ふれあい事業、自治会等と連携強化を図りながら取り組む高齢者のサロン活動や交流など、ニーズに応じた活動を支援します。

関連諸計画

●桶川市地域福祉計画（令和４年３月）

（日出谷保育所）

政策（安心安全・都市基盤に関する分野）

安心して暮らし続けられる 桶川

防災力・防犯力の向上や交通安全対策の充実により、市民一人ひとりの生命と財産を守るとともに、生活機能が集積する拠点と交通ネットワークの形成により、生活の利便性を高め、心穏やかに暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

政策の進捗を推し量る指標

政策の進捗を推し量る指標として、市民意識調査等によって得られる各政策分野に対する市民の認識や満足度、その他、各種統計データを活用します。また、諸施策を推進することによりこれらの指標の上昇（指標により減少）を目指します。

指標	現状値
①地震や台風などの自然災害に強いまちだと思う市民の割合	55.9% (R4 年度市民意識調査)
②安心して、心穏やかに暮らし続けることができるまちだと思う市民の割合	58.4% (R4 年度市民意識調査)
③犯罪の心配が少なく安心して生活することができるまちだと思う市民の割合	53.4% (R4 年度市民意識調査)
④刑法犯認知件数（減少）	395 件 (R3 年埼玉県警察「犯罪統計」)
⑤交通事故発生件数（減少）	178 件 (R3 年埼玉県警察「交通事故統計資料」)
⑥道路や公園等の都市基盤が整備され快適に生活できると思う市民の割合	47.5% (R4 年度市民意識調査)
⑦日常の買い物や通勤・通学など生活の利便性が高いまちだと思う市民の割合	49.6% (R4 年度市民意識調査)

施策体系図

安心して暮らし続けられる桶川

- 施策 301 防災・減災対策の推進
- 施策 302 防犯まちづくりの推進
- 施策 303 交通安全対策の推進
- 施策 304 治水対策の推進
- 施策 305 良好な都市環境の形成
- 施策 306 道路の整備・管理
- 施策 307 安全な消費生活の確保
- 施策 308 生活に身近な拠点の形成

施策 301 防災・減災対策の推進

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 東日本大震災をはじめ、昨今の激甚化・頻発化する大規模自然災害により、災害に対する社会的な関心が高くなっています。
- 国は、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的な取り組みとして計画的に推進するため、平成 25 年（2013 年）12 月に「国土強靱化基本法」を制定し、「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。その後、埼玉県においても「埼玉県地域強靱化計画」を策定しています。
- 本市では、令和 4 年（2022 年）3 月に「桶川市国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害が発生した際に、被害を最小化し、その被害を迅速に回復することができる強靱性を備えたまちづくりを総合的に推進しています。
- 平成 21 年（2009 年）3 月に「桶川市建築物耐震改修促進計画」を策定して以降、建築物の耐震化に取り組んでおり、令和 3 年（2021 年）3 月時点の市内の建築物の耐震化率は、住宅が 92%、多数の人が利用する市有建築物が 100%、民間建築物が 96%となっています。
- 令和 5 年（2023 年）3 月には、本市の総合的な防災対策の指針となる「桶川市地域防災計画」を改訂し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的な防災対策に取り組んでいます。
- 本市の常備消防は埼玉県央広域消防本部が災害・救急救助等の消防業務を担い、非常備消防は桶川市消防団が市内で発生する火災等の消防活動等の中核を担っています。常備消防、非常備消防及び行政が一体となり、地域防災体制の構築に取り組んでいます。

施策の方針

- 大規模災害が発生した際に、被害を最小化し、その被害を迅速に回復することができる強靱性を備えたまちづくりの推進を図ります。
- 市民が防災や減災に関する正しい知識を身に付け、市民、地域、行政が自助、共助、公助のそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携・協力する防災体制づくりに取り組みます。

施策の展開

防災・減災意識の醸成

3011 防災・減災に対する意識啓発

・市民、事業者等が自助・共助・公助の考え方を理解し、主体的に災害に備え、自発的に行動できるよう、防災訓練やハザードマップ*の更新など、防災・減災に対する意識啓発に取り組みます。

災害対応力の向上

3012 防災体制の強化

・災害時の対応力を高めるため、防災関連計画の点検・見直しや、実践的な訓練、企業、自治体等との災害時支援協定の締結など、総合的な防災体制の強化を図ります。

・武力攻撃などの緊急事態に備え、市民の避難や救援などの措置を講じるための体制づくりを進めます。

3013 地域防災力の向上

・自主防災組織の組織化と活動を支援し、地域が一体となった防災体制と災害時の初動体制を構築し、地域防災力の向上を図ります。

3014 消防力の強化

・埼玉県央広域消防本部による消防機能の高度化及び強化とともに、桶川市消防団による消防力の充実・強化を図ります。

災害に強いまちづくり

3015 防災設備・物資の充実

・避難所や防災行政無線などの設備の充実、資機材や防災物資の備蓄など、防災機能の強化を図ります。

3016 災害に強い建物づくりの推進

・大規模建築物等について耐震化を推進するとともに、木造２階建以下の旧耐震住宅の耐震診断や耐震改修などを支援します。

関連諸計画

- 桶川市災害廃棄物処理計画（平成 31 年 1 月）
- 改定桶川市建築物耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月）
- 国民保護に関する桶川市計画（令和 3 年 8 月）
- 桶川市国土強靭化地域計画（令和 4 年 3 月）
- 桶川市地域防災計画（令和 5 年 3 月）

* ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

施策302 防犯まちづくりの推進

主な SDGs のゴール

施策の現状

- わが国の刑法犯認知件数は、平成 14 年（2002 年）の 285 万 4,061 件をピークとして減少を続け、令和 3 年（2021 年）には 56 万 8,104 件と戦後最少を更新しています。
- インターネットやＳＮＳを介した犯罪や、高齢者を狙った特殊詐欺など、犯罪の手口が巧妙化しており、多種多様な犯罪が発生しています。
- 市内の刑法犯認知件数は、平成 28 年（2016 年）の 614 件から令和 3 年（2021 年）には 395 件となり減少傾向にありますが、市内ではひったくりや痴漢、声かけ事案なども依然として発生しています。このため、通勤・通学で利用される市道を中心に街灯（防犯灯）の設置など犯罪抑止に努めています。
- 平成 18 年（2006 年）3 月に制定した「桶川市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、同年 5 月には市、上尾警察署、市内外の事業者からなる「桶川市防犯のまちづくりに関する協定」を締結し、官民連携による防犯活動を推進しています。
- 地域における防犯意識の高まりを受け、地域防犯推進委員を中心とした自主防犯組織が、青色回転灯装備車などによる防犯パトロールや下校時の見守り活動などを実施しています。

施策の方針

- 市民や団体、事業者、市などが相互に連携・協力し、防犯活動や防犯対策を通じ、犯罪の発生しにくい安心で安全な地域社会の実現を目指します。

施策の展開

防犯意識の醸成

3021 防犯に対する意識啓発

・犯罪から身を守る防犯に関する知識の普及や防犯意識の啓発に取り組みます。

地域の防犯力の向上

3022 自主的防犯活動の促進

・防犯パトロールや啓発活動を行う自主防犯団体などの活動を支援し、活動の促進を図ります。

3023 防犯対策の推進

・市民や学校、事業者、行政などの連携による地域が一体となった防犯対策を推進します。

犯罪抑止に向けた環境整備

3024 防犯環境の整備

・犯罪抑止に向け、道路照明灯や防犯灯の設置及び適切な維持管理を行うなど防犯環境の整備を図ります。

〈刑法犯認知件数推移〉

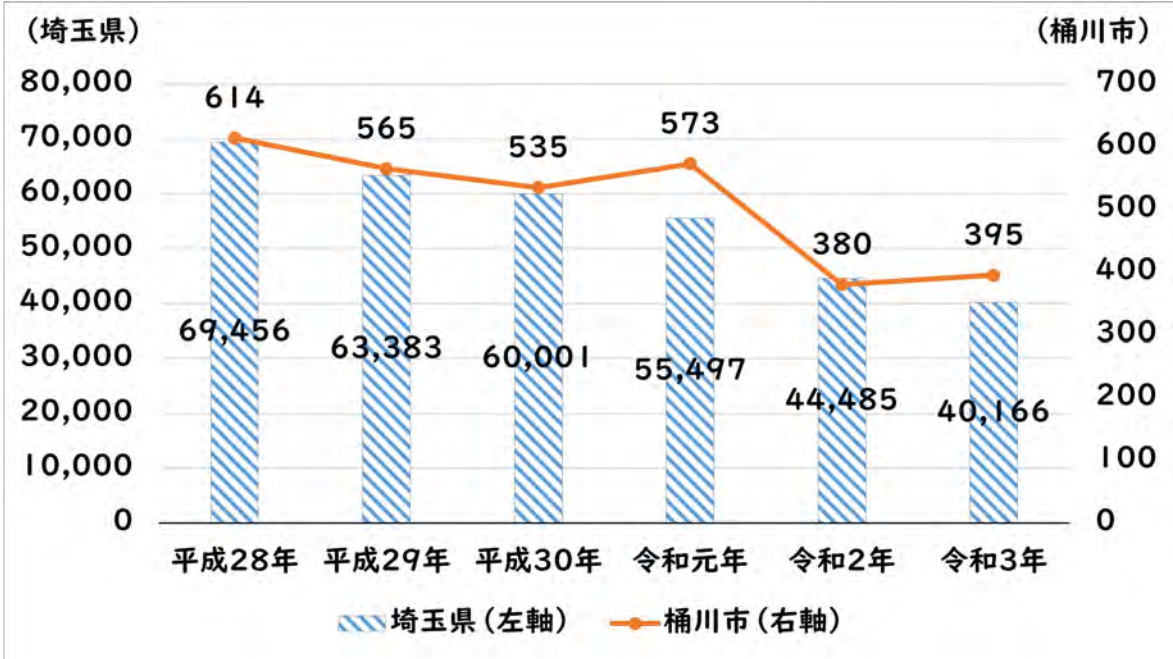

（出典：埼玉県警察「犯罪統計」）

施策 303 交通安全対策の推進

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 交通ルールを遵守せずに発生した交通事故や、高齢者や子どもが被害者及び加害者となる交通事故が発生しており、特に自転車事故や高齢者による事故が多い傾向にあります。また、あおり運転などの増加を受け、運転マナーや交通安全に対する社会的関心が高まり、令和 2 年（2020 年）6 月に「道路交通法」が改正され、妨害運転罪が創設されました。
- 超高齢社会の進展により、高齢ドライバーによる事故が社会問題となり、令和 4 年（2020 年）5 月に「道路交通法」が改正され、これまでの認知機能検査と高齢者講習の内容が変わり、新たに運転技能検査制度が導入されています。
- 県内の交通事故件数は、平成 22 年の 39,581 件を境に減少に転じ、令和 3 年（2021 年）には 16,707 件となり、市内における交通事故件数も減少しています。その一方、全国における県内の交通事故件数は依然上位となっています。
- 全国的に、「ゾーン 30*」の導入による通学路の交通安全対策が進んでおり、本市でも歩行者にやさしい道路環境の観点から、学校周辺を中心に歩道の整備を行っています。
- 放置自転車については、昭和 61 年（1986 年）4 月の「桶川市自転車放置防止条例」の制定以降は、放置防止の啓発の推進や駅前を中心とした自転車の撤去により年々減少しています。

施策の方針

- 市民への交通安全に対する周知、啓発を図るとともに、交通安全施設の維持管理と整備を行い、安全に移動できる道路環境の整備を進めます。

* ゾーン 30：生活道路において歩行者や自転車が安全に通行できるよう、区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロの速度規制をかけること。

施策の展開

交通安全意識の醸成

3031 交通安全に対する意識啓発

・市民、学校、関係団体及び行政が連携・協力し、地域が一体となって交通安全意識や交通マナーの向上に関する周知・啓発活動に取り組みます。

安心して移動できる歩行空間の形成

3032 交通安全施設の整備

・歩道やガードレール、道路照明灯など、交通安全施設の適切な維持管理と整備に取り組み、安心して安全に移動できる歩行空間の形成を図ります。

〈交通事故発生件数〉

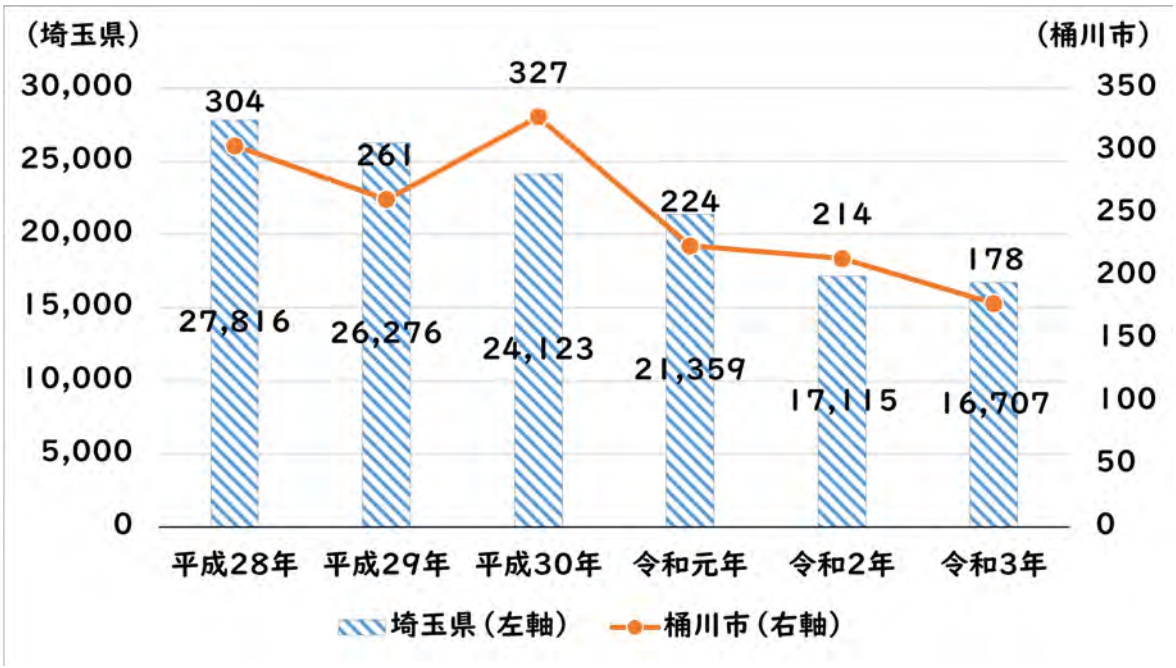

（出典：埼玉県警察「交通事故統計資料」）

施策 304 治水対策の推進

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 本市の東には元荒川、西には荒川が流れ、貴重な緑の空間が広がっています。また、市内には中小河川の源流があります。
- 近年、頻発する局地的大雨や大型台風の上陸などにより、各地で深刻な浸水被害等が発生しています。先に発生した「令和元年東日本台風（台風第 19 号）」では、市内でも浸水被害等が発生しました。
- 浸水被害の軽減を図るため、国は令和 2 年度（2020 年度）に市町村が緊急かつ集中的に浚渫*事業に取り組み、危険個所を解消できるよう緊急浚渫推進事業制度を創設しました。本市では、この制度を利用し、石川川の浚渫工事や、高野戸川や江川流域水路、舎人調整池、東部都市下水路などの浚渫に取り組んでいます。
- 江川の上流域では、治水対策として、河川管理者の県による調節池の整備が進められています。
- 石川川の下流域では、民間のメガソーラー事業に伴い、一部改修事業が実施されています。
- 雨水の流出による住宅地等への浸水被害を軽減するため、一定規模の開発において、雨水の流出抑制を指導しています。

施策の方針

- 保水機能の保全と河川や水路などの総合的な治水機能の向上を図り、水害が起こりにくい安心して暮らせる都市の形成を図ります。

（上日出谷南 2 号調整池）

* 浚渫：河川などの水深を深くするため、水底をさらって土砂や汚泥を取り除くこと。

施策の展開

治水機能の向上

3041 河川・水路の改修と維持管理

・治水効果を発揮できるよう国や県など関係機関と連携し河川や水路などの整備や改修を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

浸水被害の抑止

3042 雨水流出の抑制

・開発行為に伴う雨水流出抑制施設の設置や流出抑制の指導などを行い、雨水の流出による住宅地などへの浸水被害の軽減を図ります。

施策 305 良好な都市環境の形成

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 国は、人口減少と少子高齢化の進展に伴う都市構造の変化を見据え、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、コンパクトなまちづくりを進めるコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推奨しています。
- 本市では、人口減少・少子高齢化による都市構造の変化を見据え、コンパクトなまちづくりを進めるとともに、良好な居住環境の形成に向け、土地区画整理事業などの都市基盤整備に取り組んできました。
- 本市の地域特性を踏まえた調和のとれた土地利用の誘導を図るため、開発許可制度の適切な運用や地区計画制度の活用、無秩序な開発を抑止するためのパトロールなどに取り組んでいます。
- 公園については、土地区画整理事業の施行にあわせ、計画的に整備を進めています。また、過去に整備された公園などの一部では施設の老朽化が進んでおり、安全で良好な利用環境を保持するため、定期的に遊具の点検などを実施し、適切な維持管理や利用者のニーズを踏まえた改修を行っています。
- 上水道については桶川北本水道企業団が整備し、適切な維持管理のもと安定した供給を行っています。一方、公共下水道については、令和３年（2021 年）３月に、長期的かつ安定的な下水道事業経営を実現するため「桶川市公共下水道事業経営戦略」を策定しました。また、令和５年（2023 年）３月には、下水道施設を計画的・効率的に管理するため「桶川市ストックマネジメント*全体計画」を策定しました。

施策の方針

- 住みよい居住環境の形成を図るとともに、社会環境の変化や本市の地域特性などを踏まえた計画的な土地利用の誘導と規制により、良好な都市環境の形成を図ります。

* ストックマネジメント：長期的な視点で施設の老朽化を予測して優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を行い、施設を管理すること。

施策の展開

計画的な都市環境の形成

3051 調和のとれた土地利用の推進

・本市の地域特性や公共事業の進捗状況、民間開発の動向や市民ニーズなどを踏まえ、調和のとれた土地利用の誘導を図ります。
・圏央道のインターチェンジ周辺では、無秩序な土地利用を抑制するため、パトロールなど乱開発抑止に向けた活動を行います。
・桶川加納ＩＣ北西の加納北部に広がる農住調和地区では、周辺の田園環境と調和のとれたゆとりある生活空間の形成を図ります。

3052 良好な住宅地の形成

・開発許可制度の適切な運用や地区計画制度などを活用し、良好な住宅地の形成を図ります。

3053 市街地の変化への対応

・人口減少による都市の縮小や中心市街地の空洞化によって生じる空き家や空き地、空き店舗の対策に取り組みます。

3054 まち並みの保全と形成

・中山道宿場町のまち並みや住宅地の緑あふれる景観など、地域の意向を踏まえた良好な景観の保全と形成に取り組みます。

3055 公園等の整備と維持管理

・公園等の整備を計画的に進めるとともに、既に整備された施設については、利用者のニーズを踏まえた改修や適切な維持管理を行います。

上下水道の整備等

3056 上水道の安定供給

・桶川北本水道企業団と連携しながら、水の安定供給と、市民や事業者の節水意識の向上に向けた啓発に取り組みます。

3057 公共下水道の整備と適切な施設管理

・未普及地区の整備を推進するとともに、下水道施設の計画的な長寿命化や更新工事を進め、持続可能な下水道事業運営を図ります。

関連諸計画

●桶川市都市計画マスタープラン（平成 25 年 3 月）
●桶川市公共下水道事業経営戦略（令和 3 年 3 月）
●桶川市ストックマネジメント全体計画（令和 5 年 3 月）

施策 306 道路の整備・管理

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 本市の都市計画道路は、国道 4 路線、県道 7 路線、市道 29 路線で構成されています。主な幹線道路体系は、国道 17 号（東側大通り線）、上尾道路、中山道（仲仙道線）、西側大通り線などが南北軸を、県道川越栗橋線（滝の宮線・加納線）が東西軸を形成しています。
- 本市の北部を東西に横断する圏央道が開通し、市内には 2 つのインターチェンジ（桶川北本ＩＣ、桶川加納ＩＣ）が整備されました。圏央道の埼玉県内区間は全線開通しており、県外の未開通区間についても令和 8 年度（2026 年度）までに全線供用開始される予定となっています。
- 本市の西部を南北に縦断する上尾道路は、平成 28 年（2016 年）4 月にⅠ期区間（さいたま市西区宮前町～桶川市川田谷、延長 11.0km）が全線開通しました。Ⅱ期区間（北本市石戸宿～鴻巣市箕田、延長 9.1km）は、平成 27 年度（2015 年度）より、国が用地買収に着手し、令和元年度には鴻巣市箕田地先において工事に着手しています。
- 道路や橋梁は日常生活や経済活動を支える最も身近なインフラであり、市民生活の基盤となるため、引き続き安全に利用できるよう、計画的な維持管理に取り組んでいます。

施策の方針

- 計画的に都市計画道路や生活道路の整備を進め、交通利便性が高く安心して移動できる道路環境の形成を図ります。
- 道路や橋梁の計画的な維持管理・更新に取り組み、安全な道路環境の形成を図ります。

（圏央道桶川北本ＩＣ）

施策の展開

幹線道路の充実

3061 広域幹線道路の整備

・新大宮上尾道路（高速埼玉中央道路）や第二産業道路（倉田五丁台線）については、地域との連携や関係機関への働きかけなど、早期の事業化に向けた取り組みを推進します。

3062 地域幹線道路の整備

・道路の管理区分に応じ適宜、国や県との連携を図りながら、周辺道路の整備状況や交通需要などを踏まえ計画的な地域幹線道路の整備を進めます。

安心安全な道路環境の整備

3063 歩道等の整備

・歩行者の安全や災害時の避難路を確保するため、交通需要に応じ歩道や自転車歩行者道などの設置、交差点の改良、安全施設などの整備・改善を推進します。

3064 生活道路等の整備

・歩行者に対し危険性が高く、緊急車両の進入が困難な地区の生活道路の拡幅や整備を推進します。
・市道における狭あい道路*の改善に取り組むとともに、私道についても、狭あい道路の改善や整備を支援します。

道路・橋梁の維持管理

3065 道路・橋梁の計画的な管理

・中長期的な計画に基づき、道路や橋梁の適正な維持管理を推進します。

関連諸計画

●桶川市橋梁長寿命化修繕計画（令和５年３月）

* 狭あい道路：道幅が狭く、災害時や緊急時に往来の妨げとなる道路。

施策 307 安全な消費生活の確保

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 国は、平成 21 年（2009 年）9 月に消費者庁を設置し、平成 27 年（2015 年）3 月には「地方消費者行政強化作戦」を打ち出し、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指しています。
- 情報化社会の進展に伴いインターネット上での消費者トラブルが増加しており、サイバーセキュリティ*対策を講じても、巧妙化する犯罪行為に対応しきれない状況にあります。
- 本市では、平成 22 年（2010 年）10 月に消費生活センターを設置し、相談体制を充実しながら市民からの相談に対応しています。近年は、インターネットやスマホなどの普及に伴う経済活動の広域化、商品・サービスの取引形態の多様化などにより、消費者トラブルは複雑化・高度化しています。
- 令和 4 年（2022 年）の「民法」改正により、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられました。これに伴い親権者等の同意を得ずに締結した契約を取り消せる未成年者取消権の対象から 18 歳、19 歳の若者が外れることとなり、契約行為に不慣れな若者に対する消費者意識の啓発の重要性が高まっています。

施策の方針

- 市民が消費トラブルを回避し、安心して自立した消費活動を行える環境づくりを進めます。
- 市民が消費生活で感じる不安を解消できるよう、相談しやすい体制づくりを進めます。

* サイバーセキュリティ：コンピューターシステムやネットワーク、プログラム、データなどの情報技術（IT）を利用した情報資産を、不正アクセス、情報漏洩、ウイルスやマルウェアによる攻撃などから守るための対策。

施策の展開

消費者教育の推進

3071 消費者の意識啓発等

・市民が消費生活に必要な知識を身に付け、適切な判断ができるよう、必要な情報の提供や正しい知識の普及啓発を図ります。
・消費者団体の活動を支援し、連携を図りながら、自立した消費者育成のための啓発活動に取り組みます。

相談環境の整備

3072 消費生活相談の充実

・インターネットやＳＮＳ等の普及に伴う、経済活動の広域化や商取引の多様化などにより、複雑化・高度化する消費者被害に適切に対応するため、消費生活センターの周知や相談体制の充実を図ります。

〈消費生活相談件数の推移〉

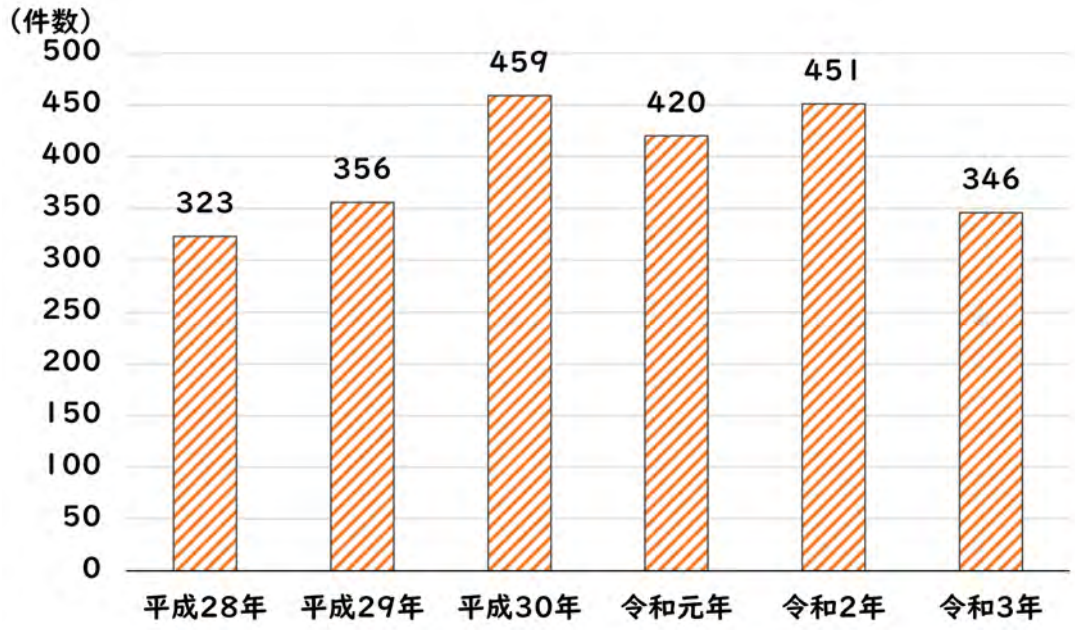

施策 308 生活に身近な拠点の形成

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 近年、ドライバー不足や高齢者等の交通弱者の増加等を背景に、ＡＩ*やデジタル技術を駆使した自動運転、ＭａａＳ*など、新たな移動サービスへの関心が高まっています。
- 国は、人口減少と少子高齢化の進展に伴う都市構造の変化を見据え、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、コンパクトなまちづくりを進めるコンパクト・プラス・ネットワークやウォーカブル（居心地がよく歩きたくなる）なまちづくりを推奨しています。
- 本市は、平成 23 年（2011 年）４月に策定した第五次総合振興計画（平成 23 年度から令和２年度まで）において、集約型都市構造の形成を掲げ、中学校区域程度を目安とした５の生活圏域毎に地区の特性に応じた拠点を配置し、この拠点に生活関連機能を集約する歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。
- 本市では、交通空白地域の解消を目的に、平成 13 年（2011 年）より市内循環バス「べにばなＧＯ」の運行を開始しています。その後、令和２年（2020 年）に策定した「桶川市市内循環バス再編計画」に基づき、同年７月より運賃や運行ルートを変更して試験運行を行っています。

施策の方針

- 市域における５つの生活圏域において、地区の特性に応じて配置した各拠点機能の充実を図るとともに、各拠点を公共交通ネットワーク等でつなぐ集約型都市構造の形成を図ります。

* ＡＩ：Artificial Intelligence(人工知能) の略称で、人間が行う知的な活動をコンピューターや機械が代わりに行う技術や手法のこと。
* ＭａａＳ：一人ひとりの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

施策の展開

都市拠点の形成と充実

3081 魅力ある中心市街地の形成

・都市拠点となる桶川駅の周辺では、周辺環境との調和を図りながら商業・業務サービス施設の立地誘導のほか、文化芸術・生涯学習・交流など多様な機能の集積により、にぎわいと活気のある中心市街地の形成を図ります。
・ターミナル機能の向上を図るため、東口駅前広場や駅東口通り線の整備を推進するとともに、ことぶき広場（旧桶川南小学校跡地）では、社会環境や市民のニーズなどに即した利活用を図ります。
・西口駅前広場は、適切な維持管理を行うとともに交通事情に応じた改善を図ります。

集約型都市構造の形成

3082 地域生活拠点の充実

・市域東西の坂田地区と日出谷地区における地域生活拠点では、商業・業務サービス施設の立地誘導など、生活利便機能の充実を図ります。

3083 コミュニティ拠点の充実

・加納地区（加納公民館）と川田谷地区（生涯学習センター・農業センター）におけるコミュニティ拠点では、地域の交流や生涯学習、伝統文化の継承などを通じ、地域コミュニティの醸成を図ります。
・日出谷地区の分庁舎跡地等におけるコミュニティ拠点では、地域の交流や生涯学習、子育て支援機能の導入など、地域のニーズに即した施設づくりを進めます。

3084 公共交通ネットワーク等の充実

・都市拠点、地域生活拠点、コミュニティ拠点を結ぶ公共交通ネットワーク等の充実を図ります。
・公共交通の充実に向けた民間乗合バス事業者との協議や市内循環バス「べにばなGO」の充実など、移動ニーズに即した公共交通の充実を図ります。

関連諸計画

●桶川市公共施設配置基本計画（平成 27 年 3 月）
●桶川市市内循環バス再編計画（令和 2 年 3 月）

（スマイルピアザ坂田（フレスポ桶川））

政策（環境・みどりに関する分野）

環境にやさしくみどりと調和した 桶川

再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化や再資源化、河川や雑木林、公園などのみどりや水辺の保全と活用を図り、人と自然にやさしく、みどり豊かで快適なまちづくりを進めます。

政策の進捗を推し量る指標

政策の進捗を推し量る指標として、市民意識調査等によって得られる各政策分野に対する市民の認識や満足度、その他、各種統計データを活用します。また、諸施策を推進することによりこれらの指標の上昇（指標により減少）を目指します。

指標	現状値
①普段の生活の中で、地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合	57.6% (R4 年度市民意識調査)
②ごみ排出量（減少）	19,349t (R3 年度)
③資源化率	36.5% (R3 年度)
④騒音や振動のない静けさに満足している市民の割合	26.4% (R4 年度市民意識調査)
⑤人と自然にやさしく、みどり豊かで快適なまちだと思う市民の割合	45.6% (R4 年度市民意識調査)

施策体系図

環境にやさしくみどりと調和した桶川

- 施策 401 地球温暖化対策の推進
- 施策 402 資源循環型社会の構築
- 施策 403 快適で衛生的な地域環境の創出
- 施策 404 みどり空間の創出
- 施策 405 憩いの自然空間の保全と活用

施策 401 地球温暖化対策の推進

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 地球規模で環境問題が深刻化しています。特に地球温暖化については、海水面の上昇や異常気象、伝染病の拡大、農産物への被害など次世代まで及ぶ影響が懸念されています。
- 平成 27 年（2015 年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」では、「13 気候変動に具体的な対策を」が目標のひとつとなり、市民や事業者、市などが互いに連携・協力しながら、目標の達成に向け、自主的かつ積極的に行動することが求められています。
- 令和 3 年（2021 年）10 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、地球の気温上昇を 1.5℃以内に収めるべく世界の各国で努力することが合意されました。
- 国は、地球温暖化を食い止めるため、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを令和 2 年（2020 年）10 月に表明し、「脱炭素」に向け、令和 3 年（2021 年）5 月に「地球温暖化対策推進法」を改正しています。
- 本市では、令和 3 年（2021 年）10 月に桶川市ゼロカーボンシティ宣言を表明し、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするため、主体的に取り組んでいます。

施策の方針

- 地球温暖化の防止に向け、市民や団体、事業者、市などが相互に連携・協力し、市全体で温室効果ガスの削減に向けた取り組みを推進していきます。

施策の展開

環境意識の醸成

4011 環境意識の向上

・市民や団体、事業者、市などが相互に連携・協力し、地球温暖化対策に関する活動や啓発に取り組み、環境意識の向上を図ります。

4012 環境に関する学習機会の提供

・小・中学生を対象とした環境に関する学習機会の提供や社会人向けの講座の開催などを通じ、環境意識の向上を図ります。

環境負荷の低減

4013 環境に配慮した公共施設と行政活動

・公共施設の新築や改修などの際には、再エネ機器や省エネ機器の導入など環境負荷の低減を図ります。
・行政活動において、ごみの減量化やリサイクル、グリーン調達*やエコカーの導入など様々な環境に配慮した取り組みを進めます。

4014 省エネ機器等の普及

・環境への負荷の少ないクリーンエネルギー*の利用を促すため、省エネ機器等の普及に向けた支援を行います。

関連諸計画

●桶川市環境基本計画（平成 24 年 4 月）
●第 4 次桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画（令和 3 年 4 月）

〈世界の平均気温の推移〉

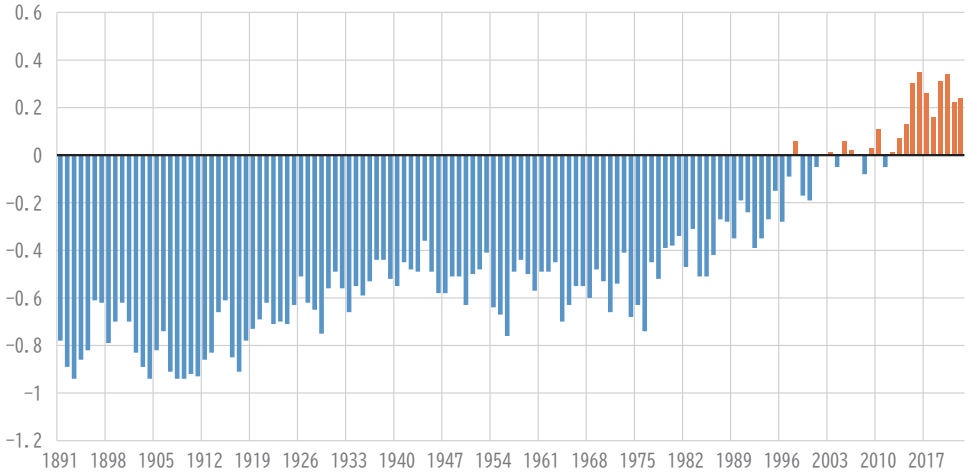

基準値は、平成３年（1991年）から令和２年（2020年）の平均値です。

（出典：気象庁ＨＰより）

* グリーン調達：環境に配慮した製品やサービスを調達する取り組みのこと。
* クリーンエンルギー：二酸化炭素などの環境に悪影響を与える排出物をほとんど出さない再生可能なエネルギー源のこと。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど。

施策 402 資源循環型社会の構築

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 平成 27 年（2015 年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」では、「12 つくる責任 つかう責任」が目標のひとつとなり、持続可能な消費形態の形成に向け、行動することが求められています。また、近年、マイクロプラスチック*による環境被害も報告されています。
- 国は、令和元年（2019 年）10 月に食品ロスの削減を総合的に推進していくことを目的として「食品ロス削減推進法」を施行し、令和 4 年（2022 年）4 月にはプラスチックの資源循環の取り組みを促進することを目的として「プラスチック資源循環促進法」を施行しています。
- 県では、令和 3 年（2021 年）に食品ロスの削減やプラスチック資源の循環的利用、廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用の推進に重点的に取り組むため、「第９次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を策定し、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- 本市における令和 2 年度（2020 年度）のごみ排出量は 20,119t、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 733g となっており、県内の市町村では 2 番目に少なくなっています。一方、ごみの資源化率は 31.9%となっており、県内の市町村で 8 番目に高くなっています。
- 本市の環境センターにある焼却処理施設は、稼働から 40 年が経過し老朽化したことから、平成 31 年（2019 年）3 月末をもって稼働を停止しています。現在は近隣の自治体や民間処理事業者に可燃ごみ処理を委託しています。
- 本市のごみ処理については、社会環境の変化に合わせた効率的な運営や、さらなる資源循環の促進に向け、広域化を基本に新たな施設の整備を進めています。

施策の方針

- 市民や団体、事業者、市などが相互に連携・協力し、廃棄物の減量化と再資源化を図ることで、環境負荷の少ない資源循環型社会*の構築を目指します。

* マイクロプラスチック：直径 5mm 以下の小さなプラスチックの粒子または断片のこと。
* 資源循環型社会：資源を無駄なく循環させ、持続可能な社会を実現する社会のこと。

施策の展開

ごみの減量化

4021 ごみ排出量の抑制

・市民や団体、事業者、市などが相互に連携・協力しながら、各々の役割を明確にし、ごみの分別や再資源化など、ごみの排出量抑制に取り組みます。

4022 再資源化の推進

・再資源化の必要性や具体的な取り組みなど、資源循環型社会の実現に向けた情報提供や啓発活動を実施しながら、ごみの再資源化を推進します。

安定したごみ処理体制の構築

4023 ごみ処理施設の整備

・新たなごみ処理施設の整備に取り組み、安定したごみ処理体制の構築を図ります。
・再資源化を推進するため、環境センターの適切な維持管理に努めます。

関連諸計画

●桶川市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) (平成 31 年 1 月)
●桶川市分別収集計画 (第十期) (令和 4 年 6 月)

〈市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移〉

(出典:環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」)

施策 403 快適で衛生的な地域環境の創出

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 世界の急速な工業化に伴い、ＰＭ 2.5*や光化学スモッグ*など、大気汚染に関する問題が顕在化しています。また、令和２年（2020 年）からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、定期的な換気や消毒の徹底など、衛生に関する意識が向上しています。
- わが国でも自動車の排気ガス規制、ディーゼル車の排気ガスに含まれる浮遊粒子状物質の規制が強化され、大気の環境改善が進んでいます。また、ハイブリッド車や電気自動車などへの関心が高まり、購入補助など、導入促進策も実施されています。
- 本市では、水質、大気、騒音、振動等の公害の状況を把握するための環境調査をはじめ、不法投棄の防止や河川の水質保全・改善に向けた公共下水道の整備や更新、合併処理浄化槽の設置などを推進しています。
- 犬や猫などペットの飼育におけるモラルの徹底や、飼い犬の登録、予防注射の接種率の向上など、適正な飼育に関する取り組みを進めています。

施策の方針

- 市民や事業者などに対し、衛生的な生活環境の形成に向けた周知や意識啓発を図るとともに、状況を把握するための環境調査などを実施し、快適で衛生的な地域環境の保全を図ります。

* ＰＭ 2.5：直径が 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質のこと。主に大気中に浮遊しており、自動車の排気ガスや工場の排出物、火力発電所の排煙などによって発生する。
* 光化学スモッグ：太陽光線と空気汚染物質が反応して発生し、高濃度になると遠くがかすんで見えるようになる現象。

施策の展開

衛生的な生活環境の形成

4031 生活環境の充実に向けた周知啓発

・良好な生活環境の充実を図るため、生活環境の維持・保全に関する規制の内容等を周知し、意識啓発を図ります。

4032 生活環境の維持に向けた監視等

・騒音や振動、大気汚染などの環境調査を継続的に実施し、工場等における公害の監視や検査、指導を行います。
・不法投棄やポイ捨てについては、継続的に様々な手段を講じ、発生の防止に努めます。

衛生的な地域環境の形成

4033 生活排水施設等の整備

・良好な水環境の確保に向け、公共下水道の整備及び更新、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を推進します。

関連諸計画

●桶川市生活排水処理基本計画（平成 23 年 3 月）
●桶川市環境基本計画（平成 24 年 3 月）

（マンホールカード）

施策 404 みどり空間の創出

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 県では、緑の保全と創出に向け「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」を制定し、一定規模以上の開発行為等について、その敷地や壁面などへの緑化を義務付けています。
- 本市では、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の開発行為について、公園の確保や緑化を指導しています。
- 公園や緑地などは、みどりを身近に感じ、憩いや安らぎをあたえる場であるとともに、遊びや運動などのレクリエーションやコミュニティ活動のほか、延焼防止や避難場所としての活用など、多面的な機能や効果が期待できます。
- 本市では、道路における植樹帯の草刈り、花植えなどの維持管理を協働で行う「桶川市ハート＆ハンド道路サポート制度」を導入しています。また、公園や広場などの緑化に関する活動を支援する補助制度を創設し、地域の緑化に対する活動を支援しています。

施策の方針

- 緑の保全と創出に向け、施設の目的や機能を踏まえながら、公園や広場、建築物の敷地などの緑化に努めるとともに、市民や団体、事業者、市などが互いに連携・協力しながら、身近に緑と親しめる環境づくりを進めます。

（駅西口公園）

施策の展開

緑化意識の醸成

4041 緑化活動の推進

・緑化の推進や緑の保全に関する周知・啓発を図りながら、緑化ボランティア団体への支援や市民が参加できる活動の機会を増やすなど、緑を身近に感じられる取り組みを推進します。

施設等の緑化

4042 施設の緑化と維持管理

・公園や広場などについて、施設の目的や機能に応じた緑化に努め、適切な維持管理を行います。また、一定規模以上の開発行為については、公園の確保や緑化を指導します。

4043 植樹帯等の維持管理

・道路における植樹帯や街路樹は、交通需要や生育環境を踏まえた植樹や維持管理を行います。
・地域や団体、市などが相互に連携・協力し、植樹帯の維持管理など、協働による取り組みを推進します。

関連諸計画

●桶川市都市計画マスタープラン（平成 25 年 3 月）
●桶川市緑のまちづくり基本計画（平成 25 年 3 月）

施策 405 憩いの自然空間の保全と活用

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 平成 27 年（2015 年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に向け、様々な取り組みが世界中に広がり、陸上や河川などにおける自然環境の保全や生物多様性に対する関心が高まっています。
- 荒川の旧流路における湿地環境や生態系の保全・再生を図る荒川太郎右衛門自然再生地において、行政や住民などからなる協議会が自然再生事業に取り組んでいます。
- 本市では、平成 25 年（2013 年）３月に「桶川市緑のまちづくり基本計画」を改訂し、市民緑地や保存樹林の指定など、計画的な緑の保全と緑化の推進に取り組んでいます。
- 本市を流れる江川の沿川には、豊かな水辺環境が残されています。また、その下流域では、サクラソウをはじめとした多くの湿地性植物が自生しており、これらの環境保全に向け取り組んでいます。

施策の方針

- 田園風景や雑木林、河川など自然資源の保全と活用を図りながら、自然と触れ合える場や機会の提供など、自然と生活環境との調和を図ります。

施策の展開

身近な自然環境の保全等

4051 緑の保全と活用

・市民緑地や保存樹林の指定など、既存の緑を保全するとともに、自然と触れ合える環境づくりに努めます。

4052 水辺環境の保全等

・生活環境との調和を図りながら、元荒川や江川等の沿川に広がる水辺環境の保全を図るとともに、荒川の旧流路における荒川太郎右衛門自然再生事業への参加・協力を行います。

生物多様性の維持

4053 生態系の保全等

・外来生物の駆除や希少動植物等の保存に取り組み、生態系の保全・再生に努めます。

関連諸計画

●桶川市緑のまちづくり基本計画（平成 25 年 3 月）

（城山公園 大池）

政策（産業・経済に関する分野）

にぎわいと活力ある 桶川

農業、工業、商業、観光業など、多様な産業の連携や振興を図るとともに、中心市街地の活性化、地の利をいかした企業誘致や施設の立地誘導を図り、桶川で働き、住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

政策の進捗を推し量る指標

政策の進捗を推し量る指標として、市民意識調査等によって得られる各政策分野に対する市民の認識や満足度、その他、各種統計データを活用します。また、諸施策を推進することによりこれらの指標の上昇（指標により減少）を目指します。

指標	現状値
①認定農業者数	40 人 (R4 年度)
②農地の集積率	12.3% (R4 年度)
③市内で働きたいと思えるまちだと思う市民の割合	28.4% (R4 年度市民意識調査)
④市内就業者数	35,239 人 (国勢調査)
⑤製造品出荷額等	1,175 億円 (R3 年経済センサス)
⑥小売業事業所数	353 か所 (H28 年経済センサス)
⑦小売業年間商品販売額	2,859 億円 (H28 年経済センサス)
⑧駅周辺の中心市街地ににぎわいのあるまちだと思う市民の割合	22.2% (R4 年度市民意識調査)
⑨魅力ある観光資源があるまちだと思う市民の割合	13.0% (R4 年度市民意識調査)

施策体系図

にぎわいと活力ある桶川

- 施策 501 農業の振興
- 施策 502 工業の振興
- 施策 503 商業の振興
- 施策 504 観光の振興
- 施策 505 就労支援と勤労者福祉の充実

施策 501 農業の振興

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 農畜産物をはじめとする食料は、人間の生命の維持に欠くことのできないものであり、健康で充実した生活の基礎となるものです。不確実性の高い国際環境の中で、食糧の安定供給、食糧安全保障の重要性がこれまで以上に高まっています。
- 国は、令和 2 年（2020 年）3 月に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、令和 12 年度までにカロリーベース総合食料自給率*を 45％、生産額ベース総合食料自給率*を 75％とする目標を定めています。
- 我が国の農業を取り巻く環境は、経営耕地面積*が昭和 36 年（1961 年）の約 609 万 ha をピークに減少を続け、令和 2 年（2020 年）には約 437 万 ha となり、同年の基幹的農業従事者*の平均年齢が 67.8 歳となるなど、厳しさを増しています。
- 国は、平成 26 年（2014 年）3 月に農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、「農地中間管理事業の推進に関する法律」を施行しました。県はこれに基づき埼玉県農地中間管理機構を設立し、農地の貸し借りの円滑化による農地利用の集積・集約化を進めるとともに、農業生産法人の経営支援などに取り組んでいます。
- 本市では、経営耕地面積を確保するため、農地利用の集積・集約化を進め、認定農業者などの担い手の育成・確保に努めています。また、令和 6 年度（2024 年度）に予定している道の駅「(仮称）おけがわ」の開業に向け、市内農畜産物の消費拡大や商工業者との連携などを進めています。

施策の方針

- 広域交通網の優位性をいかし、安定的な経営を行える都市近郊農業の環境づくりを進めます。
- 市民が農業に親しむ機会を創出し、市内農畜産物の消費拡大や商工業者との連携など、農業の振興を図ります。

* カロリーベース総合食料自給率：基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、供給される熱量に対する域内での生産割合を示す指標。
* 生産額ベース総合食料自給率：経済的価値に着目して、供給される食料の生産額に対する域内での生産割合を示す指標。
* 経営耕地面積：農家など、農林業経営体が経営している耕地を指す。
* 基幹的農業従事者：農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している人。
* 荒廃農地：現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

施策の展開

営農環境の整備

5011 営農支援の充実

・販売ルートの開拓やデジタル技術を活用した生産性の向上、環境保全型農業に向けた取り組みなど、社会環境の変化や消費者ニーズに応じた営農の支援に取り組みます。
・持続可能な農業経営に向け、後継者や新規就農者に対する支援、関係機関等と連携した農地の集積・集約化など、必要な支援に取り組みます。

5012 農地の保全

・営農支援などを通じた農地の活用や、荒廃農地*の発生防止、農地の再生など、農地の適正な保全と管理に取り組みます。

農業への理解と普及

5013 農業を身近に感じられる機会の充実

・農業を学ぶ機会や関連イベントの開催、市民農園、市内農畜産物の販売、学校給食による食育などを通じ、農業に対する市民の理解を深め、農業と生活の身近な環境づくりを進めます。

多様な産業との連携

5014 農・商・工連携による産業振興

・農業の六次産業化や多様な事業者との連携によるブランド化を目指し、次世代に向けた農業の振興を図ります。
・道の駅「(仮称) おけがわ」の整備を推進し、市内農畜産物の販売や情報発信、多様な交流などを通じ、地域と産業の振興を図ります。

関連諸計画

●桶川市農業振興地域整備計画（昭和 62 年）

〈農家数と経営耕地面積の推移〉

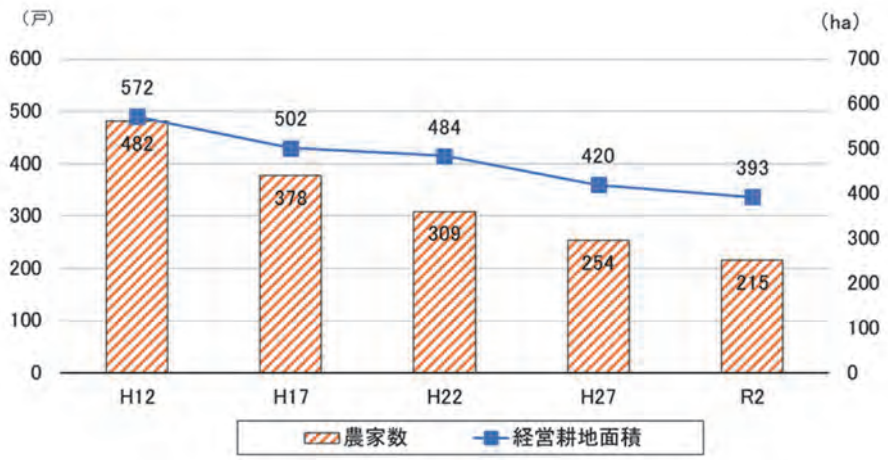

（出典：2020 年農林業センサス）

施策 502 工業の振興

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 近年、中小企業経営者の高齢化と労働人口の減少を背景として、後継者不在による事業承継が社会問題となっています。その一方、ＡＩやＩｏＴ*を駆使した技術革新により、特に、ものづくりの現場ではオートメーション化*が進展しており、生産活動の省力化、効率化が進んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、サプライチェーン*の脆弱性が顕在化しました。これに対し、国は、海外の生産拠点の国内回帰を促し、製品や原材料などの円滑な供給を確保するサプライチェーンの強靭化に取り組んでいます。
- 県では、高度なものづくり技術を持つ企業の集積と優れた交通アクセスという地域特性を活用し、幅広い業種の成長産業の集積を図り、地域の「稼ぐ力」を強化することとしています。
- 本市は、桶川東部工業団地をはじめ市域に様々な企業が立地していますが、本市における事業所数は、近年減少傾向が続いています。
- 市内では、圏央道や上尾道路が供用開始され、交通の利便性が飛躍的に向上しており、地の利をいかした土地利用として企業誘致に取り組んでいます。

施策の方針

- 事業活動の発展や維持、安定的に成長できる環境づくりを進めます。
- 広域交通網の優位性をいかし、企業誘致による産業基盤づくりに取組み、地域産業の振興を図ります。

（圏央道桶川加納ＩＣ）

施策の展開

持続的な経営に向けた支援

5021 経営と事業活動への支援

・企業からの相談体制の充実などにより、経営能力の向上や企業体質の強化を図ります。また、中小企業者の経営の安定化を図るための支援を行います。
・急速な技術革新や高度情報化など経営環境の変化に対応できるよう関係機関と連携・協力し、企業の競争力を高めるための支援を行います。

産業基盤づくり

5022 企業誘致の推進

・桶川北本ＩＣ、桶川加納ＩＣの周辺地域の複合開発エリアでは、周辺環境との調和や地域との合意形成の進捗などを踏まえ、物流業や製造業など、産業施設の立地誘導を推進します。
・上尾道路の沿道軸では、周辺の田園環境や生活環境、景観などに配慮した適切な誘導と規制のもと物流施設の立地など沿道環境の形成を図ります。

関連諸計画

●桶川市商工振興計画（平成 24 年 4 月）
●導入促進基本計画（平成 30 年 8 月）
●創業支援等事業計画（令和 2 年 12 月）

〈事業所数と製造品出荷額等の推移〉

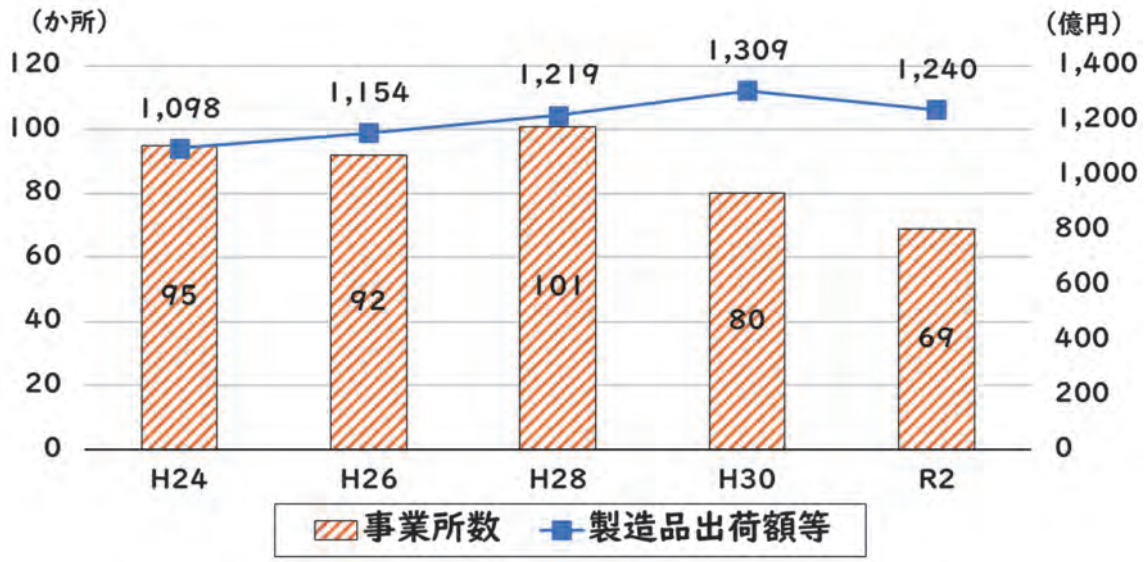

（出典：「工業統計調査」（平成 24、26、30 年、令和 2 年）、「経済センサス」（平成 28 年））

* ＩｏＴ：Internet of Things（モノのインターネット）の略で、さまざまな物がインターネットにつながり、相互に情報交換や制御ができる仕組みのこと。
* オートメーション化：自動化技術を利用して、人手による操作を最小限に抑え、機械やシステムによる自動化を進めること。
* サプライチェーン：商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費まで、商品が最終消費者に届くまでのつながりのこと。

施策 503 商業の振興

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 国は、中心市街地の活性化に向け関連諸法令の改正を重ねるとともに、人口減少と少子高齢化の進展に伴う都市構造の変化を見据えたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推奨しています。
- 商業者を取り巻く環境は、人口減少に伴う市場の縮小や労働力の不足、経営者の高齢化や後継者不足による事業承継の問題に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症による消費志向の変化や物価高騰による原材料費の高騰など、厳しい局面が続いています。
- コロナ禍をきっかけとして、社会のニーズや生活スタイルが大きく変化しており、ネットショッピングや宅配サービスといった非接触型のサービスが広がるなど、新たな技術を活用したサービスが普及しつつあります。
- 本市では、桶川駅周辺において、都市基盤整備とあわせ商業・業務サービス機能の集積を誘導し、魅力ある中心市街地の形成に取り組んでいます。
- 本市の小売業は、事業所、小売業年間商品販売額ともに横ばい傾向にあります。

施策の方針

- 安定した事業活動に向け、関係機関と連携を図りながら必要な支援を行うとともに、新たなビジネスの育成を行い便利で活気のある商業環境づくりを進めます。
- 桶川駅周辺において商業・業務サービス機能の集積を誘導し、本市の顔となる魅力的な中心市街地の形成を目指します。

施策の展開

持続的な経営に向けた支援

5031 事業者への支援

・意欲ある事業者や中小企業の経営の安定化を図るため、相談体制や経営改善に向けた支援の充実を図るとともに、各種商業関連団体との連携や活動の支援に取り組みます。
・地域課題の解決や身近な生活サービスの提供など、新たな事業を起こす小規模な事業者の活動を支援し、育成を図ります。

商業環境の充実

5032 魅力ある商業地の形成

・都市拠点となる桶川駅東口では都市基盤整備を進め、商業・業務サービス機能の集積を誘導し、回遊性と魅力ある商業環境の形成を図ります。一方、桶川駅西口では、大型商業施設が立地しており、駅東西の特色をいかした一体的な商業環境づくりを進めます。
・日出谷地区の地域生活拠点では、大型商業施設や沿道型サービスを中心とした商業環境の形成を図ります。

関連諸計画

●桶川市商工振興計画（平成 24 年 4 月）
●創業支援等事業計画（令和 2 年 12 月）

〈事業所数と年間商品販売額等の推移〉

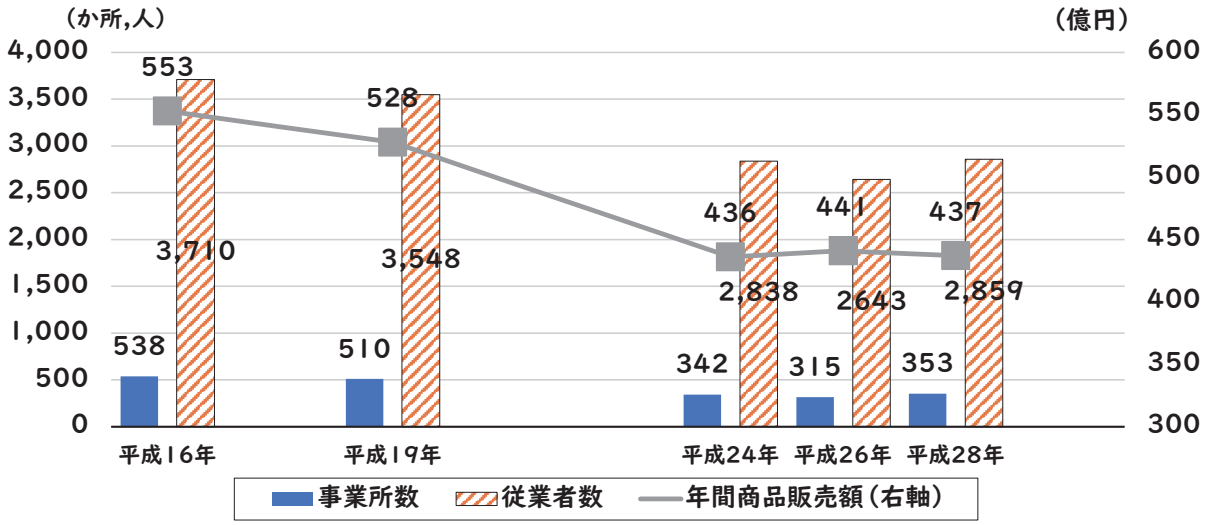

（出典：「商業統計」（平成 16、19、26 年）、「経済センサス」（平成 24、28 年））

施策 504 観光の振興

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会環境の変化を受け、観光業や飲食業などは、営業自粛や来客の激減により、大変厳しい経営環境にあります。
- 身近な地域資源を見つめ直し観光する「マイクロツーリズム」が注目されており、有名な観光地の訪問のみならず、身近な地域での体験・交流型の観光が広がりを見せています。
- 本市では、中山道、べに花ふるさと館、桶川飛行学校平和祈念館、そして、令和６年度（2024 年度）の開業を予定している道の駅「（仮称）おけがわ」を観光まちづくり拠点としています。
- 桶川祇園祭のほか、べに花まつりや市民まつりなど、観光振興につながる様々なイベントが開催されています。
- 江戸末期、桶川臙脂（えんじ）の名で全国に知られたべに花をモチーフにした、マスコットキャラクター「オケちゃん」により本市の魅力を情報発信しています。

施策の方針

- 観光まちづくり拠点を中心に農・商・工との連携を図りながら、新たな観光資源の発掘や各種イベントによる交流人口の創出など、多くの人が訪れるにぎわいづくりを進めます。

（桶川飛行学校平和祈念館）

施策の展開

魅力ある観光づくり

5041 地域資源の活用

・観光まちづくり拠点となる中山道沿道、べに花ふるさと館、桶川飛行学校平和祈念館を中心に、地域に伝承されている芸能・文化などの地域資源の保存・活用や関連イベントの開催などを通じ、魅力ある観光まちづくりの推進を図ります。
・特産品の推奨や販路の拡大、地域の特性をいかした新たな観光資源の発掘などに取り組むとともに、道の駅「(仮称) おけがわ」の整備を推進し、地域振興を通じた観光まちづくりの推進を図ります。

5042 観光推進体制の充実

・桶川市観光協会と連携し、観光の推進を図るとともに、ガイドボランティアなど観光を支える人材の育成を図ります。
・観光における誘客人口の増加を図るため、マスコットキャラクター「オケちゃん」やホームページ、ＳＮＳなどによる情報発信、パンフレットの作成、フィルムコミッション*事業による本市のＰＲなど、多様な媒体を活用した情報発信を行います。

関連諸計画

●桶川市商工振興計画（平成 24 年 4 月）

* フィルムコミッション：地域活性化、文化振興、観光振興を目的として、映画などの撮影場所誘致や撮影を支援すること。

施策 505 就労支援と勤労者福祉の充実

主な SDGs のゴール

施策の現状

- 人口減少、少子高齢化の進展に伴い働き手となる生産年齢人口が減少する中、個人の意思や能力、事情などに応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会の形成が求められています。
- 国は、平成 29 年（2017 年）3 月に「働き方改革実行計画」を策定し、年率 3%程度を目途として最低賃金を引き上げていき、全国加重平均が時給 1,000 円になることを目指しています。
- 平成 30 年（2018 年）に働き方改革関連法が成立し、多様な働き方を選択できる労働環境づくりとして、勤務間インターバル制度*の努力義務化や 5 日間の計画的な有給休暇取得の義務化、残業時間の罰則付き上限規制などが導入されました。
- 働き方改革が社会に浸透し、大企業・中小企業の区別なく、非正規雇用の正規雇用化や出産・育児関連の休暇・勤務規定の見直しなど、就労環境や慣行が見直される動きが広がっています。
- 日本の完全失業率は、中長期的には改善傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた業種では、厳しい就労環境が続いています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、生活スタイルや働き方が変化し、テレワーク*やワーケーション*など多様な働き方が社会に浸透しつつあります。

施策の方針

- 就労に関する情報提供や相談体制の充実を図り、雇用機会の確保や勤労者福祉の充実に努め、誰もが健康で安心して働くことができる環境づくりを進めます。

* 勤務間インターバル制度：1 日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けることで、働く人の生活時間や睡眠時間を確保する制度。
* テレワーク：情報通信機器（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない働き方のこと。
* ワーケーション：ワーク（work）とバケーション（vacation）を組み合わせた造語で、テレワーク等を活用し、景勝地など普段の職場とは異なる場所で地域の魅力に触れながら仕事を行う働き方。

施策の展開

就労環境の向上

5051 雇用機会の充実

- 労働関係機関と連携しながら、職業能力の向上のための支援や相談体制の充実を図り、誰もが安心して働き続けることができる安定した就労環境づくりを進めます。
- 高齢者や障害者の就労機会を増やすための研修会の開催や各種雇用制度について周知を図ります。
- ワーク・ライフ・バランス*の推進や就労環境の改善などに向け、企業への周知・啓発を図ります。
- 桶川北本ＩＣ、桶川加納ＩＣの周辺地域における複合開発エリアにおいて産業基盤づくりを進め、企業の立地を促進し、雇用機会の創出を図ります。

5052 勤労者福祉の充実

- 勤労者への貸付制度や余暇活動の場となる勤労者福祉施設の活用の促進を図ります。

〈最低賃金の推移（埼玉県）〉

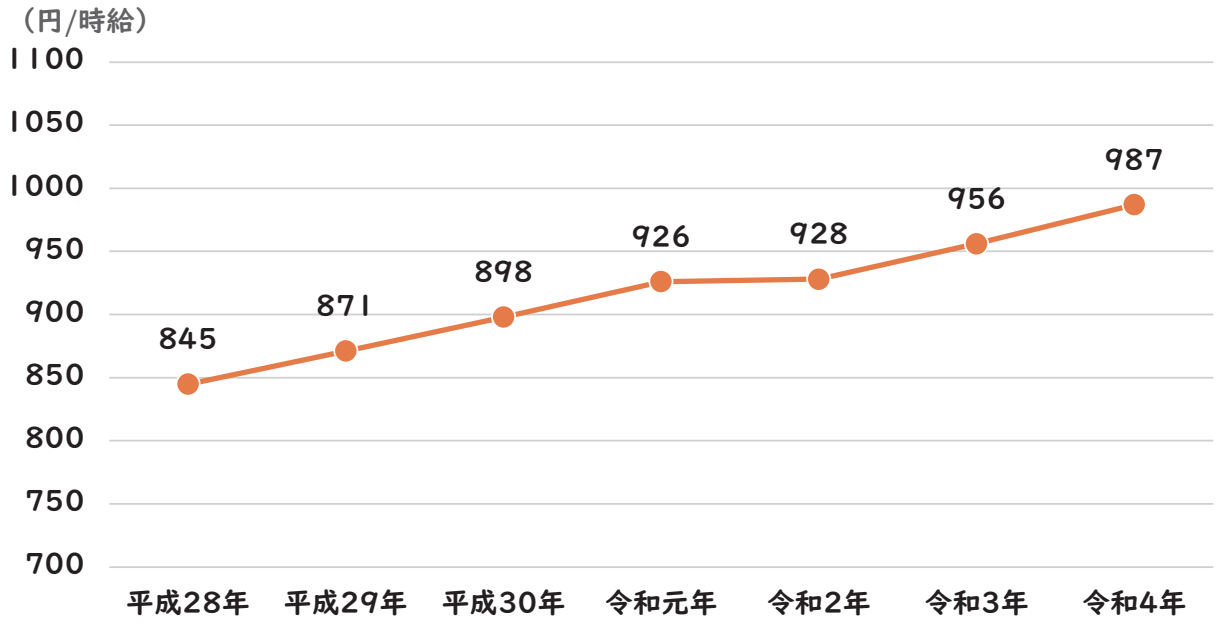

（出典：厚生労働省埼玉労働局資料）

* ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。子育てに関しては、仕事と子育てを両立することを指す。

（篠津の桜堤）

資料編

1 策定体制

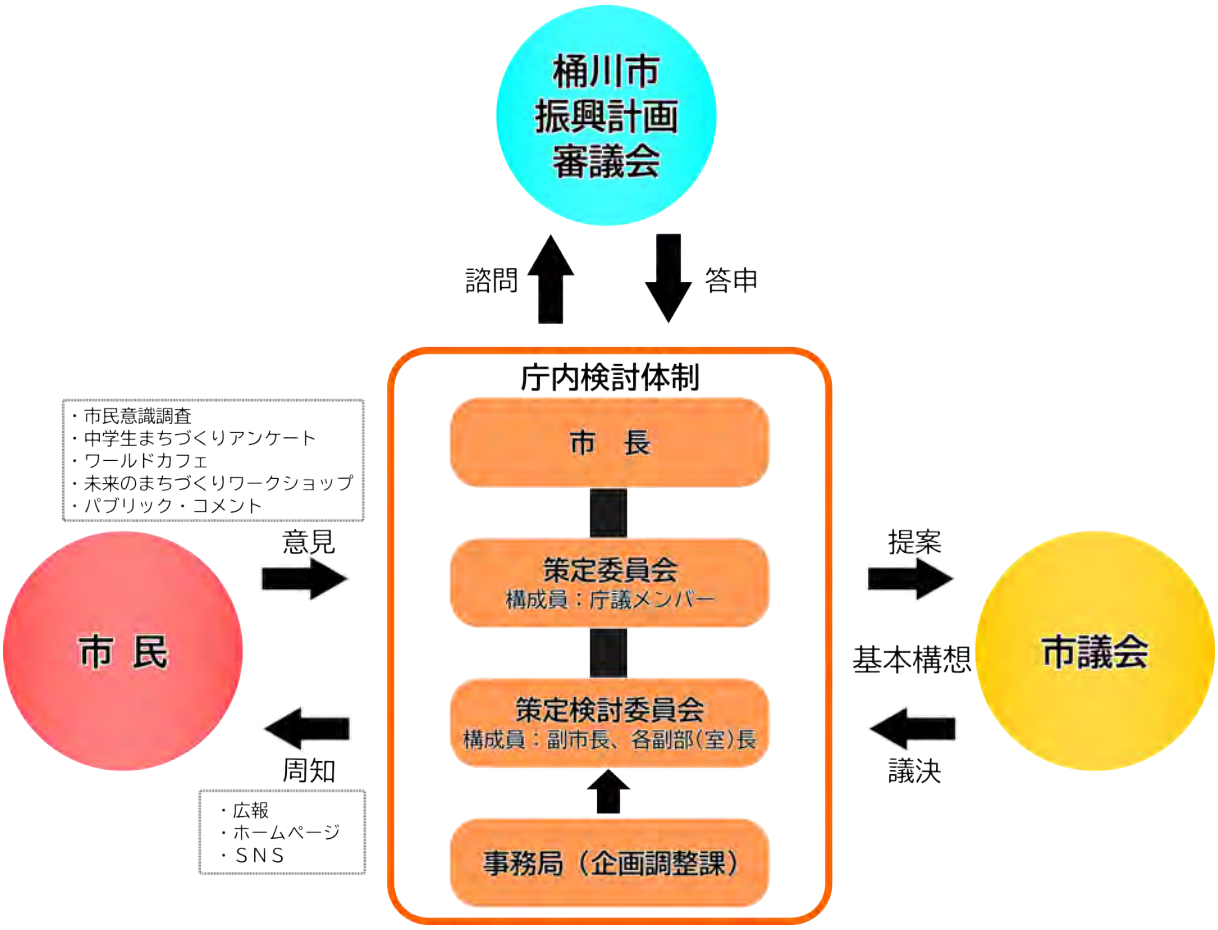
桶川市
振興計画
審議会
諮問
答申
庁内検討体制
市　長
策定委員会
構成員：庁議メンバー
策定検討委員会
構成員：副市長、各副部(室)長
事務局（企画調整課）
・市民意識調査
・中学生まちづくりアンケート
・ワールドカフェ
・未来のまちづくりワークショップ
・パブリック・コメント
意見
市 民
周知
・広報
・ホームページ
・SNS
提案
基本構想
議決
市議会

2 桶川市振興計画審議会

(1) 桶川市振興計画審議会条例

昭和 42 年 3 月 22 日
条例第 4 号

(目的)

第 1 条　この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、桶川市振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(昭和 61 条例 16・一部改正)

(設置)

第 2 条　市長の諮問に応じ、市振興計画の策定その他の実施に関し必要な調査及び審議を行うため桶川市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(昭和 55 条例 1・一部改正)

(組織)

第 3 条　審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

(1) 市の議会の議員
(2) 市民
(3) 市の教育委員会の委員
(4) 市の農業委員会の委員
(5) 市内の公共的団体等の役員及び職員
(6) 学識経験を有する者

(昭和 55 条例 1・平成 12 条例 6・平成 17 条例 10・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条　審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(昭和 55 条例 1・全改)

（部会）

第６条　審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

２　部会に属させる委員は、会長が指名する。

第７条　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

２　部会長は、部会の事務を掌理する。

３　部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第８条　審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

２　審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、企画財政部企画課企画調整課において処理する。

（昭和 44 条例 19・昭和 45 条例 53・昭和 53 条例 4・昭和 57 条例 22・昭和 60 条例 20・平成 2 条例 3・平成 5 条例 32・平成 9 条例 15・平成 13 条例 12・平成 21 条例 21・平成 25 条例 36・平成 28 条例 4・一部改正）

（雑則）

第 10 条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

（昭和 55 条例 1・一部改正）

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　桶川市新町建設審議会条例（昭和 33 年条例第 5 号）は、廃止する。

(2) 桶川市振興計画審議会委員

区分	氏名（敬称略）	選出団体名	在任期間
1号委員	岩﨑（いわさき） 隆志（たかし）	桶川市議会議員	令和2年2月23日～令和4年11月4日
	岡野（おかの） 千枝子（ちえこ）	桶川市議会議員	令和2年2月23日～令和3年12月20日
	新妻（にいつま） 亮（りょう）	桶川市議会議員	令和2年2月23日～令和3年12月20日
	新島（にいじま） 光明（みつあき）	桶川市議会議員	令和3年12月21日～令和4年11月4日
	岡安（おかやす） 政彦（まさひこ）	桶川市議会議員	令和3年12月21日～令和4年11月4日
2号委員	井上（いのうえ） 悟郎（ごろう）	桶川市青少年相談員協議会	令和2年2月23日～令和4年11月4日
	秋山（あきやま） 梨花（りんか）	桶川市青少年相談員協議会	令和2年2月23日～令和4年11月4日
3号委員	水村（みずむら） 実男（じつお）	桶川市教育委員会	令和2年2月23日～令和4年11月4日
4号委員	小峯（こみね） 完治（かんじ）	桶川市農業委員会	令和2年2月23日～令和3年3月31日
	和久津（わくつ） 一美（かずみ）	桶川市農業委員会	令和3年4月1日～令和4年3月31日
	荒井（あらい） 昌和（まさかず）	桶川市農業委員会	令和4年4月1日～令和4年11月4日
5号委員	中村（なかむら） 文雄（ふみお）	桶川市民生委員・児童委員協議会	令和2年2月23日～令和4年11月4日
	加藤（かとう） 清（きよし）	桶川市商工会	令和2年2月23日～令和3年5月31日
	澁谷（しぶや） 光章（みつあき）	桶川市商工会	令和3年6月1日～令和4年11月4日
	吉田（よしだ） 耕造（こうぞう）	桶川市区長会	令和2年2月23日～令和4年11月4日
6号委員	大沢（おおさわ） 昌玄（まさはる）	日本大学理工学部	令和2年2月23日～令和4年11月4日
	永井（ながい） 祐二（ゆうじ）	早稲田大学環境総合研究センター	令和2年2月23日～令和4年11月4日

(3) 諮問及び答申

①諮問

桶企第６９３号
令和２年２月２３日

桶川市振興計画審議会会長 様

桶川市長　小　野　克　典

桶川市次期振興計画基本構想について（諮問）

桶川市振興計画審議会条例（昭和４２年桶川市条例第４号）第２条の規定に基づき、桶川市次期振興計画基本構想について御審議いただきたく、諮問します。

②答申

令和４年１１月４日

桶川市長　小　野　克　典　様

桶川市振興計画審議会
会長　大　沢　昌　玄

桶川市次期振興計画基本構想について(答申)

令和２年２月２３日付桶企第６９３号をもって諮問のあった標記の件について、当審議会で慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

3 桶川市総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定要綱

（令和２年１月３０日市長決裁）
改正：令和４年３月３１日市長決裁

（設置）

第１条　桶川市第六次総合振興計画基本構想案及び桶川市第六次総合振興計画基本計画案（以下これらを「計画案」という。）を策定し、もって総合的かつ計画的な行政運営に寄与するため、桶川市第六次総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び桶川市第六次総合振興計画策定検討委員会（以下「策定検討委員会」という。）を置く。

（策定委員会の所掌事務）

第２条　策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画案を策定すること。

(2) 策定検討委員会を指導し、及び助言すること。

(3) その他必要と認められる事項に関すること。

（策定委員会の組織）

第３条　策定委員会は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和５４年桶川市規則第６号）第４条各号に定める者をもって構成する。

２　策定委員会の委員長（以下、この条及び次条において「委員長」という。）は、市長とし、副委員長は、副市長とする。

３　委員長は、策定委員会を代表し、その事務を統括する。

４　第２項の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（策定委員会の会議）

第４条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（策定検討委員会の所掌事務）

第５条　策定検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画案の素案を策定すること。

(2) 計画案の素案策定等に必要な資料を収集するとともに、必要な事項を調査・研究すること。

(3) 関係所管との総合調整を図ること。

(4) 前３号に定める事項についての結果を策定委員会に報告すること。

(5) その他必要と認められる事項に関すること。

（策定検討委員会の組織）

第６条　策定検討委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

（1）副市長

（2）企画財政部長

（3）秘書室副室長、企画財政部副部長、総務部副部長、環境経済部副部長、福祉部副部長、健康推進部副部長、都市整備部副部長及び教育部副部長

２　策定検討委員会の委員長（以下、この条、次条及び第８条において「委員長」という。）は、前項第１号に掲げる職をもって充て、副委員長は、同項第２号に掲げる職をもって充てる。

３　委員長は、策定検討委員会を代表し、その事務を統括する。

４　第２項の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（策定検討委員会の会議）

第７条　策定検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（プロジェクトチーム）

第８条　委員長は、特定の課題、施策等に関する事項について集中的に調査、研究等をするため必要があると認めるときは、策定検討委員会内に当該事項に関するプロジェクトチームを組成することができる。

２　プロジェクトチームの構成員、所掌事務、運営方法等は、策定検討委員会において定める。

（庶務）

第９条　策定委員会及び策定検討委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、計画案の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱は、計画案が策定された日の翌日に、その効力を失う。

附　則（令和４年３月３１日市長決裁）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

4 策定経過

日付	経過	概要等
令和元年 12 月 21 日～令和 2 年 1 月 17 日	市民意識調査	・桶川市在住の満 18 歳以上の個人 3,000 人
令和 2 年 2 月 23 日	第 1 回桶川市振興計画審議会	・桶川市次期振興計画基本構想について諮問
令和 2 年 4 月 18 日	（仮称）桶川市第六次総合振興計画の策定に係るワールドカフェ	中止
令和 2 年 5 月 16 日	第 2 回桶川市振興計画審議会	中止
～　コロナ禍による中断　～		
令和 4 年 1 月 12 日～26 日	中学生まちづくりアンケートの実施	・市内各中学校の 2 年生を対象に google form にてアンケートを実施
令和 4 年 1 月 30 日	第 2 回桶川市振興計画審議会	・（仮称）第六次総合振興計画の策定について ・市民意識調査の結果について
令和 4 年 2 月 26 日	第 3 回桶川市振興計画審議会	・次期基本構想の策定に向けたスケジュールについて ・中学生まちづくりアンケート等の結果報告
令和 4 年 3 月 13 日	（仮称）桶川市第六次総合振興計画の策定に係るワールドカフェ	・公募市民によるワールドカフェを実施
令和 4 年 3 月 18 日	未来のまちづくりワークショップ	・市内の高校や聖学院大学の学生によるワークショップを実施
令和 4 年 4 月 16 日	第 4 回桶川市振興計画審議会	・市民参加の結果について ・基本理念について
令和 4 年 5 月 14 日	第 5 回桶川市振興計画審議会	・基本理念について ・政策について
令和 4 年 7 月 2 日	第 6 回桶川市振興計画審議会	・政策と計画推進のためにについて ・将来像について ・土地利用構想について
令和 4 年 7 月 30 日	第 7 回桶川市振興計画審議会	・将来像について ・土地利用について

日付	経過	概要等
令和４年９月５日 ～10月４日	基本構想のパブリック・コメントを実施	
令和４年10月22日	第８回桶川市振興計画審議会	・パブリック・コメントの反映について
令和４年11月４日	次期基本構想の答申	
令和４年11月29日	桶川市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の議決	
令和４年12月14日	桶川市第六次総合計画基本構想の議決	
令和５年１月17日 ～２月３日	市民意識調査	・桶川市在住の満18歳以上の個人3,000人
令和５年２月６日 ～３月７日	前期５か年基本計画のパブリック・コメントを実施	
令和５年３月31日	第六次総合計画策定	

ワールドカフェ

未来のまちづくりワークショップ

桶川市振興計画審議会

基本構想の答申

5 指標一覧

分野	No.	指標
計画全体	1	住みよいまちだと思う市民の割合
	2	住み続けたいと思う市民の割合
【教育・文化】	3	小中学校の教育に満足している市民の割合
	4	桶川市のことが好きだと思う子どもの割合
	5	桶川市に住み続けたいと思う子どもの割合
	6	生涯学習の機会・内容に満足している市民の割合
	7	文化・芸術活動に満足している市民の割合
	8	生きがいのある豊かな人生を育むことができるまちだと思う市民の割合
【健康・福祉】	9	健康で幸せな生活を続けることができるまちだと思う市民の割合
	10	子どもを生み育てやすいまちだと思う市民の割合
	11	高齢者が安心して住み続けられるまちだと思う市民の割合
	12	障害者が安心して住み続けられるまちだと思う市民の割合
	13	思いやりのある温かいまちだと思う市民の割合
	14	住み慣れた地域で共に支え合うことができるまちだと思う市民の割合

分野	No.	指標
【安心安全・都市基盤】	15	地震や台風などの自然災害に強いまちだと思う市民の割合
	16	安心して、心穏やかに暮らし続けることができるまちだと思う市民の割合
	17	犯罪の心配が少なく安心して生活することができるまちだと思う市民の割合
	18	刑法犯認知件数
	19	交通事故発生件数
	20	道路や公園等の都市基盤が整備され快適に生活できると思う市民の割合
	21	日常の買い物や通勤・通学など生活の利便性が高いまちだと思う市民の割合
【環境・みどり】	22	普段の生活の中で、地球温暖化対策に取り組んでいる市民の割合
	23	ごみ排出量
	24	資源化率
	25	騒音や振動のない静けさに満足している市民の割合
	26	人と自然にやさしく、みどり豊かで快適なまちだと思う市民の割合
【産業・経済】	27	認定農業者数
	28	農地の集積率
	29	市内で働きたいと思えるまちだと思う市民の割合
	30	市内就業者数
	31	製造品出荷額等
	32	小売業事業所数
	33	小売業年間商品販売額
	34	駅周辺の中心市街地ににぎわいのあるまちだと思う市民の割合
	35	魅力ある観光資源があるまちだと思う市民の割合

6 桶川市第六次総合計画　前期５か年基本計画における施策等一覧

政策１　生きる力と豊かな心を育む 桶川

施策	施策の展開	
101 就学前教育の支援・充実	1011	家庭の教育力の向上
	1012	幼児教育の場の確保
	1013	幼・保・小の連携の促進
102 学校教育の充実	1021	知・徳・体の教育の推進
	1022	食育の推進
	1023	教育支援の充実
	1024	新しい時代の学びに対応する教育の推進
	1025	学校施設の環境整備
	1026	連携による学校教育の推進
103 青少年の健全な育成	1031	生きる力を育む活動の推進
	1032	青少年育成活動の推進
	1033	居場所づくりの充実
	1034	インターネット被害の防止
	1035	非行防止の推進
104 生涯学習・生涯スポーツの充実	1041	多様な学習機会の提供
	1042	地域のスポーツ活動の推進
	1043	生涯学習・生涯スポーツ施設の環境整備
	1044	人材の育成と活用
	1045	活動団体への支援
	1046	放課後の居場所づくり
105 文化・芸術の振興・保存・継承	1051	文化財の保存と継承
	1052	個性的な地域文化の活用
	1053	文化・芸術活動の促進
106 人権教育・啓発と平和の推進	1061	人権教育の推進
	1062	人権啓発の推進
	1063	生活相談の充実
	1064	平和意識の啓発

政策２　共に支え合い いきいきと暮らせる 桶川

施策	施策の展開	
201 健康づくりの推進・医療の充実	2011	地域保健活動の推進
	2012	感染症対策の充実
	2013	地域医療体制等の充実
	2014	保険制度の適正な運営
202 子ども・子育て支援の充実	2021	安心して産み育てられる環境の充実
	2022	働きながら子育てできる環境の充実
	2023	子どもの権利を守る環境の充実
203 高齢者支援の充実	2031	生きがい活動の推進
	2032	介護サービスの充実
	2033	地域包括ケアの推進
204 障害者（児）支援の充実	2041	生活支援の充実
	2042	活躍の場づくりの促進
	2043	福祉と教育の連携
	2044	医療体制の充実
205 自立した生活への支援の充実	2051	早期発見と支援
	2052	自立に向けた支援
206 地域福祉の推進	2061	地域支援体制の充実
	2062	相談と情報提供体制の充実
	2063	地区社協活動等の充実

政策３　安心して暮らし続けられる 桶川

施策	施策の展開	
301 防災・減災対策の推進	3011	防災・減災に対する意識啓発
	3012	防災体制の強化
	3013	地域防災力の向上
	3014	消防力の強化
	3015	防災設備・物資の充実
	3016	災害に強い建物づくりの推進
302 防犯まちづくりの推進	3021	防犯に対する意識啓発
	3022	自主的防犯活動の促進
	3023	防犯対策の推進
	3024	防犯環境の整備
303 交通安全対策の推進	3031	交通安全に対する意識啓発
	3032	交通安全施設の整備
304 治水対策の推進	3041	河川・水路の改修と維持管理
	3042	雨水流出の抑制
305 良好な都市環境の形成	3051	調和のとれた土地利用の推進
	3052	良好な住宅地の形成
	3053	市街地の変化への対応
	3054	まち並みの保全と形成
	3055	公園等の整備と維持管理
	3056	上水道の安定供給
	3057	公共下水道の整備と適切な施設管理
306 道路の整備・管理	3061	広域幹線道路の整備
	3062	地域幹線道路の整備
	3063	歩道等の整備
	3064	生活道路等の整備
	3065	道路・橋梁の計画的な管理
307 安全な消費生活の確保	3071	消費者の意識啓発等
	3072	消費生活相談の充実
308 生活に身近な拠点の形成	3081	魅力ある中心市街地の形成
	3082	地域生活拠点の充実
	3083	コミュニティ拠点の充実
	3084	公共交通ネットワーク等の充実

政策４　環境にやさしくみどりと調和した 桶川

施策	施策の展開	
401 地球温暖化対策の推進	4011	環境意識の向上
	4012	環境に関する学習機会の提供
	4013	環境に配慮した公共施設と行政活動
	4014	省エネ機器等の普及
402 資源循環型社会の構築	4021	ごみ排出量の抑制
	4022	再資源化の推進
	4023	ごみ処理施設の整備
403 快適で衛生的な地域環境の創出	4031	生活環境の充実に向けた周知啓発
	4032	生活環境の維持に向けた監視等
	4033	生活排水施設等の整備
404 みどり空間の創出	4041	緑化活動の推進
	4042	施設の緑化と維持管理
	4043	植樹帯等の維持管理
405 憩いの自然空間の保全と活用	4051	緑の保全と活用
	4052	水辺環境の保全等
	4053	生態系の保全等

政策５　にぎわいと活力ある 桶川

施策	施策の展開	
501 農業の振興	5011	営農支援の充実
	5012	農地の保全
	5013	農業を身近に感じられる機会の充実
	5014	農・商・工連携による産業振興
502 工業の振興	5021	経営と事業活動への支援
	5022	企業誘致の推進
503 商業の振興	5031	事業者への支援
	5032	魅力ある商業地の形成
504 観光の振興	5041	地域資源の活用
	5042	観光推進体制の充実
505 就労支援と勤労者福祉の充実	5051	雇用機会の充実
	5052	勤労者福祉の充実

桶川市第六次総合計画

発　行　日　　令和５年３月
発　　行　　桶川市
企画・編集　　桶川市企画財政部企画調整課
〒 363-8501　桶川市泉一丁目３番 28 号
電話：048-786-3211（代表）
E-mail：kikaku@city.okegawa.lg.jp
市 HP：https://www.city.okegawa.lg.jp